

## 参考資料集

## — 目次 —

## (課徴金制度の基本的性格)

参考 1 1 - 1	課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方	1
参考 1 1 - 2	憲法条文 (抜粋)	3 9
参考 1 1 - 3	最高裁平成 1 4 年 2 月 1 3 日判決 (抜粋)	4 0

## (新制度と刑事罰との関係)

参考 1 2 - 1	独占禁止法等における罰則規定 (抜粋)	4 1
参考 1 2 - 2	法人に対する課徴金と刑事罰の併科事例	4 3
参考 1 2 - 3	行政制裁金 (課徴金) と刑事罰の併科が可能な国	4 7
参考 1 2 - 4	自然人に対する刑事罰の適用例	4 8
参考 1 2 - 5	刑事告発方針 (平成 1 7 年 1 0 月 7 日)	5 2

## (新制度と民事損害賠償金等との関係)

参考 1 3 - 1	課徴金と民事上の請求権に関する裁判例	5 3
------------	--------------------	-----

## (調査妨害へのペナルティー)

参考 1 4 - 1	我が国の経済法令における調査妨害等に対する罰則の例	5 4
参考 1 4 - 2	他法令における調査妨害行為に対する罰則の適用事例	5 6
参考 1 4 - 3	弁護士により非協力的なアドバイスが行われた事例	5 7
参考 1 4 - 4	刑事訴訟法等の改正の概要	6 0
参考 1 4 - 5	証拠が隠匿されていた事例	6 3

(事前手続)

参考15-1	行政手続法(抜粋)	64
参考15-2	他法令における金銭的不利益処分の手続の例	65
参考15-3	欧州委員会の事件記録の閲覧についての規定に関する告示(仮訳)	67
参考15-4	最高裁平成4年7月1日判決(抜粋)	75

(防御権)

参考16-1	独占禁止法違反被疑事件の審査手続における手続保障の検討経過	76
参考16-2	「独占禁止法審査手続についての懇談会報告書」(平成26年12月24日公表)の概要	77
参考16-3	独占禁止法審査手続に関する指針	79
参考16-4	任意の供述聴取に係る苦情申立制度の導入	85
参考16-5	我が国の他法令における防御権の概要	87
参考16-6	東京高裁平成25年9月12日(抜粋)	88
参考16-7	諸外国における防御権の概要	89
参考16-8	公正取引委員会が行う行政調査手続の実際	96

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

参考11-1

## 1 課徴金制度の変遷

	(課徴金制度導入) 昭和52年改正 (S52.6公布・S52.12施行)	平成3年改正 (H3.4公布・H3.7施行)	平成17年改正 (H17.4公布・H18.1施行)	平成21年改正 (H21.6公布・H22.1施行)																																																														
対象	<b>対象行為</b> 不当な取引制限 ・対価に係るもの ・対価に影響があるもの		<b>対象行為の拡大</b> + 支配型私的独占 購入カルテル	<b>対象行為の拡大</b> + 排除型私的独占 共同の取引拒絶 不当廉売・差別対価 再販売価格の拘束 優越的地位の濫用																																																														
算定率	<b>業種別算定率</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>算定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>1.5%</td> </tr> </tbody> </table> (注)算定率は、法人企業統計の経常利益率を基に設定。		算定率	製造業	2%	卸売業	0.5%	小売業	1%	上記以外	1.5%	<b>算定率の引上げ</b> 中小企業軽減算定率の導入 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>原則</th> <th>中小企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業等</td> <td>6%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table> (注)算定率は、法人企業統計の営業利益率を基に設定。		原則	中小企業	製造業等	6%	3%	卸売業	1%	1%	小売業	2%	1%	<b>算定率の引上げ</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>原則</th> <th>中小企業 (注2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業等</td> <td>10%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>3%</td> <td>1.2%</td> </tr> </tbody> </table> (注1)算定率は、過去の違反事件による不当利得の推計値を基に設定。 (注2)支配型私的独占には適用されない。		原則	中小企業 (注2)	製造業等	10%	4%	卸売業	2%	1%	小売業	3%	1.2%	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>製造業等</th> <th>卸売業</th> <th>小売業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不当な取引制限(注)</td> <td></td> <td>10% (4%)</td> <td>2% (1%)</td> <td>3% (1.2%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私的独占</td> <td>支配型</td> <td>10%</td> <td>2%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>排除型</td> <td>6%</td> <td>1%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">不正な取引方法</td> <td>不当廉売等の4類型</td> <td>3%</td> <td>1%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>優越的地位の濫用</td> <td colspan="3">1%</td> </tr> </tbody> </table> (注)括弧内の数字は中小企業に対するもの。			製造業等	卸売業	小売業	不当な取引制限(注)		10% (4%)	2% (1%)	3% (1.2%)	私的独占	支配型	10%	2%	3%	排除型	6%	1%	2%	不正な取引方法	不当廉売等の4類型	3%	1%	2%	優越的地位の濫用	1%		
	算定率																																																																	
製造業	2%																																																																	
卸売業	0.5%																																																																	
小売業	1%																																																																	
上記以外	1.5%																																																																	
	原則	中小企業																																																																
製造業等	6%	3%																																																																
卸売業	1%	1%																																																																
小売業	2%	1%																																																																
	原則	中小企業 (注2)																																																																
製造業等	10%	4%																																																																
卸売業	2%	1%																																																																
小売業	3%	1.2%																																																																
		製造業等	卸売業	小売業																																																														
不当な取引制限(注)		10% (4%)	2% (1%)	3% (1.2%)																																																														
私的独占	支配型	10%	2%	3%																																																														
	排除型	6%	1%	2%																																																														
不正な取引方法	不当廉売等の4類型	3%	1%	2%																																																														
	優越的地位の濫用	1%																																																																
加減算			<b>繰返し違反行為: 5割増し</b> <b>早期離脱: 2割減</b> <b>課徴金減免制度の導入</b> ・最大3社まで課徴金を減免	<b>主導的事業者: 5割増し</b> <b>課徴金減免制度の拡充</b> ・適用事業者数の拡大→最大5社 ・同一企業グループによる共同申請																																																														
その他	裾切り額: 20万円未満 除斥期間: 3年	裾切り額の引上げ: 50万円未満 課徴金対象期間の限定: 3年以内	裾切り額の引上げ: 100万円未満	除斥期間の延長: 5年																																																														

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## 2 課徴金の性格・刑事罰との関係等に関する考え方(概要)

### (1) 昭和52年(課徴金制度導入時)

#### (法的性格)

- 違法カルテルの発生状況等に鑑み、禁止規定の実効性を確保するための行政措置として、違法カルテルにより得られた経済上の利益について、その納付を命じようとするもの(昭和52年4月14日(衆)商工委員会・法案提出理由)

#### (水準の設定根拠)

- カルテル対象商品の売上高に、売上高経常利益率を乗じたものの2分の1をカルテルによって得られたであろう経済的な利得とみなしている(昭和52年5月24日(衆)商工委員会・大橋宗夫内閣府審議官答弁)

#### (刑事罰との関係)

- 違法カルテルにより得られた経済上の利得を納付させようとするものであり、制裁的な効果を持つことは否定できないが、刑事罰と性格を異にしており、全く異なった観点から適用されるため、併科される場合もある(昭和50年6月3日(衆)商工委員会・植木総理府総務長官答弁)

#### (裁量の是非)

- 課徴金は刑事罰と異なり、量刑原則のような広範な裁量は許されない(同上)

### (2) 平成3年改正

#### (法的性格)

- カルテルによる経済的利得を徴収することによって公正を確保するとともに違反行為の抑止を目的とする行政措置であり、昭和52年の法的性格といさかも変わっていない(平成3年3月13日(衆)商工委員会・梅澤公正取引委員会委員長答弁)

#### (水準の設定根拠)

- カルテルの実行としての事業活動にかかる利益を直接に反映するより適切な指標として、一般的な売上高営業利益率をカルテルによる利得と擬制して課徴金額(当該商品役務の売上額の6%(原則))を設定(同上)

#### (刑事罰との関係)

- カルテルによる経済的利得を徴収することによって公正を確保するとともに、違反行為の抑止を目的とする行政措置であり、公正取引委員会が行政手続によって課すというものであって、制裁等を目的とする刑事罰とは明らかに異なる(平成3年3月13日(衆)商工委員会・梅澤公正取引委員会委員長答弁)

#### (裁量の是非)

- 憲法上の要請等から、課徴金の水準そのものについては、裁量権を持つことなく、一定の率によって、かつカルテル等による利得の水準を上回ることができないという制約がある(平成4年2月20日(衆)予算委員会・梅澤公正取引委員会委員長答弁)

### (3) 平成17年改正

#### (法的性格)

- 不当利得相当額以上の金銭を徴収する仕組みとすることで行政上の制裁としての機能をより強めたものの、これまでもその法的性格は、違反行為を防止するために行政庁が違反事業者等に対して金銭的不利益を課すものであり、今回の見直し後も変わらない(平成16年11月4日(衆)本会議・細田内閣官房長官答弁)

#### (水準の設定根拠)

- 過去の違反行為に係る不当利得を推計したところ、不当利得の平均値は16.5%であったが、8%以上の利得を得ているものが全体の9割を占めていたことなどを総合勘案して基本算定率を10%とした(平成16年11月17日(衆)経済産業委員会・竹島公正取引委員会委員長答弁)
- 不当な利得と計算されるものに乗せざる金額というものを考えたときに、他の法令の例などを勘案すると、不正な利得の40%増し程度のもは例があるため、その範囲内のものならば許される(平成17年4月6日(衆)経済産業委員会・石木内閣法制局第四部長答弁)

#### (刑事罰との関係)

- 非裁量的で画一的に課すものである限り、憲法39条の二重処罰の禁止には触れない(平成17年4月14日(参)経済産業委員会・竹島公正取引委員会委員長答弁)

#### (裁量の是非)

- 裁量をもって、悪意であったか責任がどうであったかということを見て刑事罰のように科す行政制裁金というものに変えたものではない(平成16年12月1日(衆)経済産業委員会・竹島公正取引委員会委員長答弁)

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## 2 課徴金の性格・刑事罰との関係等に関する考え方(概要)

### (4) 平成21年改正

#### (法的性格)

- この改正によって、主導的役割を担った事業者に対して課徴金を割り増す規定を設けることによって、課徴金の性格は平成17年当時から変わらない(平成21年4月22日(衆)経済産業委員会・河村内閣官房長官答弁)

#### (水準の設定根拠)

- 繰り返し違反はそうでない場合に比べて不当利得の程度が高いことを根拠に5割増しとし、それを横に引っ張って主導的役割も5割増しとした(平成21年5月26日(参)経済産業委員会・竹島公正取引委員会委員長答弁)
- 不当利得に着目して、だから課徴金を課しても相当という考え方が従来からある(平成21年6月2日(参)経済産業委員会・竹島公正取引委員会委員長答弁)

#### (刑事罰との関係)

- 今回の改正で行政上の制裁の機能が強まるとはいえ、なお道義的な非難を目的とする刑事罰とは趣旨、目的等を異にするものであり、これらを併科しても特段の問題は生じない(平成21年5月13日(衆)本会議・竹島公正取引委員会委員長答弁)

#### (裁量の是非)

- 一律に必ず課徴金を賦課するというような制約があるため、裁量性に欠けている(平成21年4月22日(衆)経済産業委員会・竹島公正取引委員会委員長答弁)

### (5) 課徴金の性格に関する裁判例

#### (法的性格)

- カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的として、刑事罰や損害賠償制度に加えて設けられたものであり、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたもの(最判平成17年9月13日)
- 不当な取引制限による経済的利得を国が徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって、社会的公正を確保するとともに、違反行為の抑止を図り、不当な取引制限等の禁止規定の実効性を確保するために執られる行政上の措置であり、不当な利得の剥奪にとどまらない複合的な趣旨及び目的を持つ(東京高判平成21年10月23日)
- 違反行為者が得た不当な利得の剥奪を直接の目的とするものではなく、あくまでも違反行為の摘発に伴う不利益を増大させて、その経済的誘因を減少し、違反行為の予防効果を強化することを目的とする行政上の措置(東京高判平成24年11月30日)

#### (刑事罰との関係)

- 課徴金は、カルテル行為の反社会性ないし反道徳性に着目し、これに対する制裁として、刑事訴訟手続によって科せられる刑事罰とは、その趣旨・目的、性質等を異にするものであるから、刑事罰としての罰金を科すほか、さらに、課徴金の納付を命ずるとしても、それが二重処罰を禁止する憲法39条に違反することになるものでないことは明らか(東京高判平成9年6月6日)

#### (裁量の是非)

- 課徴金の売上額の算定方法を定める施行令第5条及び第6条が規定する「引渡基準」、例外としての「契約基準」は、いずれも政令に委ねられた売上額の算定に関する専門技術的な性質を有する基準であって、しかも、施行令第6条が規定する「著しい差異を生ずる事情があると認められるとき」という文言自体が一義的に明確な内容のものということはいえないから、施行令第6条の適用の可否の判断については、公正取引委員会に一定の範囲で裁量判断の余地があることは否定し得ず、したがって、裁判所は、このような公正取引委員会の専門技術的判断がその裁量権の範囲を超え又は濫用にわたるものと認められない限り、違法とすることはできない(東京高判平成9年6月6日。上告審である最判平成10年10月13日も高裁の判断を支持。)

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## 3 課徴金の性格・刑事罰との関係等に関する考え方

### (1) 昭和52年制度導入時の国会答弁

**昭和49年9月18日(衆)商工委員会 高橋公正取引委員会委員長**

実質的には制裁的な要素もあって、カルテルをやってももうからぬので損をするというふうな制裁的な意味が実質的に含まれるようなものを私どもは考えている…

**昭和50年2月12日(衆)法務委員会 渡辺公正取引委員会事務局官房審議官**

利得を徴収するということでございますから、相手方にとってみればこれは非常に制裁的なことになる。したがって、**制裁的效果が実際にある**ということは否定できないかもしれません。

**昭和50年5月8日(衆)本会議 植木総理府総務長官**

課徴金は行政上の措置でございます。行政機関の自由裁量を認めることは、刑事罰との関係からいっても適当ではございません。

**昭和50年6月3日(衆)商工委員会 植木総理府総務長官**

課徴金の額の算定方法をこのような形式的基準により決めましたのは、課徴金制度は先ほど申しましたように刑事罰と異なっておりまして、**量刑原則のような広範な裁量が許されません**。また、行政実務に支障をなからしめなければならないという配慮をいたしたのでございます。

…課徴金の目的でございますけれども、**禁止規定の実効性を確保することでありまして、その法律的な性格は行政上の措置でございます**。

また、**算定の基本的な考え方は、違法カルテルにより得られた経済上の利得を納付させようとするものであります**。…制裁的な効果を持つことは否定できませんが、**行政罰ではございません**。このような課徴金は**刑事罰と性格を異にしておりまして、全く異なった観点から適用されるもの**でありますので、一つの事件に一方のみが適用されることもあれば、両方が併科される場合もあるということをご理解いただきたいと存じます。

**昭和50年6月4日(衆)商工委員会 原内閣官房内閣審議室長**

西ドイツの課徴金の場合、これは行政罰でございます。日本の場合には**刑事罰がまずございます**。そこで、もし行政罰というようなものをつくらるとなると、これは**憲法上二重科罰の問題が生じます**。したがって、そういう西ドイツ方式はちょっととれないのではないかと私どもは判断をいたします。したがって、そういう**重大な問題があるので西ドイツ方式は私どもはとらなかった**ということでございます。したがって、日本の場合には**刑事罰と損害賠償と、制度としてはとにかくある**。その中間的な措置と申しますか、行政的な措置としてとるということにいたしましたわけでございます。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## 昭和52年4月14日(衆)商工委員会 法律案提出理由

最近における経済情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、不当な取引制限等について課徴金の納付を命ずる制度...を新設する...必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 昭和52年4月14日(衆)商工委員会 藤田総理府総務長官

第一に、不当な取引制限等について課徴金を国庫に納付することを命ずる制度を新設することとしております。これは、いわゆる違法カルテルの発生の状況等にかんがみ、禁止規定の実効性を確保するための行政上の措置として、違法カルテルにより得られた経済上の利得について、その納付を命じようとするものであります。

## 昭和52年5月24日(参)商工委員会 大橋宗夫内閣府審議官

課徴金の計算方法の考え方でございますけれども、これはカルテルの実行期間中の売上高に、売上高経常利益率を乗じたものが、カルテル対象商品の売り上げによる通常の得られる利得であろうというふうに考えまして、その全部がカルテルによるものではないと思いますので、まあ2分の1にしたという考え方でございます。

こういうことにいたしまして、それは本来カルテルによる利得というものは、カルテルによる価格と、競争状態があったときの価格というものを想定された価格との差額であるというふうに考えられるわけでございますけれども、そういう個々のケースに応じて課徴金の額、単価といいますか幅が違うということになりますと、これは公正取引委員会の職務の遂行上はほとんど不可能なことになるんじゃないだろうかというような配慮から、行政的な実務に支障のないという考え方で、一応のみなし利得を考えたわけでございます。これはやはり、あくまでカルテルによって得られたであろう経済的な利得を、こういう形で計算するのだという一つのみなし規定であるというふうに御理解いただきたいと存じます。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## (2) 平成3年改正時の国会答弁等

平成3年3月13日(衆)商工委員会 梅澤公正取引委員会委員長

カルテルに課されます課徴金は、カルテルによる経済的利得を徴収することによって公正を確保するとともに、違反行為の抑止を目的とする行政措置であります。すなわち、公正取引委員会が行政手続によって課すというものでございまして、その点で、制裁等を目的といたします刑事罰とは明らかに異なるものでございます。この点につきましては、今回の改正問題を検討していただきました懇談会の報告にも明確にその点は示されておりまして、課徴金のこのような性格、すなわち、カルテルによる利得を徴収するという、合理的な範囲内においてこの水準を設定するというにされておるわけでありまして、したがって、御指摘のように52年に創設されました現在の課徴金の法的性格は、今回の改正案においてもいささかも変わっていないことを申し上げたいと思います。

まず、その前提といたしましては、委員がおっしゃいますように、カルテルによる利得を事業者に帰属させないという制度本来の趣旨を厳密に実現するためには、個別の事業者のカルテルの利得が算定できるという根拠がないとできないわけでございます。ところが、カルテル利得といえますのは、再々先ほどから審議官が申し上げておりますように、本来カルテルがなかりせばどのような価格水準であったか、それとカルテルの実行による価格との超過収益が厳密に言うところのカルテル利得でございますけれども、カルテルがなかった場合の価格というのは実は地球上に存在しない事象でございますから、いずれにしろ何らかの形で推計なり推定をせざるを得ない分野でございます。…個別の算定方式が明らかでない、そういった場合に行政でもってそれが裁量で決定できるのか、つまり一定率が透明性を確保できるというのは行政手続が透明性を確保できるという意味で一定率をとらざるを得ないわけでありまして。

それから、恐らく委員の御指摘は、そういった一定率を平均で出しているから実際はそれを上回るものと下回るものとあるだろう、下回るものについては二重処罰の問題が起こらないのかということでございますが、これも課徴金問題懇談会で御検討いただき、報告書にも明記されておりますように、刑罰との二重処罰を避けるという観点からは、カルテル利得と擬制される合理的なものとして一定のものが設定されるとすれば、個々、カルテル利得とその一定率に、当然そごが生じるわけですけれども、厳密に必ずしも照合しなくても二重処罰の問題は起こらないというのが学者の大方の意見でございましたので、今回のこの率を設定したわけでございます。

…今回の課徴金の議論でもそこが非常に問題になりまして、我が国では刑罰と行政措置の二本立てでございますから、やはり二重処罰というものを回避しなければならない。同時に、そういうものとすれば、行政措置としての公正取引委員会の措置は非常に厳密な意味においてのカルテル利得を考え方として逸脱するものであってはいけないということでございます。したがって、課徴金を課す場合には、行政手続の透明性という観点からも、この一定率の議論が非常に国民にもわかりやすいし、それから行政手続の不透明性もそれによって解消することができるということでございますが、アメリカの刑罰にいたしましても、EC諸国の制裁金にいたしましても、そこに制裁的要素が入っておりますから、それを課す競争当局の裁量というのはかなり許されておるわけでありまして。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

平成3年3月13日(衆)商工委員会 矢部公正取引委員会事務局官房審議官

まず一定率の根拠でございますが、これにつきましては、カルテルによる経済的利得を直接反映する適切な指標といたしまして平均的な売上高営業利益率を用いまして、これに基づきまして一定率を設定したわけでございます。

具体的には、6%という水準につきましては、卸・小売業を除く全業種の一定規模以上の企業の昭和53年から平成元年までの間の平均的な営業利益率、これが5.9%でございますが、これをもとにいたしまして設定いたしました。

それから経常利益率を営業利益率に変えた理由でございますけれども、現在の制度におきましては、企業全体の収益状況を見る指標である経常利益率を指標といたしまして課徴金の一定率を定めておりますが、制度導入当時におきましては企業の外部資金に依存する割合が高く、事業活動そのものに係る利益を見る場合であっても金融収支を勘案した指標である経常利益率を用いるということに合理的な理由があったからでございますが、現在では自己資本の充実によって資金調達コストが相対的に低下してきておりますので、金融収支を勘案する必要が薄れ、また経常収支は財務活動の状況も含んだものでありまして、現時点で見ると、本来の事業活動とは直接関係のない多様な要素を考慮要因に含めるという側面が強くなってきておりますので、引き続き経常利益率を指標として用いることは妥当でなくなっている。

一方、営業利益率は仕入れ、生産、販売等の企業本来の活動の実態を直接に反映する基本的なものであり、カルテル対象商品に係る事業活動から生ずる利益を反映する指標としてより妥当性を持つものと考えられることから、平均的な営業利益率に基づきまして一定率を改正することとしたものでございます。

平成3年4月18日(参)商工委員会 矢部公正取引委員会事務局官房審議官

アメリカからは確かに10%というような意見も来ているわけでございますが、この点につきましては、我が国の課徴金というのは刑事罰と双方を持っているという制度、しかもその二重処罰になってはいけないという範囲内で最大限のものを考えておるわけでございます。それからまた、上限ではなく、課徴金というのは違反行為に該当しますと必ず取る制度である、こういうようなことを説明しておるわけでございます。

平成4年2月20日(衆)予算委員会 梅澤公正取引委員会委員長

ただ、我が国とアメリカとでは制裁といいますか、抑制制度が違っていて、アメリカは刑事罰一本で構成されております。我が国の場合は行政措置としての課徴金と刑罰という二本立てになっておりまして、これは憲法上の要請等から、課徴金の水準そのものについては、行政機関としての公正取引委員会が裁量権を持つことなく、一定の率によって、かつカルテル等による利得の水準を上回ることはできないという制約があるわけございまして、その意味でアメリカ側がこの6%の水準は非常に低いという指摘を行ったわけでありまして、我が国とアメリカでは法制が違うわけでございますから、この6%の水準を変更することはできないということで、先ほど申しましたように、昨年7月から施行になっておるわけでございます。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## 平成2年12月 課徴金に関する独占禁止法改正問題懇談会(※内閣官房長官主催)報告書(抜粋)

### 3 課徴金の見直しに当たっての基本的考え方

#### (1) 課徴金の法的位置付け

…課徴金制度は、社会的公正を確保すると同時に、違反行為の抑止を図り、カルテル禁止規定の実効性を確保することを目的とするものである。課徴金制度がこのような両面の性格を有することは、ほぼ異論のないところである。

他方、我が国の独占禁止法においては、行政上の措置としての課徴金のほかに別途刑事罰が違反行為に対する措置として定められており、この点が刑事罰又は刑事罰以外の制裁措置のいずれかに特化している諸外国と異なることに留意する必要がある。したがって、我が国においては、違反行為に対する抑止効果を検討する場合、課徴金と刑事罰のそれぞれの制度の実効性を考慮しつつ、両者を併せて包括的に考えるべきであり、同時に、課徴金と刑事罰がいわゆる二重処罰という問題を生じないようにする必要がある。この点については、課徴金を課す場合には、刑事罰を科さないこととするという方法も考えられるが、独占禁止法違反行為、特にカルテルの国民生活、国民経済に対する侵害の重大性からみて、行為者・事業者の刑事責任を追究することの社会的必要性は十分認められるところである。また、違反行為に対する抑止効果という面からみても、両者はそれぞれ趣旨、目的、手続等を異にしており、いわば役割分担をしている。したがって、課徴金と刑事罰が併存する現行の枠組みは維持すべきであると考えられる。

…両者はそれぞれ趣旨、目的、手続等を異にしており、いわば役割分担をしている。したがって、損害賠償制度と課徴金制度が並置されることに問題はないと考えられる。

#### (2) 課徴金の水準についての基本的考え方

…その水準は必ずしもカルテルによる個別具体的な経済的利得と厳密に照応するものである必要はなく、カルテル禁止規定の実効性を確保するために十全な抑止効果が期待できるものとして設定されることが妥当であろう…。

### 4 見直しの具体的内容

#### (2) 裁量

…公正かつ自由な競争秩序を維持するための行政上の措置としての課徴金制度の性質上、その要件は客観的な基準によるべきであり、主観的な事情は考慮されるべきではなく、また、カルテルによる経済的利得の徴収という趣旨からみても、悪質性の強弱というような基準で課徴金の額を斟酌する必要は乏しいと考えられる。…裁量を認める場合には行政制度として透明性を欠くおそれがあること、また、運用が複雑となることにより措置の迅速性といったメリットが損なわれることなどからみて、懇談会としては、裁量性を導入することに、積極的な理由を見だし難いとする。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## (3) 平成17年改正時の国会答弁等

平成16年11月4日(衆)本会議 細田内閣官房長官

見直し後の課徴金制度は、不当利得相当額以上の金銭を徴収する仕組みとすることで行政上の制裁としての機能をより強めたものではありませんが、これまでもその法的性格は、違反行為を防止するために行政庁が違反事業者等に対して金銭的不利益を課すというものであり、この点は今回の見直し後も変わりはなく、課徴金という仕組みを残すことが適当であると考えます。

課徴金と法人刑罰併科の際の2分の1調整についてのお尋ねでございます。

本法案における課徴金と刑事罰の併科は、基本的には二重処罰の問題が生ずることはないと考えますが、両者は違反行為を防止するという機能面で共通する部分があるため、併科する場合には、この共通する部分に係る調整として、罰金相当額の2分の1を課徴金額から控除することが政策的に適当であると判断したものでございます。

平成16年12月1日(衆)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

行政上の制裁でありますということを今回の改正の中ではっきりさせていただいたわけですが、それは御指摘のとおりでございます。これは、要するに、単なる不当利得の剥奪だけではない、それを超えるものだということでございまして、金銭上の不利益を与える水準として、どの程度のものでなければならぬかと考えたときに、不当利得の剥奪だけでは不十分であるという認識をいたしました。したがって、それを超える、したがって、それは行政上の制裁としての機能がより強くなるということを率直に申し上げているわけでございます。中途半端という御批判を今いただきましたけれども、そうは思っておりません。

それは、行政上の制裁と申しまして、民主党さんの案にある行政制裁金というものが刑罰にかわり得る制裁金であるとすれば、それと、私どもが提案している行政上の制裁と説明している課徴金、これとは質的に異なるということを申し上げざるを得ないわけです。

我々は金銭上の不利益は課しますけれども、これは刑罰とは違うものである、あくまでも行政処分であって、その実効性を保つための金銭上の不利益を課すものであるということで、違うわけでございまして、裁量をもって、それが悪意であったかどうかとか責任がどうであったとか、そういうことを全部見て刑事罰のように科す行政制裁金というふうには我々はこれを変えていないわけでございます。そういう意味で、決して、中途半端とかわかりにくいとかいう御批判もいただいておりますけれども、私どもとしてはきちんと御説明を申し上げているつもりでございます。

平成16年11月17日(衆)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

根拠は、現行では甘過ぎる、だから引き上げなきゃならぬということと、もう一つは、数十の実例を推計してみますと、不当利得の平均値は16.5%程度であった、ばらつきがございますからそれを調べてみましたら、8%以上の不当利得を得ているものが全体の9割を占めている、こういうことが我が国の、現に起きた違法行為に係る推計値としてあった。3つ目に、国際的な相場というものも見てみる必要がある、それは、基本的には売上高の20%である。これらを総合勘案いたしまして、10%というものをまず基本に考えさせていただいたわけです。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

平成16年11月19日(衆)経産委員会 竹島公正取引委員会委員長

今回の改正で法理論的に一番問題になった点を御質問いただいたわけですが、従来、課徴金につきましては、不当利得の剥奪であるという説明も申し上げてまいりましたし、それが世の中の認識になっているということは率直に認めますけれども、これは、そのときそのときの議論がどういう問題意識で行われているかによって変わってくるわけですが、課徴金というのは刑事罰と同じなのかという問題意識で質問をされたり説明を申し上げているときには、それは違います、不当利得の剥奪といいますか、その分を国庫に納付していただくにとどまるものであってというような御説明をしてきたということは、事実でございます。

今回、我々の整理は、不当利得相当額以上の金銭をいただくという仕組みを明らかにさせていただきたい、そうすると行政上の制裁という機能がより強まるということは間違いございませんし、私どもも、そういうふうに行政上の制裁であるという御説明をまいりました。

しかしながら、その法的性格は何かということについては、これは、不当利得の剥奪というのは法的性格ということではなくて、課徴金というものは、そもそも独占禁止法違反行為を防止するために行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対しまして金銭的不利益を課すというものである。要するに、行政目的のために金銭的不利益を課す、その手段として課徴金がある、これが法的性格であるという点では、今も後も変わらない、見直しによってもその点は何ら変わらない、こういうことでございます。

…二重処罰の議論があって、罰金と課徴金の間で調整しておるのではないか、それは2分の1にしておるじゃないか、これについて、根拠がはっきりしないとか中途半端であるとかいう御指摘があるというお話でございました。

確かにございましたし、今でもあるのかと思っておりますが、私どもは、これはあくまでも、行政処分たる課徴金と、それから罰金を含む刑事罰というのは、趣旨、目的が違う、したがって、これは併科されても憲法39条の禁止する二重処罰に当たらないというふうに解釈しておりますし、その解釈は、何も公正取引委員会の独断のことではなくて、私どもはいろいろな法律学者等々の意見も聞いておりますが、世の中の多数説であるというふうに認識しております。

さはさりながら、では、幾ら課徴金が上がっても、それはそういうことなのかという議論があるかと思えます。

その点に関しても、今回お願いしているぐらいの課徴金では実質的にも二重処罰の問題ではないというふうに私は思っていますが、この改正案を練り上げていく過程において、やはり二重処罰に留意すべきであるという御議論も多々ございました。そこで、この2分の1調整規定というのは、純粹法律論としてこれがなければならぬものであるとは認識しておりませんが、まさに政策的判断として、調整規定を設けるのが適当であろうということで設けさせていただいております。

…全額でない理由は、全額にしてしまえば、刑事告発というのは、違反事件の中でも悪質重大である、繰り返しやっている、けしからぬということでもって告発をするわけで、その結果、有罪になって罰金がかかる。その罰金を丸々課徴金から引いてしまったのでは、その企業が負うトータルの経済的不利益は同じなのでございまして、そういう、悪質重大であろうが、そうじゃない、課徴金どまりであろうが、経済的不利益は同じということであつたら、刑罰と課徴金というものを二つ置いているという制度のもとで、それは不合理ではないか、何のための罰金であるんだ、こういう問題が出てまいりますので、全額は控除できない、すべきではない。

では、何で2分の1なのかということについては…強いて理由を申し上げますと、刑事罰といっても、懲罰機能だけではなくて、こういう罪を犯してはいけませんよという予防効果があるというふうに言われています。二つの機能を持っていると言われています。予防効果という意味では、課徴金が、行政上の措置ではありますが、抑止力として、違反をしてくれるなという意味で持っているものであるという意味で、予防効果という意味では共通する面があるので、そういうことに理論的な根拠を求めまして、その分は2分の1と考えるのが適当であろう…ということでございます。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

平成16年11月24日(衆)経産委員会 伊東公正取引委員会事務総局経済取引局長

…刑事罰を廃止して課徴金に一本化すべきではないかというような意見も出されたことは確かでございますが、その場合、課徴金制度というのは、いわば社会的、道義的非難を加える、そういう刑事罰に代替するような制度ということになるわけでございますけれども、我が国ではそのような制度を設けている例が…現在のところないわけでございますし、また、独占禁止法違反というのは企業犯罪の典型ということございまして、法人への刑事罰をなくせば、他法令との比較におきまして、独禁法違反事件というのはある意味金銭で片がつく事案なのかという認識を持たれるおそれがあるというような問題が存在するというふうに考えておるところでございます。したがって、現行の我が国法体系の枠組みを前提とした場合、課徴金と刑事罰を併科することによってより禁止規定の実効性を確保する現行の体系を維持することが適当であるというふうに考えたところでございます。…最高裁判例等々から見まして、今回の課徴金制度と刑事罰につきましても、その趣旨、目的、性質、内容等を比較した場合、基本的に異なるものと考えておりまして、二重処罰の問題はないものと考えておるところでございます。

ただ、課徴金は違反行為防止を目的としておりますし、また、刑事罰におきましても事実上違反行為の抑止効果をも一つの効果として期待されている、そういう意味におきまして、両者、刑事罰と課徴金に機能的に共通する部分が存在することは否定できないことから、違反行為防止という行政上の目的を踏まえ、課徴金の額から罰金額の2分の1に相当する額を政策的に控除する調整規定を設けることが適当であるというふうに判断したものでございます。

平成16年12月1日(衆)経産委員会 竹島公正取引委員会委員長

そもそも課徴金は何かという、禁止されていることを守っていただくために、行政上の措置の実効をあらしめるためにもともと置かれていまして、具体的には、課徴金の場合はその事業者に対して金銭上の不利益を課すということでございます。

そういう意味の課徴金としては今までもこれからも全く同じでございますが、今委員お話しになった、従来、入れたときには、不当利得の剥奪にとどまるんだ、だから二重処罰の問題にならないんだという説明をしたではないかということでございます。それに対して、今回は、いわゆる不当利得相当額以上の制裁金の水準にさせていただきたい、それによって課徴金の抑止力を高めたいと申し上げておりまして、そこで、行政上の制裁としての機能は従来の考え方よりも一歩強めましたということははっきり申し上げておるわけでございます。この辺がニュアンスが違うわけです。

では、しからば、憲法で禁止されている二重処罰に当たるのかという議論については、この間の参考人の御議論にもありましたように、刑事訴追を2回受けないんだというのが憲法の要請するものであるという、ああいうお考えもきちんとあります。

いろいろありますが、前にも御答弁申し上げましたように、現在の課徴金、少なくともこの10%というぐらいの水準の課徴金では、憲法が禁止している二重処罰の問題にはそもそも当たらないという見解を私どももっております。これは何もひとり公正取引委員会の見解ではなく、いろいろな法律学者その他の意見も聞いた上で、そうであるということでございます。それに対して、昔、52年当時は非常にその点について、言葉が適切かどうかわかりませんが、極めて神経質といいますか、慎重にそのことが議論されていたという、最初でございますからいたし方ないと思っておりますけれども、どうも、そういう議論があったので、不当利得の剥奪にとどまっているのだからおおよそ二重処罰の問題というのはありませんという趣旨で、文脈の中で答弁がなされたということだと理解しております。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

平成17年3月9日(衆)経済産業委員会 石木内閣法制局第四部長

今回…その中で課徴金の算定率を引き上げる内容を盛り込んでおります。…過去の違反事例について、これは公正取引委員会の方で不当利得を、推計ではございますが実証的にやった、そうすると、ほとんどの事例で少なくとも8%程度はいわゆる不当な利得と考えられるものが存在する…それで、違反行為防止のためには、この不当利得相当額を多少超えて金銭を徴収する必要があるのではないかという御提案でございました。

この点について、不当な利得と計算されるものに上乗せする金額というものを考えますときに、他の法令の例などを勘案しますと、不正な利得の40%増し程度のもは例があるということございまして、その範囲内のものならば許されるのではないかと許されるのではないかというのは、課徴金というのはいわば強制的に国民から金銭を取り上げるという趣旨のものでございますので、刑事手続以外の手続でやるものでございますので、おのずとしかるべき限度はあろうということからでございます。

平成17年4月6日(衆)本会議 細田内閣官房長官

課徴金は、違反行為を防止するために違反事業者に対して金銭的不利益を課す行政上の措置であり、課徴金と刑事罰の併科は基本的には二重処罰の問題が生ずることはないと考えておりますが、両者は違反行為を防止するという機能面で共通する部分があるため、併科する場合には、この共通する部分に係る調整として、罰金相当額の2分の1を課徴金額から控除することが政策的に適当であると判断したものであります。

…見直し後の課徴金制度は、行政上の制裁としての機能をより強めたものではありませんが、違反行為を防止するための行政上の措置であるという点は変わりはなく、現行法と同様、売上額に一律に一定率を乗ずる方法で課徴金を算定することで行政上の迅速性、合理性を確保しようとしたものであります。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

平成17年4月14日(参)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

現行は、課徴金と刑事罰の両立ということでやっておりますが、これは確かにそれぞれのいい面があるわけでございまして、刑事罰というのはやはり、これは洋の東西を問わず、最後刑事罰を受けるということについては、やはり一番、やった個人なり、特に個人でございましょうけれども、企業にとっても、社会的制裁としては一番重いものであると、ということはどうも我々が考えるばかりではなくて、企業の方々もそう思っておられると。したがって、刑事告発を受けるということに対しては大変恐れていると。こういうことを見ても分かるように、その刑事罰の持っている感銘力というか、その威力というものは大変大事なものが、大きなものがある。

しかしながら、そのデメリットとしては、...使うためには大変ハードルが高いと、立証のハードルが非常に高いという問題がある。時間も掛かる、そのエネルギーも掛かるという問題があって、すべての独禁法違反事件に刑事罰的な手続をもって臨むということが現実的かどうかという問題がございました。それほど悪質でない、しかしながら...、全部が全部その刑事罰に持っていくのがいいのかという現実論があるかと思えます。そういう問題点があるからこそ、昭和52年に課徴金が導入されて、行政上でまずきちんとすべきことはしたらどうかと、こういうことになったわけでございまして、したがって当然課徴金のいい面がある。これは一律ということでもってあらかじめ分かっておりますから、それを、違反行為を犯す企業も分かった上でやっておるということもありますし、処理が画一的で迅速にできるというメリットもありまして、かつそれなりの負担であれば抑止力としての期待ができると。こういうことで、その課徴金の行政措置としてのいい面がある。ただ、その両方をやはり並立させてやっていくというのが、私は少なくとも現在の日本の法制度、そのまた執行体制を見たときに、現実的で有効であるというふうに思っているわけでございます。

...課徴金を導入するとき、昭和52年でございまして、その今御指摘の二重処罰の議論というのは大変あったわけでございまして、それで、それを今から振り返ると、非常に慎重な、もう極めて保守的な考え方を取ったと私は思うんですが、不当利得の剥奪にとどまるんだと、それ以上のものではないんだということを、説明をある意味では強調したということがあると思えます。

そういうことで、現時点でも、刑事罰と課徴金、両立しているわけですから、課徴金をどんどんどんどん上げてもおなじ二重処罰の問題はないと言い張れるのかどうかということについては、当然それはおのずと限界のある話だと思います。したがって、両立する、併存する制度である限り、二重処罰の問題というのは絶えず頭に置いておかなきゃいけない。さりとて、現在お願いしている、10%に上げるというそういう課徴金で、かつやり方も非裁量型でありますと、画一的に課しますというようなものである限り、憲法39条の禁止する、二重処罰の禁止には触れないというのが私どもの考え方、私だけじゃなくて、政府部内、恐らく関係の法律学者の中でもそれが多数意見であるというふうに理解しておりますが、そういうものだとは思っていますが、絶えずやっぱり二重処罰の問題は頭に置いておく必要はあるだろうと思っております。

...端的に申し上げて、行政処分ではなかなか思い改めていただけない、かつその犯したことは極めて社会的に重大かつ深刻な影響を及ぼしているというようなものについては、やはり企業に対する刑事罰というのは企業が一番恐れていることはもうどうも間違いがないと思えますので、それは存在することに大いに私は意義があるというふうに思っております。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

平成15年10月 独占禁止法研究会(※公正取引委員会主催)報告書(抜粋)

## 第1 措置体系全体の見直しについて

### 2 措置体系全体の見直しの方向性(問題点を踏まえた対応策)

#### (1) 措置体系の実効性確保

現行の独占禁止法違反行為に対する措置としては、前記のとおり、排除措置、課徴金、刑事罰が存在する。また、民事損害賠償補助金の支給停止、さらに、入札談合に対しては、発注官庁による指名停止措置や違約金条項も適用され得る。こうした中で、現行の各措置の機能分担をどのように考え、どのような見直しを図ることが適切かについて検討を行う必要がある。…

従来どおり、公正取引委員会による行政処分中心の措置体系とする。一方、行政処分だけでは十分でないと考えられる悪質かつ重大な事案については、積極的に刑事告発を行うことが適当。

## 第2 課徴金制度の見直し

### 2 実効性確保の観点からの見直し

#### (1) 見直しの方向性

…いわゆる制裁金制度(公正取引委員会が上限金額の範囲内で違反行為の悪質性・有責性等に応じて裁量的に金額を設定できる制度)…については、抑止力を確保するという観点からは妥当であるものの、あまりに高額となると罪刑均衡の原則に反するおそれが生じること、過去の違反行為に対する応報等の観点から量刑が決定される刑事罰との機能分担が不明確になること、刑事罰の持つ強力な社会的影響力等を踏まえ、法人に対する刑事告発制度は、措置体系全体の重要な一翼を担うべきであって、これを廃止すべきでないこと、制裁金の法的性格から違反行為の故意・過失等の認定を要し、事件処理が煩雑なものとなること等の問題があり、我が国において刑事罰を存続させたままで制裁金制度を導入することは適当ではないと考えられる。

…課徴金制度は、違反行為によって生ずる損失の範囲内で経済的不利益を課すという行政上の措置として位置付けられ、また、その損失とは、民法上の不当利得・損害の概念のような個別に立証された利得・損害とは異なるものであると整理されるので、民事損害賠償制度とも両立し得るものである。…

#### (3) 二重処罰の問題等

○ 社会的損失を踏まえて課徴金の水準を引き上げるとしても、それは、社会の経済的厚生を損失を負担又は補償させ、社会的公正を確保するという行政目的を達成するためのものであり、原因者負担原則という行政法上の概念に通じるものがあるといえる。また、現行制度と同様、違反行為を行っている期間、一律に一定率の金銭を徴収するものであり、将来に向かって不作為義務の履行を促す行政上の措置という位置付けは変わらないといえる。加算制度についても、上記目的を達成する観点から、法定された客観的要件に該当する場合に、機械的に加算するものである。

○ したがって、反社会的・反道徳的な違反行為に対する応報等の観点から、過去の違反行為について、個別に行為の悪質性・有責性等の主観的な要件によって量刑を決定し、制裁を加えるとする刑事罰とは、趣旨・目的・手続を異にしているといえる。

○ したがって、これまでの我が国の判例…に照らしても、見直し後の課徴金と刑事罰の併科は、二重処罰禁止規定には違反しないと考えられる…(米国憲法上の二重処罰禁止規定に関する判例…上も問題ないと考えられる。)

○ 他方、罪刑均衡原則については、加算制度の導入等により、課徴金の水準を違反行為による損失相当の水準まで引き上げたとしても、不利益の総体は、違反行為によって生ずる被害…と比較して著しく不均衡なものになるとはいえず、罪刑均衡原則には違反しない。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## (4) 平成21年改正時の国会答弁等

### 平成21年4月9日(衆)本会議 河村内閣官房長官

個別の事案ごとに不当利得相当額を算出することは實際上困難であり、また課徴金は、違反行為を抑止するための金銭的不利益処分であり、現実の不当利得そのものの剥奪を目的とするものではありません。

そのために、課徴金については、違反行為を抑止するとの観点から行為類型ごとに適切な算定率を定めているものであります。

…日本に拠点を有しない外国企業に対しても、課徴金納付命令を行うことが可能であると承知しております。

これに対し、日本の地において直接売り上げが立たない場合には、御指摘のように、基本的には課徴金納付命令を行うことができないと承知しております。この点については、制度の基本にかかわる問題であり、慎重に検討すべき課題であると考えております。

### 平成21年4月22日(衆)経済産業委員会 河村内閣官房長官

課徴金算定率の推移は、昭和52年に導入されて以来、平成3年、17年と引き上げがされておるところでございます。

今御指摘のような、違反行為の効果的な抑止のために見直しが必要だ、こうなれば、これは柔軟に対応していく。したがって、所要の見直しの検討というのは当然行われるべきだ、私も考え方は同じでございます。…

課徴金が、行政庁が違反行為に対して金銭的不利益を課す、この行政上の措置としてあるわけでありまして、今回、この改正によって、主導的役割を担った事業者に対して課徴金を割り増す規定を設けるということによって、課徴金の性格は変わるとは私は思っておりません。

ただ、既にEU等、欧州、欧米等についてはそういう色合いが非常に強くなってきている、こういう面もありますが、今、日本における課徴金のあり方は、17年当時の性格をそのまま引き継いでおるわけでありまして、この方向でいくという形で、今後さらに制裁的な意味合いを持たせなきゃいかぬという状況に、委員御指摘のようなことにさらに強めていくという方向であれば、これは課徴金制度そのものの考え方を広げていくといいますか、考え方を変えるということでもありますから、その点についてはやはり検討をしなければいけない課題ではないか、私はそのように理解しております。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## 平成21年4月22日(衆)経産委員会 竹島公正取引委員会委員長

金銭的不利益処分に当たって、刑事罰でいくべきか行政制裁金でいくべきかという議論がよくあって、日本は両方あるじゃないか、二重処罰の議論はどうなっているんだ、こういう御議論があったわけですが、私は、この数年の議論を経て、憲法が禁止している二重処罰ということには、行政制裁と刑事制裁が二つあってもこれは矛盾しない、二重処罰には当たらない、こういう見解が多数意見だというふうに思っています。それは、例えば内閣府の基本問題懇談会を、平成17年度の法律改正の後、附則に基づいてつくらせていただきましたが、そこでもそういう議論として整理されております。したがって、前回はたまたま、罰金の半分を課徴金と調整するという、政策的判断として調整規定を置きましたけれども、将来的というか、そもそも論としましては、そういう調整は本当は必要ないんだろうと思っております。行政制裁金は行政制裁金、刑事罰は刑事罰、それぞれの目的なり趣旨が違いますから、それをきちんと適用していくということが大事なのではないかというふうに今は思っています。

…課徴金の対象範囲が拡大している、また、同じ違反行為に対して課徴金の算定率が上がる、またはその加算があるということは、御指摘のとおり、これは制裁性が強まっているということでございます。また、それを意図して改正をお願いしているというようなことでございます。…

私は、制裁金といっても非常に幅があると思って、EUのような制裁金というのは、まさにこれは裁量性を十分に持った制裁金でございます。そういうものから、今の現行の日本の課徴金、これはもう言ってみると行政制裁金的だ。しかし、一律必ずかけるというような、そういう制約がありますので裁量性にも欠けていますけれども、ある場合には割り増しをする、ある場合には割引をするというようなことが入ってまして、羈束裁量まではいきませんが、まあそれなりの、行政制裁金と言われても、ぎりぎり一番弱いところの行政制裁金かなと私は思っております。

## 平成21年5月13日(衆)本会議 竹島公正取引委員会委員長

議員御指摘のように、主導的役割を担った事業者に対して課徴金を割り増すことによって課徴金の行政上の制裁としての機能は強まりますが、課徴金は、違反行為の抑止を図り独占禁止法の禁止規定の実効性を確保するために金銭的不利益を課す行政上の措置でございます。今回の改正で行政上の制裁の機能が強まるとはいえ、なお道義的な非難を目的とする刑事罰とは趣旨、目的等を異にするものでありますことから、これらを併科することについて特段の問題はないと考えております。

## 平成21年5月26日(参)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

なぜ5割にしたのかということですが、これは前回の法律改正のときに、繰り返し違反をした者については5割増しにすると。そのときは、やっぱり繰り返しやるというのはそうじゃない場合に比べると不当利得の程度が高いんだということを根拠に5割増しにさせていただきました。

今回、主導的役割、具体的にはカルテルや談合をやるときに幹事社みたいなことで割り振りをしたり連絡の窓口になったりするような機能を果たす会社がいるわけですが、こういった者がより重い課徴金を課せられるということになれば幹事社を引き受けるのを思いとどまるだろうと。そこがねらい目で、加算した方がいいだろうというふうに考えまして、じゃ幾らにするのかと。繰り返しの場合の5割というものがやはり、これを横に引っ張って、主導的な役割の場合も加算は5割がいいだろうと。それから、加えまして、ヨーロッパにおきましても、ECは主導的なものについてはより厳しい制裁金を課すわけですが、我々の得ている情報では、EUの場合4割弱ぐらいが加算されていると、これは平均でございますけれども。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

平成21年6月2日(参)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

課徴金が重ければ重いほど抑止力があるというもおっしゃるとおりだと思いますが、やはり我が国は我が国の中で、どの程度の課徴金であれば事業者がそれを勘案して違反行為を思いとどまってもらえるかということが現実には問題になるのかなど。現行の課徴金の水準というのは、そういったところを考慮して総合的な判断の下に設定されているわけですが、ただ、今までのいきさつがございまして、日本の場合は、課徴金というのは、やはり独禁法違反行為をすれば不当利得というものが発生するだろうと。典型的には談合とかカルテルでございまして、したがって、その不当利得に着目して、だから課徴金を課しても相当であるという考え方が従来からございました。したがって、そういったものを統計的に取れるものは取って、このぐらい不当利得があるじゃないかということで、それも一つの根拠にして現実の10%とかいう課徴金の算定率が決まっているという経緯はあるわけがございまして。

ただ、それも、個別の事件について不当利得が幾らあったかということを実証することは、これは日本のみならずどの国でも認めておりますが、これは難しいと。個別の事件で、それぞれ幾ら不当利得、したがって幾ら払えということを実証するのは難しい。しかしながら、統計的にこのぐらいのものだろうということの一つの根拠にしているということは事実でございまして、…

…今売上げがないのに日本の企業が、売上げがないというのは、ヨーロッパ市場において売上げがないのに大きな制裁金を課されているのではないかと、こういうことがあって、日本はそういうことがないじゃないかと。これはまさに日本の課徴金とEUの制裁金の違いでございまして、向こうは文字どおり制裁金。ですから、法律違反に対してはしるべき制裁金を賦課すると、こういう考え方でございまして、売上げがなくてもEUの競争法に違反しているということが認定されて、それで制裁金を求められているということです。

…日本の課徴金は、あくまでも日本国内において売上げがあればそれに対して10%とか何%掛けると、こういうスキームになってございまして、純粋な制裁金ではないわけがございまして。純粋という意味は、裁量性を持った、要するに刑罰のような、刑罰と同じような適用をするというのではない。したがって、日本でも同じようにそれは、EUの企業はそういう市場分割カルテルに入っていた場合には、日本は当然EUの企業に対して排除措置命令を出しますが課徴金を掛けられないと、こういうことになっているわけがございまして、その辺は課徴金なり制裁金制度のまさに基本的な違いであることはそのとおりでございまして。

平成21年6月2日(参)経済産業委員会 河村内閣官房長官

…外国では日本の場合と前提となる法制度等にも違いがございまして。そんなことで、EU等の制裁金と日本の課徴金を単純に比較することは果たして適当であるかどうか、むしろ適当ではないのではないかと考えております。カルテル等に対する課徴金の算定率は、今回提案したものも含め、抑止のために適当な水準にあると考えておるわけがございまして。

特に、我が国の課徴金の中にはカルテル等には刑事罰がある、ヨーロッパの制裁金には刑事罰がない、裁量的な面がEU側にあって日本にはない、いわゆる定率でやっております。このような違いもございまして、少なくとも今回の提示においてさせてもらっているもの、提案しているものは抑止のための適切な水準であると、このように考えておるところがございまして。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

平成19年6月 独占禁止法基本問題懇談会(※内閣官房長官主催)報告書(抜粋)

## Ⅲ 違反金制度の在り方

### 1 違反金と刑事罰の在り方

#### (1) 憲法の禁じる二重処罰

…判例、立法、学説の動向を踏まえ、本懇談会としては、違反行為を抑止するために課される行政上の金銭的不利益処分は、被処分者に対して制裁的な効果をもたらすとしても、刑事罰のように道義的な非難を目的とするものではなく、刑事罰と併科しても、憲法の禁止する二重処罰には当たらないという理解の下に、立法政策論として違反金と刑事罰の在り方を考えることとした。もとより、立法政策的判断においては、比例原則に留意するとともに、制度上、両者の目的の共通性が強まり二重処罰に当たるおそれが生じないようにしなければならない。

#### (2) 立法政策としての併科方式と一本化方式の比較

欧米主要国において、刑事罰と行政上の金銭的不利益処分を併科すること自体ができないわけではなく、実態として刑事罰と行政上の金銭的不利益処分を併科することとはなっていないにしても、我が国において併科方式を採用することが適当でないということにはならない。

また、我が国における他の法制度においても、重加算税等のように行政上の金銭的不利益処分と刑事罰が併科され得る仕組みとなっているものも存在し、独占禁止法についても違反行為を抑止する観点から、より効果的な仕組みを採用すればよいと考えられる。

本懇談会においては、一本化方式も立法政策上の選択肢であることを認識した上で慎重に検討を重ねた結果、以下の理由から、現状においては併科方式を維持し、違反行為に対しては、違反金を賦課することにより機動的に対処しつつ、特に悪質・重大な事案については刑事罰を併せて科するという役割分担とすることが、違反抑止の観点からは効果的であるとの結論に至った。

すなわち、①刑事罰を科されること、行政上の不利益処分を受けることは、いずれも社会的に不名誉なことであるが、刑事罰を科されることは道義的非難に値する犯罪を行った者であるとしてレッテルを貼るものであるため、行政処分を受けることと比べてその不名誉の意味合いが異なり、法人処罰規定が存在することによる違反抑止効果は大きいと考えられる。特に独占禁止法違反の罪は企業犯罪の典型であり、近年、法人に対する刑事罰の適用が活発に行われている現状において、法人処罰規定を廃止することは、我が国の立法政策として、独占禁止法に違反することは道義的非難に値する犯罪ではないというメッセージを発信するものと受け止められかねず、適当でないと考えられる。②一方で、カルテル等の違反行為があった場合に必ず刑事罰が適用されるわけではなく、また、法人に対する刑事罰の上限は5億円とされていることから、刑事罰のみでは十分とはいえず、行政処分(排除措置命令、違反金納付命令)により迅速・効率的に対処することも必要である。

#### (3) 併科の場合の調整規定について

…行政上の目的を達成するために課される違反金と反社会的行為に対する道義的非難である刑事罰は趣旨・目的が異なり、独立した制度であることから、両者の金額調整は必ずしも必要ではないと考えられる。…

### 2 不当な取引制限、私的独占(支配型)に係る違反金の水準、算定方法等

#### (1) 違反金の水準等について

…違反金は違反抑止のための処分であるから、「違反行為をする動機付けを失わせる」のに十分な水準に設定すべきであると考えられる。独占禁止法違反行為については、刑事罰の付加刑としての没収・追徴がないことも踏まえれば、違反金の水準として、少なくとも(擬制による)「不当利得相当額」を課すことが不可欠であり、摘発される確率等も踏まえて「やり得」「ばれて元々」とならないよう、適切な水準に設定すべきであると考えられる。

#### (2) 違反金の算定方法について

##### ア 基本的な考え方

…刑事罰と違反金は、それぞれ違反行為を抑止する効果を有する点で共通するが、刑事罰は、刑事手続を経て当該行為が犯罪であることを明確にするものであり、悪質性についても斟酌の上、量刑が行われる。これに対して、違反金は、制裁としての機能も持つが、違反抑止という行政上の目的を達成するための金銭的不利益処分である。このような両者の役割を踏まえれば、違反金は、抑止力を確保しつつ比較的簡明な制度とし、関連商品等売上高等に応じて機動的・効率的に納付を命じられるようにすることが適当と考えられる。…

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## (5) 課徴金の性格等に関する裁判例

### ア 課徴金の性格に関する裁判例

#### 最判平成17年9月13日・平成14年(行ヒ)第72号(東京海上日動火災保険㈱ほか13名による審決取消請求事件)

課徴金の対象となる「役務」の「対価」は営業保険料から純保険料(又は実際の支払保険金)及び代理店手数料の額を控除した残額であり、営業保険料の合計額から純保険料(又は実際の支払保険金)及び代理店手数料の合計額を控除して「売上額」を算定すべきであるとして争われた事案

独禁法の定める課徴金の制度は、…カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的として、既存の刑事罰の定め(独禁法89条)やカルテルによる損害を回復するための損害賠償制度(独禁法25条)に加えて設けられたものであり、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものである。また、課徴金の額の算定方式は、実行期間のカルテル対象商品又は役務の売上額に一定率を乗ずる方式を採っているが、これは、課徴金制度が行政上の措置であるため、算定基準も明確なものであることが望ましく、また、制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するためには算定が容易であることが必要であるからであって、個々の事案ごとに経済的利益を算定することは適切ではないとして、そのような算定方式が採用され、維持されているものと解される。そうすると、課徴金の額はカルテルによって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではないというべきである。

#### 東京高判平成21年10月23日・平成20年(行ケ)第17, 23, 29及び31号(㈱加賀田組ほか3名による審決取消請求事件)

原告は、失格ぎりぎりの予定価格の80パーセントで入札したものであり、いわば赤字受注をしているのであるから、不当な利益を保持させないという課徴金制度の趣旨からは、あえて課徴金を課すまでもないとして争われた事案

課徴金の納付命令は、不当な取引制限又は商品又は商品供給量の制限による経済的利得を国が徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって、社会的公正を確保するとともに、違反行為の抑止を図り、不当な取引制限等の禁止規定の実効性を確保するために執られる行政上の措置であり、不当な利得の剥奪にとどまらない複合的な趣旨及び目的を持つ。しかも、その金額は、画一的な基準によって、不当な利得の有無及びその額とは一応切り離して機械的に算出されるものとされているから、不当な利得の発生の有無及びその多寡を問わずに、不当な取引制限等によって競争制限効果が発生したものについて命じられるべきもの、すなわち、不当な取引制限等によって不当な利益を得ることができなかったというような場合にも、適用されるものと解される。

なお、このような課徴金制度の適用も、同制度が不当な取引制限等の禁止規定の実効性を確保するという趣旨、目的を有することからすれば、一定の合理性があるというべきである。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## 東京高判平成24年11月30日・平成24年(行ケ)第1号(古河電気工業(株)による審決取消請求事件)

違反行為の中に複数の業種に属する事業活動が混在する場合には、業種ごとに算出した売上額に基づき、それぞれの業種に適用される算定率により課徴金の額を算定するべきであるとして争われた事案

原告は、小売業や卸売業について例外的に軽減された算定率を設定しているのは、その事業活動における実態に着目したものであり、複数の業種の事業活動が混在する場合には、業種ごとに算定した売上額にそれぞれの算定率を乗じて課徴金の額を計算することが比例原則や憲法31条の適正手続の保障の趣旨にも合致すると主張する。

しかしながら、独禁法が定める課徴金制度は、違反行為者が得た不当な利得の剥奪を直接の目的とするものではなく、あくまでも違反行為の摘発に伴う不利益を増大させて、その経済的誘因を減少し、違反行為の予防効果を強化することを目的とする行政上の措置であって、課徴金の額が、違反行為によって現実に得られた利得額と必ずしも一致する必要がないことは前述したとおりであり、課徴金の制度は、違反行為者の現実の利得額と課徴金の額とが異なる結果となる場合があることを当然に予定しているものというべきである。したがって、課徴金の額は、個々の取引について厳密な対応関係を要するという意味での事業活動の実態を反映させるまでの必要はないのみならず、現実の利得額に一致させる必要があるというものでもないと解するべきであり、被告主張の計算方法が、課徴金制度の目的の達成のために必要な限度を超えとか、侵害される利益との均衡を失しているということにはならず、比例原則に違反するなどとする原告の上記主張も採用することはできないというべきである。

## 東京高判平成25年5月17日・平成24年(行ケ)第15号(オリエンタル白石窯による審決取消請求事件)

課徴金債権は更生債権に該当するか、更生計画認可の決定により免責されるか等が争われた事案

…独占禁止法上の課徴金は、違反行為を抑止するため、違反行為者に対して経済的な不利益を課する点において、行政上の制裁としての性質を有する。

なお、その後の独占禁止法改正による算定率の引上げ等により、課徴金の基本的な目的、機能、性質等は変わらないものの、課徴金の違反行為に対する抑止効果が強化され、行政上の制裁としての性質が強まっている。

独占禁止法上の課徴金と罰金とを比較すると、罰金は、不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目して、道義的・社会的非難として科される刑罰であり、独占禁止法上の課徴金とはその趣旨、目的、手続等を異にするが、両者は、違反行為を抑止する機能を有し、違反行為者に対する制裁としての性質を有する点において共通するといえる。

平成17年の独占禁止法改正により、罰金と課徴金を併科する場合には、課徴金の額から罰金額の2分の1に相当する金額を控除する規定が設けられた(現行独占禁止法第7条の2第19項及び第51条)。この規定からも、罰金と課徴金が共に違反行為を抑止する機能を有することは明らかであり、この点は、平成17年の独占禁止法改正前においても同様である。

なお、金融商品取引法上の課徴金は、違反行為の抑止を図り、違反行為の禁止規定の実効性を確保するという行政目的を達成するための行政上の措置を定めた制度として導入されたものであり、独占禁止法上の課徴金と共通の性質を有するものと解される。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## 東京高判平成16年2月20日・平成15年(行ケ)第308号(土屋企業側による審決取消請求事件)

原告は、K社に他の指名業者の了解を得た旨を連絡し、K社もこれを了解して、原告が受注予定者であるとして入札に臨んだ。本件基本合意に基づく原告を受注予定者とする受注調整が成立していた、との本件審決の認定(推認)はいずれも経験則に違反し、実質的証拠を欠いているとして争われた事案

「当該商品又は役務」とは、当該違反行為の対象とされた商品又は役務を指し、本件のような受注調整にあつては、当該事業者が、基本合意に基づいて受注予定者として決定され、受注するなど、受注調整手続に上程されることによって具体的に競争制限効果が発生するに至ったものを指すと解すべきである。そして、課徴金には当該事業者の不当な取引制限を防止するための制裁的要素があることを考慮すると、当該事業者が直接又は間接に関与した受注調整手続の結果競争制限効果が発生したことを要するというべきである。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## イ 課徴金の算定において不当利得の剥奪よりも機動的発動性が重視されていると考えられる裁判例

### 東京高判平成18年2月24日・平成17年(行ケ)第118号(東燃ゼネラル石油㈱による審決取消請求事件)

課徴金算定の基礎となる売上額に消費税及び石油諸税相当額が含まれるか否かが争われた事案

…これらの税金相当額は、原告の営業利益の源泉とはならず、したがって本件違反行為に係る利得にはなり得ず、課徴金制度が法違反を行った事業者から不当な経済的利得の剥奪を目的とするものである以上、これらの税金相当額についても課徴金を課することになる上記解釈の合理性が問題となり、原告もその不当性を主張している。

しかしながら、法自体が、課徴金によって剥奪しようとする事業者の不当な経済的利得の把握の方法として、具体的な法違反行為による現実的な経済的利得そのものとは切り離し、一律かつ画一的に算定する売上額に一定の比率を乗じて算出された金額を観念的に剥奪すべき事業者の経済的利得と擬制する立場をとり、もって簡明かつ迅速な処理を指向する課徴金制度の基本的姿勢に立っている上に、各種各様に存在し今後も経済情勢の推移に応じて刻々変化する諸税金について、その一つ一つの税額を算定し、これを売上額の中から控除することは実務上極めて困難であり、これを求めることは上記基本的姿勢を踏まえれば課徴金制度の実効性を著しく減殺することになることからすれば、上記諸税金を売上金額の中から控除すべき合理性は認めることができない。

### 東京高判平成22年4月23日・平成19年(行ケ)第45号(㈱バイタルネットによる審決取消請求事件)

課徴金の算定の基礎となる売上額には消費税相当額を含むか否かが争われた事案

…商品の購入者が支払う消費税相当額は、商品本体等の代金相当額の金員と同一の法的性質を有する金員として一体的に事業者を支払われ、事業者が、消費者から受領した金員の中から自らの義務として消費税を納付することが予定されているものであり、また、商品の販売に際して授受される金額にその内訳として明示されることも一般的にはなく、当該商品の価額の一部を構成するものとして社会的に認識されているのであるから、消費税相当額は、法的性質上もまた社会的認識上も商品の「売上額」の一部であるというべきである。また、法は、課徴金によって剥奪しようとする事業者の不当な経済的利得を、具体的な法違反行為による現実的な経済的利得そのものとは切り離して、一律かつ画一的に算定する売上額に一定の比率を乗じて算出された金額を観念的にはく奪すべき事業者の経済的利得と擬制する立場を取り、もって簡明かつ迅速な処理を指向する課徴金制度の基本的姿勢に立っているのであるから、課徴金の対象となる売上額を、事業者が具体的な違反行為によって現実に利得した部分に限定して解釈しなければならないものではないというべきである…。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## 東京高判平成23年10月28日・平成22年(行ケ)第31号(JFEエンジニアリング㈱による審決取消請求事件)

課徴金算定の対象となる売上額に消費税相当額が含まれるか否かが争われた事案

…役務の提供、資産の譲渡等について消費税を納付する義務を負うのは、役務の提供、資産の譲渡等を行った事業者であり(消費税法5条)、この事業者は、消費税を円滑かつ適正に転嫁することが予定されている(税制改革法11条)ものの、役務の提供、資産の譲渡等の相手方が消費税の納税義務を負うものではなく、事業者が役務の提供、資産の譲渡等の対価の中から消費税を納付することが予定されているのである。その上、独占禁止法は、不当な取引制限等の禁止に違反する行為をした事業者に対し、違反行為に係る事業活動による利得を適正に反映させた課徴金の納付を命じることで、不当な取引制限等を禁止する規定の実効性を確保し、違反行為の抑止を図っているところ、その課徴金の算定については、同法7条の2第1項、2項、独占禁止法施行令5条、6条が、違反行為により事業者が取得した現実の経済的利得額そのものとは別に、一律かつ画一的に算定する売上額に一定の比率を乗じて算出すべきものと定めることからすれば、役務の提供、資産の譲渡等の対価の中から消費税相当分を控除するのがこれらの規定の趣旨であると解することはできないものというべきである。

## 東京高判平成24年5月25日・平成23年(行ケ)第7号(昭和シェル石油㈱による審決取消請求事件)

原告の売上額のうち、S社から購入して調達実施本部に納入した製品の売上額がすべて実数で把握されており、その金額(合計52億8495万3675円)は、「ひとまとまり」の事業である卸売業による売上額であるから、「卸売業による売上げ」として課徴金算定率100分の1を適用すべきとして争われた事案。

課徴金算定率について、法7条の2第1項及び施行令(5条1項前段及び6条1項)が実行期間における違反行為の対象商品又は役務の売上額…に、原則として100分の6、小売業については100分の2、卸売業については100分の1とし、1つの課徴金算定率を乗じることを予定している…のは、課徴金制度が行政上の措置であるため、算定基準が明確であることが望ましく、また、課徴金制度の積極的かつ効率的な運営により法違反行為の抑止効果を確保するためには、算定が容易であることが必要であることが考慮されたものと解される。

したがって、このような法及び施行令全体の趣旨からして、売上額を業種ごとに分別して、それぞれに業種に応じた課徴金算定率を乗じた上で、その結果を合算するとの方式を予定しているとは到底解されないし、そのような解釈は、課徴金算定を複雑煩瑣なものとし、法の趣旨にそぐわないものといわざるを得ない。

したがって、違反行為に係る取引について、卸売業又は小売業に認定されるべき事業活動とそれ以外の事業活動の双方が行われている場合に、上記のとおり1つの算定率が用いられるべきであることからすれば、当該事業活動全体で、どの業種の事業活動の性格が強いかにより、業種の認定をせざるを得ないことになる。そうすると、実行期間における違反行為に係る取引において、過半を占めていたと認められる事業活動に基づいて業種を決定するのが相当である。このように解すると、認定されなかった業種に係る事業活動が生じることになるが、課徴金制度は、個々の事案ごとに経済的利益を算定することを予定しておらず、課徴金の額は「不当な取引制限」行為によって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではないから、問題はないというべきである…。

そうすると、卸売行為による売上げが一部に含まれている場合であっても、全体として卸売業に基づく事業活動が過半であると認定されない場合、課徴金算定率は、原則の100分の6が適用されるべきである。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## 東京高判平成24年11月30日・平成24年(行ケ)第1号(古河電気工業(株)による審決取消請求事件)

違反行為の中に複数の業種に属する事業活動が混在する場合には、業種ごとに算出した売上額に基づき、それぞれの業種に適用される算定率により課徴金の額を算定するべきであるとして争われた事案

独禁法が定める課徴金の制度は、不当な取引制限等の違反行為を禁止する実効性を確保するための行政上の措置として機動的に発動できるように定めたものである。また、課徴金の額を算定するに当たっては、実行期間における売上額に一定の算定率を乗ずる方式が採用されているところ、これは、課徴金制度が行政上の措置であるため、その算定基準は明確であることが望まれる上、制度の積極的かつ効率的な運営により違反行為の抑止効果を確保するためにも算定が容易であることも要請されるのであり、このような観点からも、個々の取引ごとに行為者が得た経済的利益を算定した上で、課徴金の額を決定することが適切なものとは解することができない。そうすると、課徴金の額は、行為者が違反行為によって実際に得た利得の額とは必ずしも一致する必要がないというべきである(平成17年最判参照)から、違反行為に係る売上額を業種ごとに区別して、それぞれの業種に応じた算定率を乗じて課徴金を計算する方式を独禁法が予定しているとは解することができない。…

他方、独禁法7条の2第1項が、課徴金の額は、個々の取引について個別に業種を認定した上で、業種ごとに売上額を算定し、それに対応する算定率を乗じるという算定方法を予定していると解した場合には、対象商品の全てについて、違反行為者が自ら製造したものか、第三者から仕入れたものかの認定を要することになるほか、対象商品が仕入れられていた場合には、さらに、違反行為者が仕入先に対して仕様など製造に関する指示をし、原材料の調達に関与するなどして、仕入先に製品を製造させており、実質的に製造業と同視することができないかを判断するため、違反行為者と仕入先との契約関係、仕入先の製造過程に対する違反行為者の関与の有無や程度等の取引の実態を全て調査した上で、違反行為に係る売上額を算出する必要が生ずることになり、課徴金の算定手続が極めて複雑煩瑣なものとなることが予想されるのであり、法の趣旨にそぐわない事態を生じさせるおそれがあるものといわざるを得ない。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## ウ 課徴金の算定において不当利得の剥奪という趣旨が重視されているとはいえないと考えられる裁判例

### 東京高判平成21年10月23日・平成20年(行ケ)第17, 23, 29及び31号(憐加賀田組ほか3名による審決取消請求事件)

原告は、失格ぎりぎりの予定価格の80パーセントで入札したものであり、いわば赤字受注をしているのであるから、不当な利益を保持させないという課徴金制度の趣旨からは、あえて課徴金を課すまでもないとして争われた事案

課徴金の納付命令は、不当な取引制限又は商品又は商品供給量の制限による経済的利得を国が徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって、社会的公正を確保するとともに、違反行為の抑止を図り、不当な取引制限等の禁止規定の実効性を確保するために執られる行政上の措置であり、不当な利得の剥奪にとどまらない複合的な趣旨及び目的を持つ。しかも、その金額は、画一的な基準によって、不当な利得の有無及びその額とは一応切り離して機械的に算出されるものとされているから、不当な利得の発生の有無及びその多寡を問わずに、不当な取引制限等によって競争制限効果が発生したものについて命じられるべきもの、すなわち、不当な取引制限等によって不当な利益を得ることができなかったというような場合にも、適用されるものと解される。

なお、このような課徴金制度の適用も、同制度が不当な取引制限等の禁止規定の実効性を確保するという趣旨、目的を有することからすれば、一定の合理性があるというべきである。

### 東京高判平成24年2月24日・平成23年(行ケ)第9号(憐クボタによる審決取消請求事件)

本件課徴金命令の対象とされた原告の前記売上額は、①原告が、第1次商社を介して建設業者に対して販売した特定鋼管杭の売上及び②原告がS社に納入し、S社が第1次商社を介して建設業者に販売した特定鋼管杭の原告からS社への納入段階の売上が合算されたものであったところ、②に係る課徴金納付命令の名宛人となるべき者はS社であり原告ではないと争われた事案

課徴金納付命令の名宛人を決めるに当たっては、不当な経済的な利得を得た者がだれであるかは、きわめて重要な判断基準であると主張する。しかしながら、「独禁法の定める課徴金の制度は、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものである。また、課徴金の額の算定方式は、実行期間のカルテルの対象商品又は役務の売上額に一定率を乗じる方式を採っているが、これは、課徴金制度が行政上の措置であるため、算定基準も明確なものであることか望ましく、また、制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するためには算定が容易であることが必要であるからであって、個々の事案ごとに経済的利益を算定することは適切でないとして、そのような算定方式が採用され、維持されているものと解される。そうすると、課徴金の額はカルテルによって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではないというべきである。」(最高裁判所平成…17年9月13日…判決…)から、不当な経済的な利得の存在は、事実上の営業活動の有無を判断する際の一つの要素とみることはできても、課徴金納付命令の名宛人を特定する重要な要素とはいえない。

確かに、上記事実によれば、本件カルテル合意に従って本件製品を建設業者に販売することにより直接の利得を得るのは、S社である。また、原告は、本件カルテル合意に従って引き上げられた価格により特定鋼管杭が販売されても、それが直接造管費の増額に結び付く関係にはない。しかしながら、造管費は、前年度の本件販売価格が高くなっていけば、高くなる可能性があるものであって、本件違反行為と原告の利得が無関係ということはできない…から、不当な経済的な利益を得た者は、S社であるから、課徴金納付命令の名宛人はS社とすべきであるという原告の主張は、理由がない。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## 東京高判平成24年3月2日・平成22年(行ケ)第32号(日立造船機による審決取消請求事件)

本件工事で受注予定者が決定されたと推認することはできないとして争われた事案

本件基本合意は、法7条の2第1項1号にいう「不当な取引制限」で「役務の対価に係るもの」に当たるところ、本件のようないわゆる入札談合の事案において、同項所定の課徴金の対象となる「当該役務」とは、本件基本合意の対象とされた工事物件であって、本件基本合意の下での受注調整の結果、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解するのが相当である。…

入札参加者10名中、物件1ないし3についてはアウトサイダーのS1社を除く9名の、物件4についてはS1社とS2社を除く8名の間で、本件基本合意の下での受注調整が行われ、これによる競争単位の減少により具体的な競争制限効果が発生したと認めることが合理的であるから、このような物件を課徴金の対象とすることは何ら憲法その他の法令に違反するものではなく、原告の主張は採用することができない。

## 東京高判平成26年4月25日・平成25年(行ケ)第115号(大東建設機による審決取消請求事件)

本物件について本件基本合意に基づいて受注調整が行われたかが争われた事案

独占禁止法7条の2第1項…にいう「当該商品又は役務」とは、原則として、不当な取引制限の対象とされた商品又は役務全体を指すものと解すべきであるが、本件合意のような入札談合の場合には、自由な競争を行わないという不当な取引制限に該当する意思の連絡による相互拘束たる基本合意の対象となった商品又は役務全体のうち、個別の入札において、当該事業者が基本合意に基づいて受注予定者として決定されて受注するなど、基本合意の成立により発生した競争制限効果が及んでいると認められるものをいうと解すべきである。

…入札参加者である5社の間で本件合意が実施され受注予定者が決定されている場合には、公正な競争に参加する者が少なくなっているのであるから、実際の入札において上記受注予定者とアウトサイダーとが価格競争を行ったとしても、既に発生した競争制限効果を消滅させるような影響はないといわなければならない。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## エ 課徴金の算定において不当利得の剥奪を重視したと考えられる裁判例

### 東京高判平成24年11月9日・平成23年(行ケ)第16号(郵船ロジスティクス㈱による審決取消請求事件)

国際航空貨物利用運送業務に係る従来の運賃及び料金に加えて荷主向け燃油サーチャージ等の4料金を新たに請求するという合意が成立したとして、同4料金が課徴金の算定対象とされたが、本件業務は不可分な一つの業務であり、その対価も一つしか存在せず、4料金は役務の対価の一構成要素にすぎないから役務の対価ではなく、本件合意は、役務の「対価に係るもの」とはいえないと主張された事案

原告は、本件燃油SC自体に対する固有の役務というものはなく、本件業務という1個の役務に対する対価として、本体運賃と本件燃油SCなどが渾然一体となった「運賃等」があるだけであるから、本件燃油SCに相当する額だけを対価として捉えて課徴金を課すことはできない旨主張する…。しかしながら、本件燃油SC合意は、14社が本件業務の対価である運賃等のうちの本件燃油SCだけを対象として合意を成立させたものであるところ、運賃等のうち本件燃油SCだけを区別することは可能であり、本件燃油SCが本件業務における役務に対する渾然一体となった対価の一部としてこれを区別することができないというのは原告独自の見解というべきである。実際にも、本件燃油SC合意は、運賃等のうち本件燃油SCだけを対象として合意を成立させているのであり、これによりこの合意に参加した各社が相互に事業活動を拘束して競争制限の効果を生じさせていたのであるから、本件燃油SCの売上額を基に課徴金を課すことには何らの違法もないというべきである。そして、不当な取引制限である本件燃油SC合意につき、本体運賃と区別される本件燃油SCの売上額を基礎として、課徴金額を算定することは、カルテルによる不当な利得を剥奪することにより社会的公正を図るとともに、カルテルの発生を抑止することを目的とする課徴金制度の趣旨にも合致するものというべきである。なお、このことは、本件燃油SC合意以外の本件各合意についても同様というべきである。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## オ 課徴金制度における主観的要素に関する裁判例

東京高判平成24年2月17日・(株)東芝ほか1名による審決取消請求事件)

独禁法の定める課徴金の制度は、昭和52年法律第63号による改正において、カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的として、既存の刑事罰の定め(89条)やカルテルによる損害を回復するための損害賠償制度(25条)に加えて設けられたものであり、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものである(最高裁平成17年9月13日第3小法廷判決・民集59巻7号1950頁)。

独禁法7条の2は、課徴金賦課の要件として、事業者又はその従業員の故意、過失、違法性の認識、違法性の認識可能性といった主観的要素を要求しておらず、課徴金制度が、既存の刑事罰とは別個に独禁法違反行為を抑止するための行政上の措置として設けられているという趣旨に照らすと、立法論は別として、これら主観的要素を要件とすべきことが憲法上要請されていると解することはできない。

原告らは、課徴金制度の趣旨が、事業者の独禁法違反を犯そうとする意欲を減少させて違反行為を抑止することにあり、行動を思いとどまらせるには、行為者の意思に働きかけることが必要不可欠であるから、課徴金を賦課するには故意等の主観的要素が必要である旨主張する。

しかしながら、課徴金制度の趣旨が金銭的不利益を課して違反行為を抑止することにあるからといって、課徴金賦課の要件として故意等の主観的要素が当然に要求されるとはいえない。故意等の主観的要素を要件としない課徴金制度であっても、それが存在することにより、違反行為を抑止する効果は期待できるし、違反行為の抑止を目的として不利益を課す行政上の措置を設ける場合には、必ず故意等の主観的要素を要求しない限り、不当な制度であって憲法に違反することになるともいえないのであって、この点に関する原告らの主張には理由がない。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## カ 課徴金制度における裁量に関する裁判例

### 東京高判平成9年6月6日・平成8年(行ケ)第179・188・189号(大日本印刷㈱ほか2名による審決取消請求事件)

本件カルテル行為について原告らに対する刑事罰が確定し、かつ、国から不当利得返還請求訴訟が提起されている状況の下において、本件課徴金の納付を命じる本件審決は、二重処罰を禁止する憲法39条の規定に反し、財産権を保障する憲法29条及び法の適正手続を保障する憲法31条の規定の趣旨にもとるか否かが争われた事案

もともと、原則としての引渡基準、例外としての契約基準といっても、いずれも政令に委ねられた売上額の算定に関する専門技術的な性質を有する基準であって、しかも、施行令6条が規定する「著しい差異を生ずる事情があると認められるとき」という文言自体が一義的に明確な内容のものということとはできないから、施行令6条の適用の可否の判断については、行政委員会である被告に一定の範囲で裁量判断の余地があることは否定し得ないものと解される。したがって、審決取消訴訟における司法審査において、裁判所は、右のような被告の専門技術的判断がその裁量権の範囲を超え又は濫用にわたるものと認められない限り、これを違法とすることはできない。

### 東京高判平成13年11月30日・平成12年(行ケ)第228・233号(東京海上火災保険㈱ほか17名による審決取消請求事件)

課徴金の対象となる「役務」の「対価」は営業保険料から純保険料(又は実際の支払保険金)及び代理店手数料の額を控除した残額であり、営業保険料の合計額から純保険料(又は実際の支払保険金)及び代理店手数料の合計額を控除して「売上額」を算定すべきであるとして争われた事案

課徴金制度は一律的な非裁量的制度として法定されており、「卸売業」及び「小売業」のみを明示して例外的な算定率を定めている独禁法の下では、保険業に流通業的性格があるとか、保険業と卸・小売業の各売上高営業利益率が近似しているという点をとらえて、保険業に卸・小売業に係る算定率を準用することは許されない。そして、課徴金制度は、カルテル行為による不当な利益を剥奪する趣旨のものではあるものの、強制的行政措置としての非裁量性、簡明性、明確性、透明性、迅速性の要請から、卸・小売業のみを例外として一律の算定率を定めるものであり、その結果、課徴金の額が現実の不当利得の額と乖離し、その乖離の幅にも業種によって差が生じる可能性があるが、この差は行政措置としての上記要請に基づき生じるもので、合理性を有し、憲法14条の規定に違反するものではない。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## キ 二重処罰(重加算税等と刑事罰の併科)に関する裁判例

**最判昭和33年4月30日・昭和29年(オ)第236号(民集12巻6号938頁)**

法人税法第43条の追徴税と罰金とを併科することが憲法39条に違反するかが争われた事案

法人税法…43条の追徴税は、申告納税の実を挙げるために、本来の租税に附加して租税の形式により賦課せられるものであって、これを課することが申告納税を怠ったものに対し制裁的意義を有することは否定し得ないところであるが、詐欺その他不正の行為により法人税を免れた場合に、その違反行為者および法人に科せられる同法48条1項および51条の罰金とは、その性質を異にするものと解すべきである。すなわち、法48条1項の遁脱犯に対する刑罰が「詐欺その他不正の行為により云々」の文字からも窺われるように、脱税者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目し、これに対する制裁として科せられるものであるに反し、法43条の追徴税は、単に過少申告・不申告による納税義務違反の発生を防止し、以って納税の実を挙げんとする趣旨に出でた行政上の措置であると解すべきである。法が追徴税を行政機関の行政手続により租税の形式により課すべきものとしたことは追徴税を課せらるべき納税義務違反者の行為を犯罪とし、これに対する刑罰として、これを課する趣旨でないこと明らかである。追徴税のかような性質にかんがみれば、憲法39条の規定は、刑罰たる罰金と追徴税とを併科することを禁止する趣旨を含むものでないとするのが相当である。

**最判昭和45年9月11日・昭和43年(あ)第712号(刑集24巻10号1333頁)**

同一の租税遁脱行為について国税通則法68条の重加算税のほかに刑罰を科すことが憲法39条に違反するか否かが争われた事案

…国税通則法68条に規定する重加算税は、同法65条ないし67条に規定する各種の加算税を課すべき納税義務違反が課税要件事実を隠べいし、または仮装する方法によつて行なわれた場合に、行政機関の行政手続により違反者に課せられるもので、これによつてかかる方法による納税義務違反の発生を防止し、もつて徴税の実を挙げようとする趣旨に出た行政上の措置であり、違反者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目してこれに対する制裁として科せられる刑罰とは趣旨、性質を異にするものと解すべきであつて、それゆえ、同一の租税遁脱行為について重加算税のほかに刑罰を科しても憲法三九条に違反するものでないことは、当裁判所大法廷判決の趣旨とするところである(昭和33年4月30日大法廷判決・民集12巻6号938頁参照。なお、昭和36年7月6日第一小法廷判決・刑集15巻7号1054頁参照。)。そして、現在これを変更すべきものとは認められないから、所論は、採ることができない。所論は、昭和40年法律33号による改正前の所得税法69条に規定されている罰金刑は、甚だ高額であるが、別に重加算税が課せられるとなれば、両者の額を合算すれば、被告人は著しく過大な金額を国家に納付することになるから、右69条は、刑罰は公正な刑罰であることを要求する憲法31条に違反する旨主張する。しかし、憲法31条が所論のごとき事項を保障する規定であるかどうかは別にして、前述のごとく、罰金と重加算税とは、その趣旨、性質を異にするものであり、そして、所論改正前の所得税法69条の罰金刑は、同条にその寡額の定めがなく、情状により比較的軽く量定されることもありうるのであるから、同条の罰金刑の規定自体が著しく重いということとはできない。それゆえ、違憲の論旨は、前提を欠き、刑訴法405条の上告理由にあたらぬ。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## ク 二重処罰(課徴金と刑事罰の併科)に関する裁判例

### 東京高判平成5年5月21日・平成3年(の)第1号(三井東圧化学㈱ほか22名に対する独占禁止法違反被告事件)

独占禁止法の課徴金のほかに刑事罰を科しても憲法39条に違反しないかが争われた事案

独禁法による課徴金は、一定のカルテルによる経済的利得を国が徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって、社会的公正を確保するとともに、違反行為の抑止を図り、カルテル禁止規定等の実効性を確保するために執られる行政上の措置であって、カルテルの反社会性ないし反道徳性に着目しこれに対する制裁として科される刑事罰とは、その趣旨、目的、手続等を異にするものであり、課徴金と刑事罰を併科することは、二重処罰を禁止する憲法39条に違反するものではないことは明らかである。

### 東京高判平成9年6月6日・平成8年(行ケ)第179・188・189号(大日本印刷㈱ほか2名による審決取消請求事件)

本件カルテル行為について原告らに対する刑事罰が確定し、かつ、国から不当利得返還請求訴訟が提起されている状況の下において、本件課徴金の納付を命じる本件審決は、二重処罰を禁止する憲法39条の規定に反し、財産権を保障する憲法29条及び法の適正手続を保障する憲法31条の規定の趣旨にもとるか否かが争われた事案

独占禁止法における課徴金制度は、一定のカルテル行為による不当な経済的利得をカルテルに参加した事業者から剥奪することによって、社会的公正を確保するとともに、違反行為の抑止を図り、カルテル禁止規定の実効性を確保するために設けられたものであって、課徴金の納付命令は、右の目的を達成するために、行政委員会である被告が、同法の定める手続にしたがってカルテルに参加した事業者に対して課す行政上の措置である。右のところからも窺われるように、課徴金制度にはカルテル行為に対する一定の抑止効果が期待されているという側面があり、それは社会的には一種の制裁としての機能をもつことを否定できないが、課徴金の基本的な性格が社会的公正を確保するためのカルテル行為による不当な経済的利得の剥奪という点にあることは明らかである。

したがって、課徴金は、カルテル行為の反社会性ないし反道徳性に着目し、これに対する制裁として、刑事訴訟手続によって科せられる刑事罰とは、その趣旨・目的、性質等を異にするものであるから、本件カルテル行為に関して、原告らに対し刑事罰としての罰金を科すほか、さらに、被告において、独占禁止法の規定に基づいて課徴金の納付を命ずるとしても、それが二重処罰を禁止する憲法39条に違反することになるものでないことは明らかといわなければならない。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## 最判平成10年10月13日・平成9年(行ツ)第216号(大日本印刷㈱による審決取消請求上告事件)

本件カルテル行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件において上告人に対する罰金刑が確定し、かつ、国から上告人に対し不当利益の返還を求める民事訴訟が提起されている場合において、本件カルテル行為を理由に上告人に対し同法7条の2第1項の規定に基づき課徴金の納付を命ずることが、憲法第39条、29条、31条に違反しないことは、最高裁昭和29年(オ)第236号同33年4月30日大法廷判決・民集12巻6号938頁の趣旨に徴して明らかである。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。

## 東京高判平成18年2月24日・平成17年(行ケ)第118号(東燃ゼネラル石油㈱による審決取消請求事件)

課徴金算定の基礎となる売上額に消費税及び石油諸税相当額が含まれるとの本件審決に憲法その他の法令に違反する点があるか否かが争われた事案

原告は、更に、上記諸税相当分に対して課徴金を課すことは、違法な利得でないものを課徴金として没収することになるから、財産権の保障を定めた憲法29条に違反し、また実質上制裁金に相当するから、憲法39条の二重処罰にも違反する旨主張する。しかしながら、法違反事業者の不当な経済的利得とはいいい難い租税相当額についても法7条の1第1項所定の「売上額」の中から控除しない取扱いについては、…課徴金制度の趣旨を踏まえた実効性を図る観点からの行政上の合理性に基づくものであり、これは立法裁量の範囲内の問題として是認される。そうすると、憲法29条に違反する余地はなく、また、課徴金制度が刑事罰とは趣旨・目的・性格を異にする以上、二重処罰の禁止を定めた憲法39条に違反するものでないことも明らかである。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## (6) 金融商品取引法の課徴金制度に関する国会答弁及び裁判例

### ア 国会答弁

平成16年5月27日(参)財政金融委員会 内閣府伊藤副大臣

証券市場への参加者のすそ野を広げて、だれもが安心して参加できるものとしていくためには、市場監視機能を強化することによって投資家の信頼が得られる市場を確立することが重要でございます。このため、信頼を阻害する違法行為に対して行政として適切な対応を行う観点から、新たな手段として、現行の刑事罰に加えて、インサイダー取引等の証券取引法違反行為の抑止を図り、証券取引法規制の実効性を確保するという行政目的を達成するために、証券取引法の一定の規範の違反者に対して金銭的負担を課する行政上の措置としての課徴金制度を導入することとしたものでございます。…

…証券取引法では、不公正取引等に対して主として刑事罰によってその実効性の確保を図ってきたところでございますが、今回導入を図る課徴金制度は、違法行為の抑止のため、違反者の金銭的負担を課す行政上の措置であり、規制の実効性を確保するための全く新しい制度でございます。このように全く新たな制度の導入であることから、その金額水準については、違反行為の抑止にとって必要最小限の水準として、経済的利益相当額を基準とするところとさせていただきます。

実効性のある市場監視に向け、まずは今回の制度の適切な運用に全力を尽くしてまいりたいと考えておりますが、実績を積み重ねていく中で、将来的には、金額水準について、違反行為の抑止という制度目的を達成するとの観点から、委員御指摘の点も踏まえて検証していく必要があるというふうに考えているところでございます。

平成17年2月28日(参)財政金融委員会 山本内閣法制局三部長

そもそも課徴金というのはどういうことかということを、十分御存じと思っておりますけれども、ちょっと御説明させていただきたいと思うんですが、これはカルテルやインサイダー取引といった経済的利得を目的とする法令違反につきまして、違反行為により得られる経済的利得相当額を基準とする金銭的負担を課すことによりまして、違反行為がいわばやり得になるということを防ぐということと、これを通じて違反行為の防止という行政目的を達成する、こういうものでございます。

このような課徴金制度でございますけれども、そういう意味からいきますと、目的のために必要かつ適切な手段だということで、憲法31条が規定する適正手続にも合致しておりますし、他方、その趣旨、目的、手段などを考えますと、憲法39条後段が規定する二重処罰の禁止との関係も問題にならないというふうに考えているわけでございます。

要約するとそういうのが課徴金でございますけれども、それでは、この継続開示書類の虚偽記載についてはどうかということでございます。これについては、発行開示の場合とやや事情が異なっておりまして、それにより得られる経済的利得があるのかどうかということ、あるとしてその内容は何か、そしていかにしてその数字を算出するかということが実は必ずしも明らかではございません。そういうことで、課徴金というのは他方で憲法31条、39条ということで将来問題にもなりかねないということもございまして、これについてはしばらく時間をかけて慎重に検討したいというふうに思っております。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

平成17年6月16日(衆)財政金融委員会 早川議員(自)

御承知のとおり、現行の証券取引法に規定しております発行開示義務違反に対する課徴金の考え方につきましては、違反行為に伴う経済的利得相当額を徴収するというものであります。これに対して、本修正案において導入することとしております継続開示義務違反に係る課徴金の考え方は、課徴金額の水準の設定に当たって経済的利得をその水準設定の際の考慮要素の一つとして勘案しながら、しかし基本的に違反行為の抑止のために必要かつ合理的と思われる額とするものであります。したがって、本修正案においては、経済的利得の額そのものを課徴金の額とするというような考え方は取っておりません。

平成17年6月16日(衆)財政金融委員会 吉野議員(自)

発行開示の場合は経済的利得相当額を徴収するという形でございまして、刑事罰との調整規定はございません。しかし、発行開示義務違反におきましては、考え方が違反行為の抑止を目的としたものでございまして、違反行為を抑止するという意味では刑事罰と同等の効果がございまして、そういう意味で、継続開示義務違反に関しましては刑事罰との調整規定が必要であるというふうに政策的に考えた次第でございまして、

平成18年2月28日(衆)予算委員会第一分科会 三國谷金融庁総務企画局長

次に課徴金の問題でございましてけれども、現行証券取引法上の課徴金制度は、違反行為者に対しまして金銭的負担を課すことにより、違反行為の抑止を図る制度として導入されたものでございまして、その際、課徴金の額の水準といたしましては、一義的、機械的に算出できる基準といたしまして、経済的利得相当額を用いることとしていただいております。

平成20年6月5日(参)財務金融委員会 渡辺大臣(金融担当)

課徴金制度というのは、金融商品取引法、それから公認会計士法、独占禁止法で置かれている制度でございまして、

今回の法案における課徴金の見直しにおいては、利得相当額の金額を基準といたしております。例えばインサイダー取引の場合、違反行為に係る重要事実の公表後のより長い期間における市場価格の変動を課徴金の額に織り込んでおります。確定した利得のみならず、保有している株式に係る利得も課徴金の額に取り込んでおります。これは風説の流布とか、偽計、相場操縦などでありまして、算定の基礎となるデータをより実態に近似したものに改める、これは発行開示書類、継続開示書類の虚偽記載でございまして、こうしたところから課徴金の金額の引上げを図っております。インサイダー取引に係る見直し後の算定方法は、過去のインサイダー取引事案に機械的に当てはめると、課徴金額は約2倍程度となるところでございまして、

課徴金の金額水準については、規制の実効性を一層確保する観点からは利得に必ずしもとらわれる必要はないではないかという御意見もございまして、一方、課徴金が反社会性、反道徳性を問うものではない以上、利得から完全に離れるべきではないという意見もあるところでございまして、課徴金の金額の更なる見直しにつきましては、幅広い観点からの議論が必要であろうかと思っております。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## イ 裁判例

東京高判平成25年3月28日・平成24年(行コ)第301号

課徴金の納付命令の決定をする要件を満たす時点である有価証券を取得させた時よりも後の事情が、課徴金の額を算定する際の基礎となる事情に含まれるか否かが争われた事案

したがって、財産権に対して加えられる規制が憲法29条2項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考慮して決すべきものであるが、裁判所としては、立法府がした上記比較考慮に基づく判断を尊重すべきものであるから、立法の規制目的が上記のような社会的理由ないし目的に出たとはいえないものとして公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、又は規制目的が公共の福祉に合致するものであっても規制手段が上記目的を達成するための手段として必要性若しくは合理性に欠けていることが明らかであって、そのため立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるものとなる場合に限り、当該規制立法が憲法29条2項に違背するものとして、その効力を否定することができるものと解するのが相当である。(最高裁昭和62年4月22日大法廷判決・民集41巻3号408頁(以下「森林法判決」という。)、最高裁平成14年2月13日大法廷判決・民集56巻2号331頁参照)・・・本号は有価証券の発行者の財産権に対して規制を加えるものであるが、その規制目的は、重要な事項につき虚偽の記載等がある発行開示書類を提出して当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた発行者に対して課徴金を賦課することにより、そのような金商法に違反する行為を抑止するというものである。上記のような違反行為は、有価証券市場の公正性と投資者の信頼を著しく害するものであるから、これを防止する必要があるというべきである。本号は、上記のような違反行為を抑止することによって、国民経済上重要な役割を果たしている有価証券市場の公正性とこれに対する投資者の信頼を確保するという経済政策に基づく目的を達成するためのものと解することができる。このような目的が正当性を有し公共の福祉に適合するものであることは明らかである。・・・金商法の定める課徴金の制度は、有価証券市場の公正性と投資者の信頼を害する同法違反の行為について、既存の刑事罰を科すほどに至らない程度の違反行為であってもこれを放置しないという観点から、これを抑止するための行政上の措置として金銭的な負担を課すものであり、そのような行政上の措置であることからして、また、制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するために、課徴金の額の算定基準が明確で、その算定が容易であることが必要である。本号所定の課徴金の額についても、このような観点から、予め設けた基準に従い、重要な事項につき虚偽の記載等がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させることによって当該発行者が得ることが一般に想定される経済的な利得の額に相当するものとして、当該取得をさせた時点における事情を基礎に一定の額を一律かつ機械的に算定する方式(すなわち、発行価額の総額の100分の2.25又は100分の4.5とする方式)を採ったものである。・・・重要な事項につき虚偽の記載等がある発行開示書類に基づく募集により新株予約権証券を取得させた発行者(違反者)としては、当該取得をさせた時点で、当該新株予約権証券を市場の流通に置いており、当該新株予約権証券に基づく資金調達の可能性が具現化したものといえることができ、その時点で、当初行使価額を基にした「当該発行者が得ることが一般に想定される経済的な利得の額」に相当する「得べかりし利益」を期待することができるようになるのであるから、当該新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額(当初行使価額)を含む発行価額を基にして課徴金の額を算定することとしても、それなりの合理性があり、少なくとも、合理性がないことが明らかであるとはいえない。他方、新株予約権証券を取得させた後の事情も斟酌して課徴金の額を算定する方法を採ることは、課徴金の額の算定基準が明確で、その算定が容易でなければならないという要請を満たすものとするのが難しいし、前記のような課徴金制度の積極的かつ効率的な運営も困難となるばかりでなく、既に虚偽記載等がある発行開示書類に基づく募集により新株予約権証券を取得させた違反者が、その虚偽記載等が発覚した後の行為(例えば当該取得させた新株予約権証券の消却等)によって課徴金の額の減免を得るといった事態が生じかねず、かくては、違反行為の抑止という目的を十全に実現することができないというべきである。・・・以上のような諸点に照らすと、本号の規制手段は、前記の規制目的を達成するための手段として必要性又は合理性がないことが明らかであるということとはできない。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

東京高判平成26年6月26日・平成26年(行コ)第90号

課徴金の納付を命じるに当たり、虚偽記載のある発行開示書類を提出した発行者に具体的な経済的利得があること又はこれが生じる一般的、抽象的な可能性があることを要するかが争われた事案

課徴金の制度は、「資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図るなどの目的を実現するために設けられた企業内容等の開示制度に違反する行為をより効果的に抑圧するために創設されたものであり、開示制度の実効性を確保するためには、違反者たる発行者が具体的な経済的利得を取得したか否かにかかわらず、開示制度に違反する発行開示書類の提出行為それ自体を抑止することが要請されるということが出来るから、本件課徴金条項に基づき課徴金を課すに当たり、発行者において具体的な経済的利得があること又は経済的利得が生じる一般的、抽象的な可能性があることは要件とされていないと解するのが相当である。

同条項においては、発行開示書類に虚偽記載があることと有価証券の実際の取得者による取得との間に因果関係が必要である旨が明示されているわけではなく、その趣旨に照らしても、金融商品等の公正な価格形成等を図るなどの目的を実現するために設けられた企業内容等の開示制度に違反する行為をより効果的に抑圧する必要がある、当該開示制度の実効性を確保するためには、虚偽記載が原因となって実際の取得者が有価証券を取得したか否かにかかわらず、開示制度に違反する発行開示書類の提出行為それ自体を抑止することが要請されるというべきであるから、発行開示書類の虚偽記載と有価証券を取得させることとの間の因果関係は不要であると解すべきである。そして、前記引用の原判決説示のとおり、本件課徴金条項は、違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するための行政上の措置であって、違反行為の反社会性ないし反道徳性を問うものではないという考え方の下で設けられており、個々の事案において課される課徴金の金額については、違反の程度の軽重などの具体的な事情は一切考慮されず、一律に、当該違反行為により当該発行者が得たであろうと一般的、類型的に想定される経済的利得の額に相当するものとして規定された金額が課され、それ自体、制裁の実質を有する水準のものとはされていないことに照らすと、本件課徴金条項に基づく課徴金は、責任非難を基礎とした制裁として科される刑事罰とは、基本的な性格が異なるというべきであるから、虚偽記載につき発行者に故意又は過失のあることは不要であると解すべきである。そして、同じ社会生活における不利益処分とはいっても、刑罰とはその趣旨及び機能を異にするから、責任主義がそのまま妥当するものではないことはいうまでもない。

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## (7) 公認会計士法の課徴金制度に関する国会答弁

平成19年6月6日(衆)財務金融委員会 三國谷金融庁総務企画局長

課徴金でございますが、今回の制度は、従来の行政処分とは別に、法令違反につきまして、違反行為により得られる経済的利得相当額を基準とする金銭的負担を課すことによりまして、違反行為がいわばやり得とならないようにすることを通じまして違反行為の抑止という行政目的を達成しようというものでございます。公認会計士法におきまして、違反行為の経済的抑止との観点から課徴金制度を導入することといたしまして、その観点から、基準といたしましては、経済的利得ということで、今のような御提案をさせていただいているものでございます。

平成19年6月14日(参)財政金融委員会 三國谷金融庁総務企画局長

御指摘のとおり、課徴金につきましては、違反行為に伴い受け取ります監査報酬額を金額計算の基礎に置くこととしておりまして、また相当の注意を怠ったことによる虚偽証明の場合には、認定された虚偽証明期間に係る監査報酬額を課徴金の金額とする一方、故意による虚偽証明の場合には、認定された虚偽証明期間に係る監査報酬額の1.5倍を課徴金の金額としているところでございます。

このように、相当の注意を怠った場合と故意による場合とで差異を設けています理由は、故意による虚偽証明の場合、公認会計士又は監査法人は積極的、能動的に虚偽記載に加担したものと考えられ、相当の注意を怠った場合に比べまして抑止がより困難であると判断されるためでございます。

…改正案におきましては、公認会計士、監査法人の業務の状況、再発の蓋然性、被監査会社への影響等を踏まえまして、個々の違反行為に対して実効的かつきめの細かい対応を可能とする観点から、一定の行政処分を行う場合には課徴金納付命令を行わないことを可能としているところでございます。

…今回の課徴金の導入というのは、まさしく実態に応じてきめ細かく抑止を図るための措置として導入するものでございます。現行の制度でございますと、戒告、その次は業務停止、その次は解散という、こういう三つの手段しかございませんでした。こういった中で、諸外国の例を見ましても、やはり課徴金といった形でそれぞれの実態に応じた抑止を図っていくという考え方でございます。…

# 課徴金制度の変遷及びその性格と刑事罰との関係等に関する考え方

## (8) 景品表示法の課徴金制度に関する国会答弁

**平成26年11月6日(衆)消費者問題に関する特別委員会 有村大臣(消費者及び食品安全担当)**

法案においては、課徴金算定率を一律に設定しております。その理由は、制度の透明性、公平性の確保の観点から、課徴金の賦課要件を明確に規定するとともに、迅速に処理できるようにしたためでございます。

仮に、委員御指摘のように、算定率に幅を設け、事案に応じて算定率を変えて課すことができるようにすれば、当該違反事業者にとの程度の経済的不利益が課されるかがあらかじめ明確にならず、また、算定率を定める根拠が明確でないため、場当たりの運用、時には恣意的な運用にもなりかねないという懸念が残ります。これは、法的安定性の観点からも慎重な考慮が必要であると考えた次第でございます。

さらに、個別の事案ごとに算定をする場合は、その調査と判断に時間を要することが懸念され、迅速に課徴金納付命令を課すことが困難になれば、課徴金制度そのものの実効性を阻害することにもなりかねない、これは妥当ではないと判断をいたしました。

以上によって、今回、法案のとおり課徴金制度を設計いたしました。しかし、委員の御指摘のように、仮に悪質な事業者により違反行為が繰り返し行われるなど、違反行為防止の実効性が不十分と認められるような事態が生じた場合には、制度設計の見直しを含めて必要な措置を講じる必要があるかと考えております。…

…今回の目的は、事業者が不当表示を行う動機を失わせて、不当表示規制の抑止力を高めることにある。その問題意識は共有いたします。

このために、ポイントはどこかということですが、不当表示を抑止するに足る課徴金の算定率、その目的を達成するのに必要な水準であるかどうかというところが設定で妥当かどうかということになってまいります。

現在、3%というふうな法案を出させていただいておりますが、本制度の運用後、仮に違反行為の実効性が不十分と認められるような事態が生じた場合には、必要に応じて見直しを含めて措置を講じてまいりたいという意図も明確にさせていただきます。

**平成26年11月6日(衆)消費者問題に関する特別委員会 菅久消費者庁審議官**

この課徴金制度の目的でございますが、違反事業者に経済的不利益を賦課する、そのことによりまして不当表示規制の抑止力を高め、不当表示を防止するということでございます。

**平成26年11月10日(衆)消費者問題に関する特別委員会 赤澤内閣府副大臣(消費者及び食品安全担当)**

景品表示法に課徴金制度を導入する目的は、経済的不利益を課すことにより、事業者が不当表示を行う動機を失わせて、不当表示規制の抑止力を高めることにより、不当表示を防止することにある、これは繰り返し御説明を申し上げていることでございます。

このため、課徴金の算定率は、不当表示を防止するという目的を達成するのに必要な水準であるかという観点から設定するのが妥当であると考えておまして、不当表示によって得られる不当な利得がどの程度であるかを考えて算定率を設定することとし、過去に不当表示を行った事業者の売上高営業利益率のデータを検討したところ、おおむねその中央値であ3%が適当であると考えたものでございます。

## 憲法条文（抜粋）

## ○ 日本国憲法

## 第3章 国民の権利及び義務

**第13条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

**第14条** すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。  
2・3（略）

**第22条** 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。  
2（略）

**第29条** 財産権は、これを侵してはならない。  
2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。  
3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

**第31条** 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

**第39条** 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

**第84条** あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

# 最高裁平成14年2月13日判決（抜粋）

参考11-3

## 最判平成14年2月13日・平成12年(オ)第1965号(短期売買利益返還請求事件)

上場会社の主要株主が株式の短期売買で得た利益について、会社が返還請求できるとした証券取引法164条1項の規定が、財産権の不可侵を定めた憲法29条に違反するかどうか争われた事案

財産権は、それ自体に内在する制約がある外、その性質上社会全体の利益を図るために立法府によって加えられる規制により制約を受けるものである。財産権の種類、性質等は多種多様であり、また、財産権に対する規制を必要とする社会的理由ないし目的も、社会公共の便宜の促進、経済的弱者の保護等の社会政策及び経済政策に基づくものから、社会生活における安全の保障や秩序の維持等を図るものまで多岐にわたるため、財産権に対する規制は、種々の態様のものがあり得る。このことからすれば、財産権に対する規制が憲法29条2項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して判断すべきものである。

…そこでまず、法164条1項の規制の目的、必要性について検討するに、上場会社等の役員又は主要株主が一般投資家の知り得ない内部情報を不当に利用して当該上場会社等の特定有価証券等の売買取引をすることは、証券取引市場における公平性、公正性を著しく害し、一般投資家の利益と証券取引市場に対する信頼を損なうものであるから、これを防止する必要があるものといわなければならない。同項は、上場会社等の役員又は主要株主がその職務又は地位により取得した秘密を不当に利用することを防止することによって、一般投資家が不利益を受けることのないようにし、国民経済上重要な役割を果たしている証券取引市場の公平性、公正性を維持するとともに、これに対する一般投資家の信頼を確保するという経済政策に基づく目的を達成するためのものと解することができる。このような目的が正当性を有し、公共の福祉に適合するものであることは明らかである。

次に、規制の内容等についてみると、同項は、外形的にみて上記秘密の不当利用のおそれのある取引による利益につき、個々の具体的な取引における秘密の不当利用や一般投資家の損害発生という事実の有無を問うことなく、その提供請求ができることとして、秘密を不当に利用する取引への誘因を排除しようとするものである。…上場会社等の役員又は主要株主が行う当該上場会社等の特定有価証券等の売買取引を禁止するものではなく、その役員又は主要株主に対し、一定期間内に行われた取引から得た利益の提供請求を認めることによって当該利益の保持を制限するにすぎず、それ以上の財産上の不利益を課するものではない。これらの事情を考慮すると、そのような規制手段を採ることは、前記のような立法目的達成のための手段として必要性又は合理性に欠けるものとはいえない。

…以上のとおり、法164条1項は証券取引市場の公平性、公正性を維持するとともにこれに対する一般投資家の信頼を確保するという目的による規制を定めるものであるところ、その規制目的は正当であり、規制手段が必要性又は合理性に欠けることが明らかであるとはいえないのであるから、同項は、公共の福祉に適合する制限を定めたものであって、憲法29条に違反するものではない。

## 独占禁止法等における罰則規定（抜粋）

## ○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

（告発、不起訴処分の報告）

**第74条** 公正取引委員会は、第12章に規定する手続による調査により犯則の心証を得たときは、検事総長に告発しなければならない。

2 公正取引委員会は、前項に定めるもののほか、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならない。

3 前2項の規定による告発に係る事件について公訴を提起しない処分をしたときは、検事総長は、遅滞なく、法務大臣を経由して、その旨及びその理由を、文書をもって内閣総理大臣に報告しなければならない。

（私的独占、不当な取引制限、事業者団体による競争の実質的制限の罪）

**第89条** 次の各号のいずれかに該当するものは、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

- 一 第3条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者
- 二 第8条第1号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したもの

2 前項の未遂罪は、罰する。

（検査妨害等の罪）

**第94条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

- 一 第47条第1項第1号又は第2項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- 二 第47条第1項第2号又は第2項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者
- 三 第47条第1項第3号又は第2項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者
- 四 第47条第1項第4号又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（両罰規定）

**第95条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

- 一 第89条 5億円以下の罰金刑
- 二 第90条第3号（第7条第1項又は第8条の2第1項若しくは第3項の規定による命令に違反した場合を除く。） 3億円以下の罰金刑

2～6（略）

(専属告発)

**第96条** 第89条から第91条までの罪は、公正取引委員会の告発を待つて、これを論ずる。

2 前項の告発は、文書をもつてこれを行う。

3 公正取引委員会は、第1項の告発をするに当たり、その告発に係る犯罪について、前条第1項又は第100条第1項第1号の宣告をすることを相当と認めるときは、その旨を前項の文書に記載することができる。

4 第1項の告発は、公訴の提起があつた後は、これを取り消すことができない。

○ 金融商品取引法 (昭和23年法律第25号)

**第207条** 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(略)

○ 特定商取引に関する法律 (昭和51年法律第57号)

**第74条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(略)

○ 食品表示法 (平成25年法律第70号)

**第22条** 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(略)

法人に対する課徴金と罰金の併科事例  
(課徴金制度導入後の刑事事件)

参考12-2

※ 罰金額と課徴金額を比べて金額が大きい方に網掛けをしている。

番号	事件名 (告発した年)	事業者	罰金(万円)	課徴金(万円)
1	塩化ビニル製業務用ストレッチフィルム製造業者による販売価格カルテル事件 (平成3年)	(株)三井東圧化学	800	11,080
		信越ポリマー(株)	800	7,821
		三菱樹脂(株)	700	9,148
		理研ビニル工業(株)	600	5,154
		日本カーバイド工業(株)	600	4,523
		電気化学工業(株)	600	4,120
		日立ボーデン(株)	600	2,052
		グンゼ(株)	600	1,080
2	社会保険庁発注の支払通知書貼付用シールの入札談合事件 (平成5年)	(株)日立情報システムズ	400	0
		トッパン・ムーア(株)	400	9,211
		大日本印刷(株)	400	4,109
		小林記録(株)	400	3,736
3	日本下水道事業団が発注する電気設備工事の入札談合事件 (平成7年)	(株)日立製作所	6,000	17,209
		(株)東芝	6,000	19,657
		三菱電機(株)	6,000	5,672
		富士電機(株)	6,000	15,750
		(株)明電舎	6,000	12,969
		(株)安川電機	4,000	12,810
		日新電機(株)	4,000	11,500
		神鋼電機(株)	4,000	4,033
		(株)高岳製作所	4,000	4,036
4	東京都が発注する水道メーターの入札談合事件 (平成9年)	(株)金門製作所	900	8,053
		愛知時計電機(株)	900	5,778
		タマガワ(株)	600	1,988
		東京水力機器(株)	600	1,691
		東洋計器(株)	600	3,003
		東京都が発注する水道メーターの入札談合事件 (平成9年)	600	1,506
		仲子計量機器(株)	600	1,383
		(株)東京量水器工業所	600	1,352

番号	事件名 (告発した年)	事業者	罰金(万円)	課徴金(万円)
4	東京都が発注する水道メーターの入札談合事件 (平成9年)	リコー精器(株)	600	455
		横尾計器(株)	600	1,055
		大阪機工(株)	600	2,462
		明治時計(株)	600	1,159
		横浜水道機材(株)	600	750
		東光精機(株)	600	1,748
		日東メーター(株)	600	890
		富士水道工業(株)	600	732
		(株)水戸量水器工作所	600	704
		(株)阪神計器製作所	600	704
		日東精工(株)	600	1,422
		(株)吾妻計器製作所	600	556
		日国工業(株)	600	565
		谷商(株)	600	159
		(株)三龍社	600	444
		長野県度量衡(株)	600	106
(株)高畑工業	500	0		
5	ダクタイトル鑄鉄管製造業者によるシェア協定事件 (平成11年)	(株)クボタ	13,000	77,208
		(株)栗本鐵工所	7,000	293,489
		日本鑄鉄管(株)	3,000	105,354
6	防衛庁調達実施本部が発注する石油製品の入札談合事件 (平成11年)	コスモ石油(株)	8,000	175,115
		新日本石油(株)	7,000	215,601
		昭和シェル石油(株)	3,500	57,744
		出光興産(株)	3,000	68,176
		東燃ゼネラル石油(株)	2,500	50,527
		扶桑石油(株)	1,500	9,907
		キグナス石油(株)	800	3,233
		九州石油(株)	700	11,934
		太陽石油(株)	300	2,218
		タイホー工業(株)	300	249
7	東京都が発注する水道メーターの入札談合事件 (平成15年)	愛知時計(株)	3,000	1,419
		東洋計器(株)	2,000	1,619
		リコーエレメックス(株)	2,000	1,448
		(株)金門製作所	2,000	1,187

番号	事件名 (告発した年)	事業者	罰金(万円)	課徴金(万円)
8,9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省が発注する鋼橋上部工事の入札談合事件</li> <li>・日本道路公団が発注する鋼橋上部工事の入札談合事件</li> </ul> (平成17年)	(株)横河ブリッジ	64,000	85,440
		川田工業(株)	64,000	77,036
		(株)宮地鐵工所	60,000	79,626
		三菱重工業(株)	56,000	71,804
		石川島播磨工業(株)	48,000	71,474
		JFEエンジニアリング(株)	48,000	75,397
		(株)栗本鐵工所	28,000	45,777
		高田機工(株)	28,000	59,392
		(株)東京鐵骨橋梁	24,000	65,709
		JST(株)	24,000	0
		駒井鉄工(株)	24,000	32,644
		松尾橋梁(株)	24,000	48,883
		片山ストラテック(株)	24,000	30,712
		トピー工業(株)	24,000	50,134
		日本車輛製造(株)	24,000	39,298
		(株)ハルテック	24,000	19,037
		日本橋梁(株)	20,000	24,671
		三井造船(株)	20,000	45,571
		(株)サクラダ	20,000	25,013
		住友重機械工業(株)	20,000	51,348
		日立造船(株)	20,000	45,709
		川崎重工業(株)	20,000	56,969
		川鉄橋梁鉄構(株)	20,000	11,558
佐藤鉄工(株)	20,000	26,057		
瀧上工業(株)	16,000	34,787		
新日本製鐵(株)	16,000	28,270		
10	市町村等が発注する汚泥・し尿処理施設建設工事の入札談合事件 (平成18年)	(株)クボタ	22,000	60,233
		(株)荏原製作所	20,000	28,224
		栗田工業(株)	16,000	32,886
		アタカ大機(株)	16,000	27,502
		住友重機械工業(株)	16,000	15,813
		JFEエンジニアリング(株)	12,000	32,256
		三菱重工業(株)	8,000	0
		日立造船(株)	8,000	0
		(株)西原環境テクノロジー	7,000	10,275
		三井造船(株)	7,000	0
(株)タクマ	7,000	0		

番号	事件名 (告発した年)	事業者	罰金(万円)	課徴金(万円)
11	名古屋市が発注する地下鉄工事の入札談合事件 (平成19年)	(株)大林組	20,000	0
		鹿島建設(株)	15,000	39,435
		清水建設(株)	15,000	41,403
		前田建設工業(株)	10,000	5,710
		(株)奥村組	10,000	5,710
12	独立行政法人緑資源機構が発注する緑資源幹線林道事業に係る 地質調査・調査測量設計業務の入札談合事件 (平成19年)	(財)林業土木コンサルタンツ	9,000	1,910
		(株)フォレストック	7,000	1,066
		(財)森公弘済会	7,000	1,027
		(株)片平エンジニアリング	4,000	639
13	溶融亜鉛めっき鋼板製造販売業者に係る販売価格カルテル事件 (平成20年)	日新製鋼(株)	18,000	312,838
		(株)淀川製鋼所	18,000	155,450
		日鉄住金鋼板(株)	16,000	368,320
14	軸受製造販売業者による販売価格カルテル事件 (平成24年)	NTN(株)	40,000	723,107
		日本精工(株)	38,000	562,541
		(株)不二越	18,000	500,939
15	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸 新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合事件 (平成26年)	ダイダン(株)	16,000	34,288
		高砂熱学工業(株)	16,000	17,908
		新日本空調(株)	14,000	0
		東洋熱工業(株)	12,000	17,772
		(株)三晃空調	12,000	12,816
		(株)大気社	12,000	12,060
		三建設備工業(株)	12,000	7,188
		(株)朝日工業社	12,000	1,467

(注1) 公正取引委員会ホームページ等において公表されている情報を基に作成。

(注2) 平成17年改正後の算定率が適用された番号11以降の事件の「課徴金」欄には、罰金調整(法第7条の2第19項又は法第63条)が行われたものについては、罰金調整後の課徴金額を記載している。

## 行政制裁金(課徴金)と刑事罰の併科が可能な国

参考12-3

	日本	韓国	インドネシア	ブラジル
個人への刑事罰	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金又はこれらの併科	3年以下の懲役若しくは2億ウォン以下の罰金又はこれらの併科	250億ルピア以上1000億ルピア以下の罰金又は6か月以下の禁錮	2年以上5年以下の禁錮及び罰金(併科)
法人への刑事罰	5億円以下の罰金	2億ウォン以下の罰金	250億ルピア以上1000億ルピア以下の罰金	なし
法人への行政制裁金(課徴金)	当該商品役務の10%	関連売上額の10%以内	10億ルピア以上250億ルピア以下の行政制裁金	法人:前事業年度の総売上高の0.1%~20% 自然人:事業者に課された制裁金の1%~20%
行政罰との併科	併科可能	併科可能	併科可能	併科可能(対自然人)
併科実績	あり	あり	事例なし	不明
行政罰と刑事罰の調整規定	あり	なし	なし	なし

(注) 本表はカルテルの場合の規定。

自然人に対する刑事罰の適用例（独占禁止法違反事件）

事件名	告発年月日	被告発人	事件の概要	判決日	判決内容
1 塩化ビニル製業務用ストレッチフィルム製造業者による販売価格カルテル事件	H3.11.6 (H 3.12.19 追加告発)	下記 8 社の営業担当者 8 名及び営業担当責任者 7 名 ・三井東圧化学(株)・信越ポリマー(株) ・三菱樹脂(株)・理研ビニル工業(株) ・日本カーバイド工業(株)・電気化学工業(株) ・日立ボーデン(株)・グンゼ(株)	三井東圧化学(株)ほか 7 社は、塩化ビニル製業務用ストレッチフィルムの販売価格を平成 2 年 9 月及び同年 11 月出荷分から引き上げること等を共同して決定し実施した。	東京高裁 H5.5.21	・被告人に懲役 6 月から 1 年（執行猶予 2 年）
2 日本下水道事業団が発注する電気設備工事の入札談合事件	H7.3.6 (H7.6.7 追加告発)	下記 9 社の日本下水道事業団発注に係る電気設備工事の受注業務に従事していた者 17 名及び日本下水道事業団の電気設備工事の発注業務に従事していた者 1 名 ・(株)日立製作所 ・(株)東芝 ・三菱電機(株) ・富士電機(株) ・(株)明電舎 ・(株)安川電機 ・日新電機(株)・神鋼電機(株)・(株)高岳製作所	(株)日立製作所ほか 8 社は、平成 5 年度における日本下水道事業団発注に係る電気設備工事の受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるようあらかじめ定められた価格で入札することを合意し実施していた。	東京高裁 H8.5.31	・被告会社の受注業務に従事していた者に懲役 10 月（執行猶予 2 年） ・日本下水道事業団の発注業務に従事していた者に懲役 8 月（執行猶予 2 年）
3 東京都が発注する水道メーターの入札談合事件	H9.2.4	下記 25 社の東京都発注に係る水道メーターの受注業務に従事していた者 34 名 ・(株)金門製作所・愛知時計電機(株)・タマガワ(株) ・東京水力器機(株)・東洋計器(株)・日本計器工業(株) ・仲子計量器(株)・東京量水器工業(株)・リコー精器(株) ・横尾計器(株)・大阪機工(株)・明治時計(株) ・横浜水道機材(株)・東光精機(株)・日東メーター(株) ・富士水道工業(株)・水戸量水器工作所(株) ・(株)阪神計器製作所・日東精工(株)・(株)吾妻計器製作所 ・日国工業(株)・谷商(株)・(株)三龍社・長野県度量衡(株) ・(株)高畑工業	(株)金門製作所ほか 24 社は、平成 6 年度、平成 7 年度及び平成 8 年度の各年度における東京都発注に係る水道メーターについて、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるようあらかじめ定められた価格で入札することを合意し実施していた。	東京高裁 H9.12.24	・被告人に懲役 6 月から 9 月（執行猶予 2 年）
4 ダクティル鋳鉄管製造業者によるシェア協定事件	H11.2.4 (H11.3.1 追加告発)	下記 3 社のダクティル鋳鉄管直管の受注業務に従事していた者 10 名 ・(株)クボタ・栗本鐵工所・日本鋳鉄管(株)	(株)クボタほか 2 社は、平成 8 年度及び平成 9 年度の各年度に日本国内において需要のあるダクティル鋳鉄管直管の 3 社のシェア配分協定に合意し実施していた。	東京高裁 H12.2.23	・被告人に懲役 6 月から 10 月（執行猶予 2 年）

	事件名	告発年月日	被告発人	事件の概要	判決日	判決内容
5	防衛庁調達実施本部が発注する石油製品の入札談合事件	H11. 10. 13 (H11. 11. 9 追加告発)	下記7社及び旧三菱石油(株)の調達実施本部発注石油製品の受注業務に従事していた者9名 ・コスモ石油(株)・日石三菱(株) ・昭和シェル石油(株) ・(株)ジャパンエナジー ・出光興産(株)・扶桑石油(株) ・ゼネラル石油(株)	コスモ石油(株)ほか10社は、防衛庁調達実施本部が平成10年度に調達する、ガソリン、軽油、灯油、重油及び航空タービン燃料の各石油製品の発注に係る6回の指名競争入札のうち前4回において、各入札前に会合を開催し、前年度の受注実績を勘案して受注予定者を決定するとともに受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記石油製品の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	東京高裁 H16. 3. 24	被告人に懲役6月から1年6月(執行猶予2年から3年)
6	東京都が発注する水道メーターの入札談合事件	H15. 7. 2	下記4社の東京都発注に係る水道メーターの受注業務に従事していた者4名及び平成14年3月31日まで水道メーターの販売事業を営んでいた(株)高畑工業の同受注業務に従事していた者1名 ・東洋計器(株) ・愛知時計電機(株) ・リコーエレメックス(株) ・(株)金門製作所	4社及びこれら4社の東京都発注に係る水道メーターの受注業務に従事していた者等5名は、同水道メーターの受注業務に従事する他の水道メーターの製造業者等14社の従業員らとともに、それぞれの所属する会社の業務に関し、東京都が一般競争入札の方法により発注する水道メーターのうち、口径13ミリ、同20ミリ及び同25ミリのものについて、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記水道メーターの受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	東京高裁 H16. 3. 26  東京高裁 H16. 4. 30  東京高裁 H16. 5. 21	被告人に懲役1年から1年2月(執行猶予3年)
7	国土交通省が発注する鋼橋上部工事の入札談合事件	H17. 5. 23 (H17. 6. 15 追加告発)	8社の国土交通省発注の鋼橋上部工事の受注業務に従事していた者8名 ・(株)横河ブリッジ ・川田工業(株) ・JFEエンジニアリング(株) ・(株)東京鐵骨橋梁 ・高田機工(株)・(株)栗本鐵工所 ・石川島播磨重工業(株) ・(株)宮地鐵工所	26社は、平成15年度にあっては他の鋼橋上部工事業者23社とともに、平成16年度にあっては他の鋼橋上部工事業者21社とともに、国土交通省関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局が競争入札により発注する鋼橋上部工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	東京高裁 H18. 11. 10  東京高裁 H19. 9. 21	・被告人に懲役1年から2年6月(執行猶予3年から4年)
8	日本道路公団が発注する鋼橋上部工事の入札談合事件	H17. 6. 29 (H17. 8. 1, H17. 8. 15 追加告発)	日本道路公団の理事(1名)、副総裁(1名)及び元理事(1名)並びに下記4社において日本道路公団発注の鋼橋上部工事の受注業務に従事していた者4名 ・(株)横河ブリッジ ・三菱重工業(株) ・石川島播磨重工業(株) ・川田工業(株)	6社は、平成15年度にあっては他の鋼橋上部工事業者43社とともに、平成16年度にあっては他の鋼橋上部工事業者41社とともに、日本道路公団が競争入札により発注する鋼橋上部工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	東京高裁 H19. 12. 7  東京高裁 H20. 7. 4	・日本道路公団理事(当時)に懲役2年(執行猶予3年) ・日本道路公団副総裁(当時)に懲役2年6ヶ月(執行猶予4年)※背任罪との併合罪

	事件名	告発年月日	被告発人	事件の概要	判決日	判決内容
9	市町村等が発注する汚泥・し尿処理施設建設工事の入札談合事件	H18. 5. 23 (H18. 6. 12 追加告発)	下記 11 社のし尿処理施設建設工事の受注業務に従事していた者 11 名 ・(株)クボタ・アタカ工業(株) ・栗田工業(株)・(株)荏原製作所 ・住友重機械工業(株) ・JFEエンジニアリング(株) ・(株)西原環境テクノロジー ・三菱重工業(株)・日立造船(株) ・三井造船(株)・(株)タクマ	11 社は、市町村等が競争入札により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、し尿処理施設の新設及び更新工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	大阪地裁 H19. 3. 12 大阪地裁 H19. 3. 15 大阪地裁 H19. 3. 19 大阪地裁 H19. 3. 22 大阪地裁 H19. 3. 29 大阪地裁 H19. 4. 23 大阪地裁 H19. 5. 17	被告人に罰金 140 万円から 170 万円又は懲役 1 年 4 月から 2 年 6 月（執行猶予 3 年から 4 年）
10	名古屋市が発注する地下鉄工事の入札談合事件	H19. 2. 28 (H19. 3. 20 追加告発)	下記 5 社の名古屋市交通局が発注する地下鉄第 6 号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事の受注業務に従事していた者 5 名 ・(株)大林組・鹿島建設(株) ・清水建設(株)・(株)奥村組 ・前田建設工業(株)	5 社は、名古屋市交通局が一般競争入札の方法により特別共同企業体に発注する地下鉄第 6 号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事について、受注予定の特別共同企業体を決定するとともに、受注予定特別共同企業体が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定特別共同企業体を決定し、もって、被告発会社等が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記土木工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	名古屋地裁 H19. 10. 15	被告人に懲役 1 年 6 月から 3 年（執行猶予 3 年から 5 年）
11	独立行政法人緑資源機構が発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務の入札談合事件	H19. 5. 24 (H19. 6. 13 追加告発)	独立行政法人緑資源機構元理事（1 名）及び同機構元課長（1 名）並びに下記 4 法人の緑資源機構が発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務の受注業務に従事していた者 5 名 ・(財) 林業土木コンサルタンツ ・(株) フォレストック ・(財) 森公弘済会 ・(株) 片平エンジニアリング	4 法人は、地質調査・調査測量設計業務を営む他の事業者とともに、緑資源機構が平成 17 年度及び平成 18 年度において指名競争入札等の方法により発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務について、緑資源機構の意向に従って受注予定業者を決定するとともに受注予定業者が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記地質調査・調査測量設計業務の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	東京地裁 H19. 11. 1	・被告人に懲役 6 月から 8 月（執行猶予 2 年から 3 年） ・緑資源機構の元役員であった者に懲役 1 年 6 月から 2 年（執行猶予 3 年から 4 年）
12	溶融亜鉛めっき鋼板製造販売業者に係る販売価格カルテル事件	H20. 11. 11 (H20. 12. 8 追加告発)	下記 3 社において本件商品の販売に関する業務に従事していた 6 名 ・日鉄住金鋼板(株) ・日新製鋼(株) ・(株)淀川製鋼所	3 社は、不特定多数の需要者向け溶融 55 パーセントアルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯の平成 18 年 7 月 1 日以降出荷分の販売価格を引き上げる旨を合意し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記めっき鋼板及び鋼帯の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	東京地裁 H21. 9. 15	被告人に懲役 10 月から 1 年（執行猶予 3 年）

	事件名	告発年月日	被告発人	事件の概要	判決日	判決内容
13	軸受製造販売業者による販売価格カルテル事件	H24. 6. 14	下記3社の軸受の販売に関する業務に従事していた者7名 ・(株)不二越 ・日本精工(株) ・NTN(株)	3社等は、産業機械用軸受について、平成22年7月1日以降に納入する産業機械用軸受の販売価格を、同年6月時点における被告発会社等の販売価格から、一般軸受につき8パーセントを、大型軸受につき10パーセントをそれぞれ引き上げることを販売先等に申し入れるなどして、軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げること、並びに、具体的な販売価格引上げ交渉に当たっては、販売地区及び主要な販売先ごとに3社等の従業員らが連絡、協議しながら行うことを各合意し、もって、被告発会社等が共同して、その事業活動を相互に拘束することにより、公共の利益に反して、産業機械用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。また、2社等は、自動車用軸受について、平成22年7月1日以降に納入する自動車用軸受の販売価格を、同年6月時点における被告発会社等の販売価格から、軸受の原材料である鋼材の投入重量1キログラム当たり20円を目途に引き上げることを合意し、もって、被告発会社等が共同して、その事業活動を相互に拘束することにより、公共の利益に反して、自動車用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	東京地裁 H24. 12. 28 東京地裁 H25. 2. 25 東京地裁 H27. 2. 4 東京高裁 H28. 3. 22 (即日上告)	・被告人に懲役1年から1年6月(執行猶予3年) ・1社、個人2名につき上告中
14	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合事件	H26. 3. 4	下記8社の冷暖房等に関する設備工事の請負等の業務に従事していた者8名 ・高砂熱学工業(株) ・ダイダン(株) ・新日本空調(株) ・(株)大気社 ・(株)朝日工業社 ・(株)三晃空調 ・東洋熱工業(株) ・三建設備工業(株)	8社等は、平成23年10月以降に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事について、受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、上記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって、8社等が共同して、上記工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、上記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	東京地裁 H26. 9. 30 東京地裁 H26. 10. 2 東京地裁 H26. 10. 3 東京地裁 H26. 10. 6 東京地裁 H26. 11. 12 東京地裁 H26. 11. 13 東京地裁 H26. 11. 14	被告人に懲役1年2月から1年6月(執行猶予3年)

(注) 公正取引委員会ホームページにおいて公表している年次報告等の掲載情報を基に作成。

# 刑事告発方針

(平成17年10月7日)

参考12-5

## 独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針

平成17年10月7日  
公正取引委員会  
改正：平成21年10月23日

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条の2第1項に規定する違反行為をした事業者のうち二以上の事業者が共同して当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った場合には、当該二以上の事業者について課徴金の減免をする等の改正が行われ、課徴金減免に係る改正部分は、平成22年1月1日から施行されること、改正後の独占禁止法の適正な運用を図るため、公正取引委員会は、同日以降、次の方針に即して、犯則事件（独占禁止法第89条から第91条までの罪に係る事件をいう。以下同じ。）の調査及び告発を行っていくこととする。

### 1 告発に関する方針

#### (1) 公正取引委員会は、

- ア 一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコット、私的独占その他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案
  - イ 違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員会の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案
- について、積極的に刑事処分を求めて告発を行う方針である。

#### (2) ただし、

- ア 調査開始日前に単独で最初に課徴金の免除に係る報告及び資料の提出を行った事業者（独占禁止法第7条の2第10項の規定による報告及び資料の提出を行った事業者をいう。ただし、当該報告若しくは資料に虚偽の内容が含まれていたこと、追加して求められた報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと又は他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、若しくは他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたこと（同条第17項各号）のいずれかに該当する事実があると認められる事業者を除く。）
- イ 調査開始日前に他の事業者と共同して最初に課徴金の免除に係る報告及び資料の提出を行った事業者（独占禁止法第7条の2第13項及び同条第10項の規定による報告及び資料の提出を行った事業者をいう。ただし、当該報告若しくは資料に虚偽の内容が含まれていたこと、追加して求められた報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと又は他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、若しくは他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたこと（同条第17項各号）のいずれかに該当する事実があると認められる事業者及び当該事業者と共同して報告及び資料の提出を行った事業者を除く。）
- ウ 前記ア又はイに該当する事業者の役員、従業員等であって当該独占禁止法違反行為をした者のうち、当該事業者の行った公正取引委員会に対する報告及び資料の提出並びにこれに引き続いて行われた公正取引委員会の調査における対応等において、当該事業者と同様に評価すべき事情が認められるものについては、告発を行わない。

### 2 犯則事件の調査

公正取引委員会は、前記1(1)ア又はイに該当すると疑うに足りる相当の理由のある独占禁止法違反被疑事件について、犯則事件の調査を行う職員として指定した職員をして調査に当たらせることとし、当該調査の結果、前記1(1)ア又はイに該当する犯則の心証を得た場合に、告発する。

### 3 告発問題協議会

告発に当たっては、その円滑・適正を期するため、検察当局との間で、検察当局側が最高検察庁財政経済係検事以下の検事、公正取引委員会側が犯則審査部長以下の担当官で構成される「告発問題協議会」を開催し、当該個別事件に係る具体的問題点等について意見・情報の交換を行う。

## 東京高判平成9年6月6日・平成8年(行ケ)第179・188・189号(大日本印刷(株)ほか2名による審決取消請求事件)

本件カルテル行為について原告らに対する刑事罰が確定し、かつ、国から不当利得返還請求訴訟が提起されている状況の下において、本件課徴金の納付を命じる本件審決は、二重処罰を禁止する憲法39条の規定に反し、財産権を保障する憲法29条及び法の適正手続を保障する憲法31条の規定の趣旨にもとるか否かが争われた事案

独占禁止法が課徴金によって剥奪しようとする不当な経済的利得とは、あくまでカルテルが行われた結果、その経済効果によってカルテルに参加した事業者に帰属する不当な利得を指すものであり、しかも、同法は、現実には、法政策的観点から、あるいは法技術的制約等を考慮し、具体的なカルテル行為による現実の経済的利得そのものとは一応切り離し、一律かつ画一的に算定する売上額に一定の比率を乗ずる方法により算出された金額を、いわば観念的に、右の剥奪すべき経済的利得と擬制しているのである(同法7条の2参照)。

これに対し、民法上の不当利得に関する制度は、専ら公平の観点から権利主体相互間の利害の調整を図ろうとする私法上の制度であって、課徴金制度とはその趣旨・目的を異にするものであり、両者がその法律要件と効果を異にするものであることはいうまでもないことから、実質的観点からも、不当利得制度の下において返還を求められている利得の具体的な内容が、賦課される課徴金と同一の性質のものとして、重複する関係に立つとみるべきか否かは、これを一般的、抽象的に論ずることはできず、個別的、具体的な検討を加えたうえ、判断することを要するものというべきである。

また、課徴金については、独占禁止法上、同法の定める要件を充足するカルテル行為に関し、被告において、カルテルに参加した事業者に対し課徴金の納付を命ずるか否かにつき裁量判断を行う余地はなく、当該事業者の情状等に応じて課徴金の額を定める裁量の余地もなく、被告には、同法の定める算出基準にしたがって、一律に所定額の課徴金の納付を命ずることが義務付けられているのである。

右にみたところに照らせば、本件においても、当然には、本件課徴金と国が原告らに対し返還を求めている不当利得金とが実質的に重複する関係にあり、原告らが同一の事実関係を原因として二重の経済的不利益を課される結果とならないように両者の調整を要するものといえないことは明らかである…。

## 東京高判平成13年2月8日・平成12年(ネ)第2915号(シール供給業者に対する不当利得返還請求控訴事件)

社会保険庁が発注する支払通知書貼付用シールの入札における指名業者らが、談合を行い落札・契約したことに対して、国が、指名業者らとの間で締結した契約は無効であるとして、指名業者らに対して3億円余の不当利得返還請求訴訟を提起した事案

独占禁止法は、カルテル行為に対しては別途刑事罰を規定しているから、課徴金の納付を命ずることが制裁的色彩を持つとすれば、それは二重処罰を禁止する憲法39条に違反することになる。したがって、課徴金制度は、社会的にみれば一種の制裁という機能を持つことは否定できないとしても、本来的には、カルテル行為による不当な経済的利得の剥奪を目的とする制度である。そして、このような課徴金の経済的効果からすれば、課徴金制度は、民法上の不当利得制度と類似する機能を有する面があることも否めない。

しかしながら、課徴金制度は、カルテル行為があっても、その損失者が損失や利得との因果関係を立証して不当利得返還請求をすることが困難であることから、カルテル行為をした者に利得が不当に留保されることを防止するために設けられたものである。そのような制度の趣旨目的からみれば、現に損失を受けている者がある場合に、その不当利得返還請求が課徴金の制度のために妨げられる結果となってはならない。すなわち、利得者はまず損失者にその利得を返還すべきであり、現実には損失者が損失を回復していないにもかかわらず、利得者が課徴金を支払ったことだけで、損失者の不当利得返還請求権に影響を及ぼすべきものではない。

## 我が国の経済法令における検査妨害等に対する罰則の例

法律名	自然人に対する罰則			法人に対する罰則	
	条文	罰則	併科	条文	罰則
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	第 94 条	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	×	第 95 条第 1 項第 3 号	罰金 300 万円以下
資金決済に関する法律	第 109 条	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	○	第 115 条第 1 項第 2 号	罰金 2 億円以下
株式会社日本政策金融公庫法	第 68 条第 1 号又は第 3 号	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	○	第 72 条 2 号	罰金 2 億円以下
電子記録債権法	第 95 条	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	○	第 98 条第 2 号	罰金 2 億円以下
信託業法	第 93 条	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	○	第 98 条第 1 項第 2 号	罰金 2 億円以下
社債、株式等の振替に関する法律	第 291 条	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	○	第 294 条第 2 号	罰金 2 億円以下
農林中央金庫法	第 98 条の 4、第 99 条	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	○	第 99 条の 4 第 1 項第 2 号、 第 3 号	罰金 2 億円以下
債権管理回収業に関する特別措置法	第 34 条第 4～7 号	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	○	第 36 条第 2 号	罰金 2 億円以下
道路運送車両法	第 106 条の 4	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	○	第 111 条第 1 号	罰金 2 億円以下
商品先物取引法	第 362 条	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	○	第 371 条第 1 項第 3 号	罰金 2 億円以下
投資信託及び投資法人に関する法律	第 242 条	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	○	第 248 条第 2 号	罰金 2 億円以下
金融商品取引法	第 198 条の 6 第 16 号等	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	○	第 207 条第 4 号	罰金 2 億円以下
銀行法	第 62 条の 2、第 63 条	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	○	第 64 条第 1 項第 2 号	罰金 2 億円以下
保険業法	第 316 条の 2、第 316 条の 3、 第 317 条	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	×	第 321 条第 1 項第 2 号	罰金 2 億円以下
農水産業協同組合貯金保険法	第 125 条	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	×	第 131 条第 1 項第 1 号	罰金 2 億円以下
預金保険法	第 143 条	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	×	第 149 条第 1 項第 1 号	罰金 2 億円以下
労働金庫法	第 100 条の 3	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	×	第 100 条の 7 第 1 項第 2 号	罰金 2 億円以下

法律名	自然人に対する罰則			法人に対する罰則	
	条文	罰則	併科	条文	罰則
長期信用銀行法	第 25 条	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	×	第 26 条第 1 項第 2 号	罰金 2 億円以下
信用金庫法	第 90 条の 3	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	×	第 90 条の 7 第 1 項第 2 号	罰金 2 億円以下
協同組合による金融事業に関する法律	第 10 条	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	×	第 11 条第 1 項第 2 号	罰金 2 億円以下
水産業協同組合法	第 128 条の 4, 第 128 条の 6	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	×	第 129 条の 9 第 1 項第 2 号	罰金 2 億円以下
農業協同組合法	第 99 条の 4, 第 99 条の 6	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	×	第 100 条 6 第 1 項第 2 号	罰金 2 億円以下
株式会社商工組合中央金庫法	第 72 条	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	×	第 75 条第 1 項第 2 号	罰金 2 億円以下
貸金業法	第 48 条第 1 項	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	○	第 51 条第 1 項第 2 号	罰金 1 億円以下
金融商品取引法	第 198 条の 6 第 12 号, 13 号等	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	○	第 207 条第 6 号	罰金 300 万円以下
資産の流動化に関する法律	第 296 条	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	○	第 301 条	罰金 300 万円以下
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	第 45 条第 1 項第 1 号	懲役 1 年以下又は罰金 300 万円以下	×	第 46 条第 2 号	罰金 300 万円以下
金融商品取引法	第 205 条	懲役 6 月以下又は罰金 50 万円以下	○	第 207 条第 1 項第 6 号	罰金 50 万円以下
厚生年金保険法	第 103 条	懲役 6 月以下又は罰金 30 万円以下	×	第 104 条第 1 項	罰金 30 万円以下
特定商取引に関する法律	第 72 条	罰金 100 万円以下	—	第 74 条第 2 号	罰金 100 万円以下
食品表示法	第 21 条	罰金 50 万円以下	—	第 22 条第 1 項第 3 号	罰金 50 万円以下
古物営業法	第 35 条	罰金 10 万円以下	—	第 38 条	罰金 10 万円以下
消費者安全法	第 55 条	罰金 30 万円以下	—	第 56 条第 2 号	罰金 30 万円以下
通関業法	第 43 条第 2 号	罰金 5 万円以下	—	第 45 条	罰金 5 万円以下
砂利採取法	第 46 条	罰金 3 万円以下	—	第 47 条	罰金 3 万円以下
林業種苗法	第 33 条	罰金 1 万円以下	—	第 34 条	罰金 1 万円以下

## 他法令における調査妨害行為に対する罰則の適用事例

当局名	時期	根拠条文	事例の概要	措置の内容
金融監督庁(当時)	平成11年	銀行法第63条第3号(1年以下の懲役又は300万円以下の罰金)及び同法第64条第1項第2号(2億円以下の罰金)	立入検査において、クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ(CSFP)銀行東京支店が、関係資料をロンドン本店に送付する、裁断・破棄するなどして組織的に検査を妨害	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融監督庁(当時)が、クレディ・スイス信託銀行等に対し、法令遵守体制の強化等を内容とする行政処分</li> <li>金融監督庁(当時)が、警視庁に対し、CSFP銀行及び元東京支店長を刑事告発</li> <li>東京地裁が、平成13年、CSFP銀行に対し罰金4000万円、元東京支店長に懲役4か月(執行猶予2年)を命ずる判決を下し、同判決が確定</li> </ul>
金融庁	平成16年	同上	株式会社UFJ銀行の多数の役職員らが、立入検査に先立ち重要書類・電子データを移動・隠蔽し、同立入検査において検査官に虚偽の説明をするなどの検査忌避	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が、同社に対し、検査忌避に関し業務運営及び内部管理態勢を確立・強化すること等を内容とする行政処分</li> <li>金融庁が、東京地検に対し、同社及び元役員らを刑事告発</li> <li>東京地裁が、平成17年、同社に対し罰金9000万円、元副頭取に対し懲役10か月(執行猶予3年)、元常務及び元部長に対し懲役8か月(執行猶予3年)を命ずる判決を下し、同判決が確定</li> </ul>
金融庁	平成22年	同上	日本振興銀行株式会社の特定の役職員らが、立入検査時に検査資料として検査官に業務メールを提出するに当たり、事前に特定の電子メールを意図的に削除	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が、同社に対し、検査に当たっての不適切な対応の再発防止のための態勢を確立・強化すること等を内容とする行政処分</li> <li>金融庁が、警視庁に対し、同社及び元役員らを刑事告発</li> <li>東京地裁が、平成24年、元会長に対し懲役1年(執行猶予3年)、共犯の元役員3人に対しそれぞれ懲役6か月(執行猶予3年)を命ずる判決を下し、同判決が確定</li> </ul>

## 事例1 立入検査後、弁護士との面談等において、弁護士により、以下の内容のアドバイスが行われていた。

- ・ 事情聴取は新たな証拠固め。調書を作らせない。覚えていない、分からない、知らないで頑張る。
- ・ 都合悪い内容のときは「忘れた」「記憶にない」のみでよい。
- ・ 出頭拒否を続けると「出頭命令」が届き罰金20万円等の書類が送付されるが今まで罰金納付した前例なし。当日電話等で「忘れていた」と連絡すればよい。協力する姿勢のみで良い。
- ・ 調書には絶対押印しない。調書作成させない方法は＝メモをとること
- ・ 相手は11ヶ月しかないので、日にちを延ばす、新たな調書を取らせない、などとにかく今は頑張るしかない。業界が一枚岩にならないといけない。

※ 弁護士からアドバイスを受けた従業員のメモ等に記載

## 事例2

違反被疑事業者らが所属する事業者団体において、弁護士により、以下の内容の講演が行われていた。

- ・ 公正取引委員会に供述聴取の強力な権限はない。あるように思い込ませる手法である。
- ・ 出頭命令は、業務都合の理由で応じなくてよい。
- ・ 自宅への立入検査を行うこともある。(→拒否する)

※ 講演出席者が作成した報告書に記載



立入検査後、上記講演を行った弁護士と違反被疑事業者らの中で対策会議を開き、以下の事項を申し合わせた。その際、対策会議の内容等は書面に残さないよう、当該弁護士から念押しがあった。

- ・ 調書には署名はしないこと。
- ・ (供述聴取の)2日連続は避ける。なるべく先に延ばすこと。
- ・ 応答は短く。
- ・ 「記憶にない」「忘れた」(と供述の際に述べること)。

※ 会議出席者のメモに記載

## 事例3 立入検査後、違反被疑事業者5社に対し、弁護士により、以下のアドバイスがなされていた。

- ・ 供述聴取は任意のものであり、偽証にはならないことから、分からない、覚えていない、知らないが良い防衛。
- ・ 出頭命令・調査は終了・変更の権利があり、体調不良を理由に勝手に帰ってもよい。また、戦後一件も罰金等を科された例はない。
- ・ 身柄拘束は不可能であるから、「頭が朦朧とした」ことを理由に帰ってよい。
- ・ とにかく公正取引委員会の玄関を跨いだら、「全て覚えていない」「分からない」という態度で臨むこと。

※ アドバイスを受けた従業員のメモに記載

# 弁護士により非協力的なアドバイスが行われた事例

## 事例4 弁護士による調査非協力指導を示す文書が違反行為の認定に用いられた。

公正取引委員会審決平成22年9月21日・平成16年(判)第26号(株式会社ピーエス三菱ほか10名に対する件)抜粋

カ 22社(事務局注:違反行為者)の役員や従業員の一部が、以下の各文書を作成・所持していた。これらの文書の記載内容は、その作成者等が関東地整発注の特定PC橋梁工事又はそれを含むPC工事一般についての受注調整の存在を認識していたことを示すものといえる。

(ア)～(セ) 略

(ソ) 被審人P社から平成16年4月5日に留置された文書のうち「リスクマネジメント委員会 12/15」と書き出しの部分(査第285号証)。同被審人の「東京土木支店管理部長代理兼総務グループリーダー兼事務管理グループリーダー」の地位にあった者が所持していたノートの一部であるところ、その中には、同被審人が本件立入検査を受けた経緯、公正取引委員会による事情聴取の見込み等の記載の後に、

- ・ I弁護士に対応説明会
- ・ 細かい指導まであった
- ・ I→人格を変えてくれ。まじめに答えるな。短く答弁する。知りません。わかりません。忘れてください。公取のシナリオになるな。
- ・ 供述調書に署名捺印したものをくすがえすのはむづかしい。(供述調書)は作らせない
- ・ 何の資料か等は答えない
- ・ P社、O社、M社をターゲットにしてくる。…公取・残りの10数社は3社を見ている。対応間違えると全体でずっこける。…行く前に話し込みの必要あり
- ・ 同業他社、外堀から埋られた場合もつっぱねる。きよぎの証言に対する制裁はない。(弁ゴ士)
- ・ メモを捨てる(書類整理)
- ・ 同業者との負担(金)の書いたもの・抜けるものなら抜く 沢山なければ、整理 部長、GL 担当者が持っている
- ・ 書類整理とは、連続もの(平成〇〇年度)について、H12の半分かくしたら言われる、かくなら全部かくす

との記載がある。

## 弁護士により非協力的なアドバイスが行われた事例

### その他の事例

- ・ 違反被疑事業者において、立入検査を受けた場合の訓練として、模擬立入検査を過去に実施しており、当該模擬立入検査に当たっては、弁護士が助言を行っていた。同社は、立入検査を受けた際の対応に係る「立入検査マニュアル」を作成しており、当該マニュアルでは、「リニエンシーの申請の有無に関係なく、当日は何も認めない」ことなどが記載されていた。
- ・ 関係人従業員が、供述聴取の際に、「弁護士との面談の際、当該弁護士から『事実関係を認めた供述調書さえ取られなければ課徴金納付命令は出されない。』という趣旨のことを聞かされた」旨を供述した。
- ・ 関係人従業員が、供述聴取の際に、「弁護士が行った説明会の場で、公取の調査に協力しても協力しなくても結論は同じなので協力しなくてもよいと言っていた」と供述した。
- ・ 関係人従業員が、供述聴取の際に、「弁護士との面談の際、当該弁護士から、供述聴取に対しては、『徹底抗戦してこい』、『何もしゃべるな』と言われた。私としては、弁護士の指示には逆らえないと思い、何も話すべきではないとも考えたが、公正取引委員会の調査には協力しなければならぬと考え、審査官に事実を申し上げるべきと思い直した」旨を供述した。
- ・ 関係人従業員が、供述聴取の際に、事業者が自主的に提出してきた同人署名の陳述書のうち、同人の違反行為への関与を否定する記載部分について、「この点については、弁護士が勝手に作文したもので、自身が違反行為に関与した旨を供述した。」

目的

◎ 刑事手続における「証拠の収集方法の適正化・多様化」及び「公判審理の充実化」を図る。

概要

1 取調べの録音・録画制度の導入

- 身柄拘束中の被疑者の取調べについて、原則として、その全過程の録音・録画を義務付ける  
〔対象：裁判員制度対象事件，検察官独自捜査事件〕

3年

2 合意制度等の導入

- 被告人が他人の犯罪事実を明らかにする協力をし、検察官が特定の求刑等をする旨の合意を可能とする  
〔対象：一定の財政経済関係事件，薬物銃器事件〕
- 刑事免責制度（裁判所の決定により、証人に免責を与え、自己に不利益な証言を義務付ける）の導入

2年

2年

3 通信傍受の合理化・効率化

- 対象犯罪に殺人，詐欺，略取誘拐等を追加しつつ，組織的な事案に限定するための要件を付加する
- 傍受の適正を担保しつつ，通信事業者の立会いを不要とした傍受等を可能とする

6か月

3年

4 裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化

施行済み

5 弁護人による援助の充実化

- 被疑者国選弁護制度の対象を勾留された全事件に拡大など

2年

6 証拠開示制度の拡充

- 検察官が保管する証拠の一覧表の交付手続の導入
- 公判前整理手続の請求権を当事者に付与など

6か月

7 犯罪被害者等・証人を保護するための措置

- ビデオリンク方式による証人尋問の拡充
- 証人の氏名・住居の開示に係る措置の導入
- 公開の法廷における証人の氏名等の秘匿措置の導入

2年

6か月

8 証拠隠滅等の罪などの法定刑の引上げ

施行済み

9 自白事件の簡易迅速な処理のための措置

6か月

施行期日

◎ 上記 **施行済み** は、本年6月23日から既に施行。

◎ 上記 **6か月** **2年** **3年** は、公布の日からそれぞれ6か月以内，2年以内又は3年以内の政令で定める日から施行

## 刑事訴訟法等の改正の概要

### ○ 取調べの録音・録画制度の導入

#### 改正後の刑事訴訟法第301条の2第4項

検察官又は検察事務官は、第1項各号に掲げる事件（同項第3号に掲げる事件のうち、関連する事件が送致され又は送付されているものであつて、司法警察員が現に捜査していることその他の事情に照らして司法警察員が送致し又は送付することが見込まれるものを除く。）について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第198条第1項の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し第204条第1項若しくは第205条第1項（第211条及び第216条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録しておかなければならない。司法警察職員が、第1項第1号又は第2号に掲げる事件について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第198条第1項の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し第203条第1項（第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときも、同様とする。

- 一 記録に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により、記録をすることができないとき。
- 二 被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。
- 三 当該事件が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条の規定により都道府県公安委員会の指定を受けた暴力団の構成員による犯罪に係るものであると認めるとき。
- 四 前2号に掲げるもののほか、犯罪の性質、関係者の言動、被疑者がその構成員である団体の性格その他の事情に照らし、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。

## 刑事訴訟法等の改正の概要

- 改正後の刑事訴訟法第350条の2に基づく合意の当事者である被疑者又は被告人による虚偽供述等の処罰

### 改正後の刑事訴訟法第350条の15第1項

第350条の2第1項の合意に違反して、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対し、虚偽の供述をし又は偽造若しくは変造の証拠を提出した者は、5年以下の懲役に処する。

- 証拠隠滅等の罪の法定刑の引上げ

### 改正後の刑法第104条

他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

## 証拠が隠匿されていた事例

- ・ 従業員の自宅の書斎, 自宅の金庫, 自宅の納屋に違反被疑事実に関する書類が隠匿されていた。
- ・ 従業員の車のトランクに違反被疑事実に関する書類が隠匿されていた。
- ・ 従業員の自家用車の鞆の中に違反被疑事実に関する書類が隠匿されていた。
- ・ 役員等の自宅, 女子更衣室, 経理部のパソコンに違反被疑事実に関する書類が隠匿されていた。
- ・ 従業員の自宅の布団の間, 自宅の押入れに違反被疑事実に関する書類が隠匿されていた。
- ・ 従業員の車, 使用していないと説明していた社長室内の書庫に違反被疑事実に関する書類が隠匿されていた。

## 行政手続法（抜粋）

### ○ 行政手続法（平成5年法律第88号）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

**第13条** 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一～三（略）

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五（略）

### 【参考】行政手続法第13条第2項第4号の趣旨（行政管理研究センター編（2006）『逐条解説 行政手続法〔18年改訂版〕』p.190-192 抜粋）

（趣旨）相手方が納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、あるいは、相手方に対する金銭の支給を制限する不利益処分は、「金銭」の持つ特殊性にかんがみ、最終的に金額の多寡によって解決されるものであり、行政効率の観点から、事前に意見を述べる機会を与えることなく処分を行い、争いがある場合には事後的な処理に委ねることが適当であると判断し、聴聞・弁明手続の適用除外とするものである。

より具体的には、次のような理由である。

- ① 金銭債権は代替性のあるものであり、事後の争訟において処分が否定されても、その段階で清算されれば（利子の問題を除き）相手方に不利益は生じない。
- ② 金銭に係る処分の中には、多数の者に対して大量に行われる性質のものがかなりみられ、これらについて一々事前手続を必要とすると、事務量の増加が著しいものとなる。
- ③ 請求に係る金銭の支給を制限する処分については、聴聞・弁明手続を行っているということは当該給付の免責事由とならないので、聴聞・弁明手続の間に給付期日が到来した場合には、年金のように支分債権と基本債権が別れているものであって、基本債権を制限する処分については、当該給付期日に係る支分債権は給付し、処分が行われた段階で改めて返還命令なり返還請求なりを行うことになる。

この場合に相手方が任意に返還しないときは、行政庁に強制徴収権限がないものについては通常の民事訴訟により返還請求訴訟を起こす必要が生じるし、強制徴収権限があるものでも、多大な手間を要することには変わりはない（事実上、相手方から取り返すことが難しい。）。

（解説）…本号の対象となる処分…「一定の額の金銭の納付を命じ」…

- ① 相手方の違法又は不当利得を理由として、制裁として命ずるもの

例：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（事業者に対する課徴金の納付命令）

## 他法令における金銭的不利益処分の事前手続の例(1)

	主な内容	意見陳述機会の保障に向けられた処分理由の説明	意見陳述・証拠提出の機会	証拠書類の閲覧	証拠書類の謄写
独占禁止法	意見聴取手続	○ 予定される排除措置命令の内容、公正取引委員会の認定した事実及び主要な証拠等を意見聴取の期日に当事者に対し説明しなければならない (法第54条第1項)	○ 当事者は、意見聴取の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出し、並びに指定職員の許可を得て審査官等に対し質問を発することができる (法第54条第2項)	○ 当事者は、意見聴取の通知を受けたときから、意見聴取が終結するまでの間、公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧を求めることができる (法第52条、意見聴取に関する規則第12条)	○ 当事者は、閲覧の対象となる証拠のうち、自社証拠(当事者又はその従業員の供述調書)について、謄写を求めることができる (法第52条、意見聴取に関する規則第13条)
金融商品取引法・公認会計士法	事前審判制度を採用	○ 審判手続開始決定書には、違反行為に係る事実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎を記載しなければならない (金商法第179条2項) (会計士法34条の41第2項)	○ ・被審人は、審判の期日に出頭して、意見を述べることができる ・被審人は、審判に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる (法第184条1項、第185条の3第1項) (法第34条の46、第34条の49)	○ 利害関係人は、審判手続開始の決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写を求めることができる (法第185条の13) (法第34条の58)	○ 利害関係人は、審判手続開始の決定後、事件記録の閲覧又は謄写を求めることができる (法第185条の13) (法第34条の58)
国税通則法	国税調査に基づき更正決定等を行う場合の手続	× なお、国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容(更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。)を説明するものとする (法74条の11第2項)	× なお、調査結果の内容を説明する際に、納税義務者から質問等があった場合には分かりやすく回答するよう努める(調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について(事務運営指針)第2章4(2))	× なお、調査結果の内容の説明の際には、非違の項目や金額を整理した資料など参考となる資料を示すなどして、納税義務者に分かりやすく回答するよう努める(調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について(事務運営指針)第2章4(2))	×

## 他法令における金銭的不利益処分の事前手続の例(2)

	主な内容	意見陳述機会の保障に向けられた 処分理由の説明	意見陳述・ 証拠提出の機会	証拠書類の閲覧	証拠書類の謄写
景品 表示法	弁明の機会の付与	○ 弁明書の提出期限までに相当な期間を おいて、課徴金納付命令の名宛人とな るべき者に対し、納付を命じようとする 課徴金の額・計算の基礎や対象行為 等を通知しなければならない (法第15条第1項)	○ 弁明の機会及び証拠提出 機会の付与 (法第13条、第14条第2項)	×	×
地方 自治法	詐欺その他の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する場合(法第228条第3項)	○ 過料の処分をしようとする旨を告知 (法第255条の3)	○ 弁明の機会の付与 (法第255条の3)	×	×
行政 手続法	金銭的不利益処分には、聴聞及び弁明の機会の付与手続は不要(法第13条第2項第4号)	×	×	×	×
※参考 行政 手続法 (聴 聞)	許認可等を取り消す不利益処分を行う場合に適用	○ (法第20条第2項)	○ 意見陳述の機会及び 証拠提出機会の付与 (法第20条第2項)	○ (法第18条第1項)	×

# 欧州委員会の事件記録の閲覧についての規定に関する告示（仮訳）

参考 15-3

欧州共同体条約第 81 条及び第 82 条，欧州経済領域協定第 53 条，第 54 条及び第 57 条並びに欧州理事会規則 2004 年 139 号の規定に基づく委員会事件記録の閲覧についての規定に関する委員会告示（仮訳）（脚注は省略）  
(2005/C325/07)

## I. 序論及び本告示の射程

1. 委員会事件記録の閲覧は，武器対等の原則を適用し，防御権（rights of defence）を保護するための手続的保障の一つである。事件記録の閲覧（access to the file）は，理事会規則 2003 年 1 号第 27 条(1)及び(2)，委員会規則 2004 年 773 号（以下「施行規則」という。）第 15 条(1)，理事会規則 2004 年 139 号（以下「合併規則」という。）第 18 条(1)及び(3)並びに委員会規則 2004 年 802 号（以下「合併施行規則」という。）第 17 条(1)に規定されている。委員会は，これらの規定に基づき，委員会規則 2003 年 1 号第 7 条，第 8 条，第 23 条及び第 24 条(2)並びに合併規則第 6 条(3)，第 7 条(3)，第 8 条(2)から(6)まで，第 14 条及び第 15 条の規定による決定がなされる前に，可能な限り，個人，事業者又は事業者団体に対して，彼らに対する異議に対する意見を表明する機会を与えなければならない。本告示は，これらの規定の権利を実現するための制度的枠組みを提供しているのであるが，本告示が他の手続における文書開示の可能性を包摂することはない。本告示は，欧州裁判所によるこれらの規定の解釈を妨げるものではなく，ここで示される原則は，委員会が欧州経済領域協定第 53 条，第 54 条及び第 57 条の権限を行使するに当たっても適用される。
2. 前記の特別な権利は，欧州議会及び理事会規則 2001 年 1049 号に規定された一般的な権利とは異なるものである。同規則においては，異なる目的の下，異なる基準及び例外が定められている。
3. 本告示における事件記録の閲覧とは，委員会が異議告知書の名あて人とした個人，事業者又は事業者団体に認められた閲覧のみを意味する。本告示は，この目的のもと誰が事件記録の閲覧を認められるかについて明確にする。
4. 事件記録の閲覧又は文書の閲覧という用語は，前記各規則において，申告人又はその他の関係者による閲覧の場合にも用いられている。しかしながら，これらの場合は，異議告知書の名あて人となった事業者又は事業者団体による閲覧とは区別されるものであり，それゆえ，本告示が目的とするところの事件記録の閲覧の定義とは異なるものである。これらの関連状況については，本告示の中で別途述べる。
5. 本告示は，どの情報に対して閲覧が認められるか，いつ閲覧が認められるか，事件記録の閲覧の実施がどのような手続によるかにつき明らかにするものである。
6. 本告示の公布により，事件記録の閲覧に関する 1997 年委員会告示は廃止となる。新規則は 2004 年 5 月 1 日現在の法令，すなわち前記理事会規則 2003 年 1 号，合併規則，施行規則及び合併施行規則並びに特定の競争法手続における聴聞官（Hearing Officer）の機能及び権限に関する 2011 年 10 月 13 日欧州委員会委員長決定を考慮したものである。また，欧州共同体（EC）の司法裁判所及び第一審裁判所における近時の判例並びに 1997 年告示採択以降の委員会の運用についても考慮している。

## II. 事件記録の閲覧範囲

- A. 事件記録の閲覧を認められるのは誰か？

7. 第1段落において述べられた規定に基づく事件記録の閲覧は、委員会による異議に対する防御権の効果的な行使を可能とすることを意図している。当目的のため、EC条約第81条及び第82条並びに合併規則に基づく事案において、求めに応じて可能な限り、委員会が異議告知の名あて人とした個人、事業者又は事業者団体（以下「利害関係者」という。）に対して、閲覧を認めている。

## B. どの文書について閲覧が認められるのか？

### 1. 委員会事件記録の中身

8. 競争法の事件調査における「委員会事件記録」（以下「事件記録」という。）は、委員会競争総局が事件調査の過程で取得し、作成し又は収集した全ての文書からなる。
9. 競争法の事件調査の過程で、委員会は数多くの文書を収集することとなるが、それらの中には後の精査の結果、被疑事件の対象とは無関係であることが明らかになるものも含まれることがある。このような文書は、入手元である事業者に還付されることがある。還付された場合、これらの文書はもはや事件記録の一部を構成しない。

### 2. 閲覧可能な文書

10. 利害関係者が、委員会の事件記録に含まれる情報に基づき、異議告知における委員会の暫定的な結論に対する見解を効果的に表明することができるようにするため、利害関係者は当該情報を十分に知るべきではない。当目的のため、内部文書又は他の事業者の事業秘密若しくはその他の秘密情報を除き、利害関係者は、第8段落で定義された委員会事件記録を構成するすべての文書を閲覧する権利を有する。
11. 手続の過程で委託発注された研究結果も、その委託内容及び研究手法とともに、閲覧が認められる。ただし、知的財産権を保護するための注記が必要となることがある。

### 3. 閲覧が認められない文書

#### 3. 1. 内部文書

##### 3. 1. 1 一般原則

12. 内部文書は、有罪を証明するものでも無罪を証明するものでもない。当該事件について判断するに当たって、これらの文書が事件評価の基礎となる証拠の一部を構成することはない。それゆえ、利害関係者に委員会事件記録中の内部文書の閲覧が認められることはない。証拠価値を欠くため、内部文書の閲覧に対する制限は、利害関係者の防御権の適切な行使に影響を及ぼすことはない。
13. 委員会には、個人又は事業者との面談の議事録を作成する義務はない。委員会が面談のメモを作成する場合、そのような文書には、当該面談においてどのような会話がなされたかについて委員会自身の解釈が含まれることとなり、そのため当該文書は内部文書として分類される。ただし、当該個人又は事業者が議事録に同意した場合には、当該議事録は、事業秘密又はその他の秘密情報を削除した後、閲覧を認めることとなる。このように同意の上で作成された議事録は、事件評価において委員会の判断材料となる証拠の一部を構成する。
14. 手続の過程で委託発注された研究の場合、委員会と受託者との連絡文書において当該受託者の成果物に対する評価や研究の費用に関する事項が含

まれている場合には、当該連絡文書は内部文書とみなされ、それゆえ閲覧は認められない。

### 3. 1. 2 他の公的機関との連絡

15. 内部文書の典型的な例は、委員会と他の公的機関との間の連絡文書やそのような公的機関（EC 加盟国であるか否かにかかわらず）からの受信文書である。そのような閲覧が認められない文書には以下のものが含まれる。
  - 委員会と加盟国競争当局との間の連絡文書又は加盟国競争当局間の連絡文書
  - 委員会と加盟国における他の公的機関との間の連絡文書
  - 委員会と欧州自由貿易連合監視機関及び同連合加盟国のその他の公的機関との間の連絡文書
  - 特に欧州共同体が交換した情報の秘匿に関する協定を締結している場合には、委員会と非加盟国における競争当局を含む公的機関との間の連絡文書
16. 一定の例外的状況にある場合、加盟国、欧州自由貿易連合監視機関又は欧州自由貿易連合加盟国の作成に係る文書は、あらゆる事業秘密又はその他の秘密情報を削除した上で閲覧が認められる。委員会は、事業秘密又は他の秘密情報を特定するため、閲覧許可をする前に文書の提出者に対して相談を行うことになる。

これらは、加盟国が作成した文書に利害関係者に対して行われた主張が含まれておりそれを委員会が検証しなければならない場合、又は同文書が審査手続の過程で民間の利害関係者から入手した文書と同様、証拠の一部を構成する場合である。これらの考慮要因は、特に以下のものに適用される。

  - 理事会規則 2003 年 1 号第 12 条の規定に基づき交換された文書及び情報並びに同規則第 18 条(6)の規定に基づき提供された情報
  - 理事会規則 2003 年 1 号第 7 条(2)の規定に基づく加盟国からの申告

加盟国又は欧州自由貿易連合監視機関から提供を受けた文書に対しても、委員会による権限の行使に対する利害関係者の防御に関するものである限りにおいて、閲覧することができるものとする。

### 3. 2. 秘密情報

17. 委員会文書には、2 種類の情報、すなわち事業秘密及びその他の秘密情報に関する文書が含まれ得る。これらの情報の閲覧は、部分的又は全面的に制限される。可能な限り、原本のノン・コンフィデンシャル・バージョンの閲覧が認められる。当該情報を要約することでしか秘密が保持されない場合には、閲覧は当該要約版に対して認められる。それ以外の文書については、原本に対する閲覧が認められる。

#### 3. 2. 1. 事業秘密

18. 事業者の事業活動に関する情報の公開が、当該事業者にとって深刻な損害を与えるおそれがある場合には、そのような情報は事業秘密となる。事業秘密として認められる情報には、事業者のノウハウ、費用の計算方法、製造秘密及び製造過程、仕入先、製造・販売数量、市場シェア、顧客・流通業者リスト、マーケティング計画、費用・価格構造並びに販売戦略に関する技術的及び財務的情報が含まれる。

### 3. 2. 2. その他の秘密情報

19. 「その他の秘密情報」という分類には、その公開により個人又は事業者に著しい損害を与えることとなる限りにおいて秘密とみなされる事業秘密以外の情報が含まれる。個別事件ごとの特定の状況に鑑み、競争事業者又は取引先、顧客若しくは仕入先に対して強い経済的又は商業的圧力を掛けられる事業者に関して、第三者から得た情報に適用されうる。第一審裁判所及び欧州司法裁判所は、ある事業者の顧客から入手した特定の書簡について、当該事業者に対して明らかにしないことは合法であると判断した。これは、その公開により、当該書簡の執筆者が報復的措置を受ける危険にさらされることとなりやすいからである。したがって、その他の秘密情報には、関係者が、根拠を持って匿名を希望する申告人その他第三者を特定することが可能な情報が含まれる。
20. その他の秘密情報という分類には、軍事機密も含まれる。

### 3. 2. 3. 秘密扱いとすべき旨の請求を認める基準

21. 関係する個人又は事業者が、当該情報を秘密扱いとすべきである旨の請求を行い、当該請求が委員会に認められた場合には、当該情報は秘密として分類される。
22. 秘密扱いとすべき旨の請求は、前記の事業秘密又はその他の秘密情報に含まれる情報の範囲に入るものでなければならない。当該情報が事業秘密又はその他の秘密情報である旨の請求に係る理由は、実質的なものでなければならない。秘密扱いとすべき旨の請求は、通常、委員会が他の情報源からではなく当該請求者と同一の個人又は事業者から入手した情報に関するものである場合に限り、認められる。
23. 事業者に関する情報であって、当該事業者以外（グループ企業の場合には、当該グループ以外）にも知られている情報、又は当該事業者により当該情報が伝達された事業者団体以外にも知られている情報は、通常、秘密情報であるとみなされない。例えば時間の経過により商業的重要性を失った情報は、秘密情報であるとみなされない。一般則として、利害関係者の売上高、販売額、市場シェアのデータその他同様の情報で5年以上前の情報については、もはや秘密ではないと委員会によって推定される。
24. EC 条約第 81 条及び第 82 条に基づく手続において、情報の一部が秘密情報であると評価されたとしても、違反の疑いを立証するために必要な情報（以下「有罪推認文書」という。）又はある関係者の疑いを晴らすために必要な情報（以下「無罪推認文書」という。）である場合には、閲覧が妨げられることはない。この場合、最大限可能な限り、委員会事件記録の閲覧を認めることを通じて、当事者の防御権を確保する必要性は、他の利害関係者の秘密情報を保護する利益を上回るものとなる。かかる状況が特定の事案に適用されるかどうかは委員会の判断による。当該判断には、以下を含むあらゆる関連要素の評価が要求される。
  - 違反行為の有無を判断する情報としての関連性及び証明力
  - 他の情報により代替し得ないかどうか
  - 当該情報に含まれる機密性の度合い（当該情報の開示により関係する個人又は事業者の利益がどの程度侵害されるか
  - 違反被疑行為の深刻さについての予備的見解同様の考慮は、合併規則の下で行われる手続において情報開示が必要となる場合にも適用される。
25. 委員会が情報を開示すべきと判断した場合、関係する個人又は事業者に対して、当該情報が含まれる文書についてのノン・コンフィデンシャル・バージョンであって、元文書と同等の証拠価値を有する文書の提出機会を与えなければならない。

### C. 事件記録の閲覧はいつ認められるのか？

26. 委員会による異議告知書の通知が行われるまでは、第1段落で述べた規定に基づき利害関係者は事件記録を閲覧する権利を有しない。

#### 1. 条約第81条及び第82条の規定に基づく反トラスト手続

27. 事件記録の閲覧は、委員会による利害関係者に対する異議告知の後に、申請に基づき、通常一回限りで、武器対等の原則を確保し、防御権を保護する目的のために認められる。そのため、一般則として、委員会の異議告知に対する他の利害関係者からの回答については、閲覧は認められない。しかしながら、異議告知後という行政手続の後半段階において委員会が入手した文書に対しても、当該文書が委員会の異議告知書において問擬されている当事者の違反被疑行為に関する新たな証拠——有罪方向か無罪方向かを問わず——を構成し得る場合には、当事者には当該文書の閲覧が認められることとなる。特に委員会が新証拠に依拠しようとする場合であれば、閲覧を認めることになる。

#### 2. 合併規則の規定に基づく手続

28. 合併規則第18条(1)及び(3)並びに合併施行規則第17条(1)の規定により、企業結合の通知を行った当事者は、委員会による異議告知後から諮問委員会との協議までの手続の各段階において、申請によって委員会事件記録の閲覧が認められる。対照的に、本告示は、委員会が合併規則に基づき事業者に対して異議を告知する前の段階での文書の提供可能性は対象としない。

### Ⅲ. 申告人その他の関係者に関する特記事項

29. 本節は、反トラスト手続における申告人及び合併手続における他の関係者に対し、委員会事件記録に含まれる特定の文書の開示を認めることとなる条件に関するものである。施行規則及び合併施行規則において用いられている言葉に関わらず、これら2つの条件は、本告示前節において定義される事件記録の閲覧とは——閲覧範囲、閲覧時期及びその権利において——異なるものである。

#### A. 反トラスト手続における申告人に対する文書の提供

30. 第一審裁判所判決は、申告人は審査の対象となる利害当事者と同じ権利及び保障を有するものではないと判示している。したがって、申告人は、利害関係者のために設けられた事件記録の閲覧権を主張することはできない。
31. しかしながら、施行規則第7条(1)の規定に基づき委員会による申告の不受理の意向を伝えられた申告人は、委員会による当該暫定的判断を基礎付ける文書の閲覧を求めることができる。当該申告人は、委員会による申告の不受理の意向を伝える書簡の送達後、1回に限って、当該文書の閲覧が認められることとなる。
32. 申告人は、委員会がその審査活動により入手した事業秘密又はその他の秘密情報を閲覧する権限を有するものではない。

#### B. 合併手続における他の関係者に対する文書の提供

33. 合併施行規則第 17 条(2)の規定により、合併手続においても、異議の告知を知らされた他の関係者が意見の準備をするために必要な場合は、申請に基づき、当該他の関係者に対して事件記録の閲覧が認められる。
34. ここでいう他の関係者とは、企業結合の届出を行った当事者ではなく、企業結合の対象となる販売業者や事業者等、提案された企業結合の関係者である。

#### IV. 事件記録の閲覧実施手続

##### A. 事前手続

35. 以下に掲げるいずれかの条件下において、情報若しくは意見を提出しようとする者又は同じ手続の下で追加的な情報を委員会に提出しようとする者は、委員会が指定する日までに、理由を付して秘匿すべき資料を明示的に特定し、ノン・コンフィデンシャル・バージョンの別資料を提供しなければならない。
  - (a) 反トラスト手続において、
    - 委員会の異議告知書の名あて人が、当該異議告知に関する自己の意見を述べようとする場合。
    - 申告人が、委員会の異議告知書に関する意見を述べようとする場合。
    - 審尋を受けて適切な利害関係を示そうと申請するその他の自然人若しくは法人、又は意見を表明するよう委員会から求められたその他の自然人若しくは法人が、書面又は口頭により自己の意見を述べようとする場合。
    - 申告人が、当該申告の不受理の意向を伝える委員会の書簡に対して自己の意見を述べようとする場合。
  - (b) 合併手続において、
    - 企業結合の差止めの特例を求める旨の決定を採用する目的を有する委員会の異議告知であり、かつ、一以上の利害関係者に対して影響を及ぼすものに関して、又は当該事件において採択した条件付決定に関して、届出者又は他の関係者が自己の意見を述べようとする場合。
    - 委員会の発出する異議告知書の名あて人たる届出者、これらの異議告知を知らされた他の関係者又は制裁金若しくは履行強制金を課す観点から委員会が異議告知を行った利害関係者が、異議告知に関する見解を提出する場合。
    - 審尋を受けることを申請する第三者又は委員会によって自己の見解を表明するよう求められた他の自然人若しくは法人が、書面又は口頭聴聞において見解を述べようとする場合。
    - 何人であっても合併規則第 11 条の規定に基づき情報を提供しようとする場合。
36. さらに、事業者が文書を提出したすべての場合において、委員会は、当該事業者に対して、自らに属する事業秘密又はその他の秘密情報を含むと考える文書の全部又は一部を特定し、それらの文書が秘密と思料している事業者を特定することを求めることができる。
37. 前記第 36 段落で述べた秘匿性の主張に対して速やかに対応するため、委員会は提出期限を設け、事業者に対して、当該期限内に (i) 各文書又は文書の一部に関して、秘匿性の主張を具体的なものとし、(ii) 秘密にわたる記述を削除したノン・コンフィデンシャル・バージョンの文書を委員会に提出させることができる。反トラスト手続においては、関係する事業者は、当該提出期限内に、削除した各情報についての簡潔な説明を付して提出しなければならない。
38. ノン・コンフィデンシャル・バージョン及び削除した情報の説明書は、当該事件記録の閲覧に係る関係者が、当該削除した情報が自らの防御に関

係する内容のものであるかどうか判断し、そして秘匿すべき旨が主張された情報の閲覧許可を委員会に対して求める十分な理由があるかどうか判断できるような方法で行われなければならない。

## B. 秘密情報の取扱い

39. 反トラスト手続においては、事業者が前記第 35 段落から第 37 段落までの規定を満たさない場合、委員会は、当該文書又は意見書には秘密情報は含まれていないものとみなすことができる。その結果として、委員会は、事業者が当該文書又は意見書の全部分の開示について反対しないものとみなすことができる。
40. 反トラスト手続及び合併規則における手続において、関係する個人又は事業者が、適切と認められる程度に前記第 35 段落から第 37 段落までに定める条件を満たしている場合には、委員会は以下の事項を行うこととなる。
  - 理由があると思料される主張を条件付で承認すること。
  - 主張に理由がないことが明らかな場合は、当該関係する個人又は事業者に対し、秘匿の主張の全部又は一部について委員会が同意しない旨を通知すること。
41. 委員会は、後の段階において秘匿の主張に対する条件付承認の全部又は一部を破棄することができる。
42. 委員会競争総局は、当初から秘匿の主張に同意しない又は条件付承認を破棄すべき旨の見解を採用し情報を開示しようとする場合には、当該関係する個人又は事業者に対し、意見申述の機会を与えることとなる。この場合、競争総局は、当該個人又は事業者に対し、書面によって情報を開示する旨を通知するものとし、その通知には、理由及び当該個人又は事業者が書面により意見を提出できる期限を付すものとする。これらの意見の提出後、なお、秘匿の主張に関して不承認が維持される場合には、聴聞官の権限に関する規定に従い、当該案件は聴聞官が処理することとなる。
43. 委員会の審査活動に協力した結果、競争事業者、取引先、顧客又は仕入先に対して強い経済上又は商業上の圧力を加えることのできる事業者が、彼らに報復的措置を採る危険がある場合には、委員会は、質問回答事項についてノン・コンフィデンシャル・バージョン又は要約の閲覧をさせることにより、質問回答者の匿名性を保護することとなる。このような状況における匿名性の要請は、申告人の扱いに関する委員会告示第 81 項による匿名性の要請と同様に、前記第 40 段落から第 42 段落に従って処理されることとなる。

## C. 事件記録の閲覧の実施

44. 委員会は、関係者の技術的能力を適切に考慮し、以下のいずれの方法によって事件記録の閲覧をさせるかを決定することができる。
  - CD-ROM 又は将来的に利用可能となる電子情報記録媒体の交付
  - 紙媒体での閲覧が可能な事件記録のコピーの郵送
  - 委員会執務室に出頭しての閲覧可能な事件記録の縦覧委員会は、これらの方法のいかなる組み合わせも選択することができる。
45. 事件記録の閲覧を容易なものとするため、利害関係者に対しては、前記第 8 段落に定義する委員会事件記録の内容を記した文書目録が提供される。
46. 閲覧は、委員会事件記録を構成する証拠の原本に対して認められるものであり、委員会には事件記録における文書の翻訳を提供すべき義務はない。

47. 事件記録の閲覧後、利害関係者が、自らの防御のために、閲覧を認められなかった特定の情報について知る必要があると考える場合は、当該利害関係者は、委員会に対し、理由を付して当該情報の閲覧を要求することができる。競争総局の措置が当該要求に沿うものでなかった場合、又は利害関係者が当該見解に賛同しない場合には、聴聞官の権限に関する規定に従い、聴聞官が事案の解決を行うこととする。
48. 本告示に基づく事件記録の閲覧は、EU 競争法の適用に係る司法手続又は行政手続における利用を目的としている場合に限り認められる。閲覧に係る情報を施行規則第 16a 条に定める制限に違反して使用した場合は、国内法に基づき罰せられることがある。社外弁護士の関与により閲覧に係る情報が他の目的に使用された場合又は施行規則に定める制限に違反して使用された場合には、委員会は当該弁護士の所属する弁護士会に対し、懲戒処分を採るよう報告することができる。
49. 第 45 段落及び第 47 段落を除き、本 C 節の規定は、反トラスト手続における申告人に対する文書の閲覧及び合併手続における関係当事者に対する文書の閲覧の付与に等しく適用される。

## 最判平成4年7月1日判決・昭和61(行ツ)11（工作物等使用禁止命令取消等請求事件）

憲法31条の定める法定手続の保障は、直接には刑事手続に関するものであるが、行政手続については、それが刑事手続ではないとの理由のみで、そのすべてが当然に同条による保障の枠外にあると判断することは相当ではない。

しかしながら、同条による保障が及ぶと解すべき場合であっても、一般に、行政手続は、刑事手続とその性質においておのずから差異があり、また、行政目的に応じて多種多様であるから、行政処分の手続に事前の告知、弁解、防御の機会を与えるかどうかは、行政処分により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、行政処分により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合較量して決定されるべきものであって、常に必ずそのような機会を与えることを必要とするものではないと解するのが相当である。

本法3条1項に基づく工作物使用禁止命令により制限される権利利益の内容、性質は、前記のとおり当該工作物の三態様における使用であり、右命令により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等は、前記のとおり、新空港の設置、管理等の安全という国家的、社会経済的、公益的、人道的見地からその確保が極めて強く要請されているものであって、高度かつ緊急の必要性を有するものであることなどを総合較量すれば、右命令をするに当たり、その相手方に対し事前に告知、弁解、防御の機会を与える旨の規定がなくても、本法3条1項が憲法31条の法意に反するものということとはできない。また、本法3条1項1、2号の規定する要件が不明確なものであるといえないことは、前記のとおりである。

右と同旨の原審の判断は正当であり、原判決に所論の違憲はなく、論旨は採用することができない。

## 独占禁止法違反被疑事件の審査手続における手続保障の検討経過

平成21年4月24日 衆議院経済産業委員会  
平成21年6月2日 参議院経済産業委員会  
独占禁止法改正法案に対する附帯決議



平成21年12月9日 公正取引委員会担当政務三役  
独占禁止法の改正等に係る基本方針



平成25年11月20日 衆議院経済産業委員会  
独占禁止法改正法案に対する附帯決議



平成25年12月7日  
独占禁止法改正法成立

二 公正取引委員会が行う審尋や任意の事情聴取等において、事業者側の十分な防御権の行使を可能とするため、諸外国の事例を参考にしつつ、代理人の選任・立会い・供述調書の写しの交付等について、我が国における刑事手続や他の行政手続との整合性を確保しつつ前向きに検討すること。

### 第3 行政調査手続における手続保障の在り方に関する検討

弁護士立会権・秘匿特権等の、被処分者の適正な防御権を確保する方策については、中立的な検討の場において、平成21年独占禁止法改正法に係る附帯決議を踏まえた検討を行い、原則として、検討開始後1年以内に、結論を得ることとする。

四 公正取引委員会が行う審尋や任意の事情聴取等において、事業者側の十分な防御権の行使を可能とするため、諸外国の事例を参考にしつつ、代理人の立会いや供述調書の写しの交付等の実施について、我が国における刑事手続や他の行政手続との整合性を確保しつつ前向きに検討すること。

### 附則

第16条 政府は、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い、この法律の公布後1年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。



「独占禁止法審査手続についての懇談会」開催へ

## 1. 立入検査に関連する論点

- ア 立入検査において、事業者は弁護士を立ち合わせることができる。ただし、弁護士の立会いを事業者の権利として認めるものではなく、事業者は弁護士が到着しないことを理由に立入検査を拒むことはできないとすることが適当との結論に至った。
- イ 立入検査当日における提出物件の謄写については、これを事業者の権利として認めることは適当ではなく、運用上、日々の営業活動に用いる必要があると認められる物件について、立入検査の円滑な実施に支障がない範囲での謄写が認められることが適当との結論に至った。また、立入検査の翌日以降の提出物件（留置物）の謄写については、円滑な謄写を図るため、スキャナー等の電子機器の利用が可能であることを明らかにするとともに、公正取引委員会において提出物件謄写用のコピー機（有料）の導入を検討することが望ましいとの結論に至った。
- ウ 立入検査に関し、公正取引委員会は、次の点につきマニュアル又はガイドライン（以下「指針等」という。）に明記して公表し、広く情報が共有されるようにするとともに、事業者に対して明確にする必要がある事項については、例えば、立入検査着手時などの適切な場面において、書面による方法も活用しつつ、事業者に伝えることが適当であるとの結論に至った。
- ・ 立入検査の法的根拠及び性質
  - ・ 事業者が立入検査に弁護士を立ち合わせることができる旨
  - ・ 事業者は、弁護士が到着しないことを理由に立入検査を拒むことはできない旨
  - ・ 立入検査当日に、提出物件のうち日々の営業活動に用いる必要があると認められるものについて、立入検査の円滑な実施に支障がない範囲で謄写が認められる旨
  - ・ 立入検査の翌日以降は公正取引委員会の事務所において提出物件（留置物）の謄写が認められる者

## 2. 弁護士・依頼者間秘匿特権

- ア 秘匿特権について一定の意義があることについては少なくない委員の間で理解が得られたものの、その根拠及び適用範囲が明確でなく、また、その実現に当たって実態解明機能を阻害するおそれがあるとの懸念を払拭するには至らなかったことから、現段階で秘匿特権を導入することは適当ではないとの結論に至った。
- イ 秘匿特権を全面的に否定するものではなく、十分検討に値する制度であることから、今後の検討課題として、調査権限の強化の問題と並行して、本懇談会で示された懸念や疑問点を解決できるよう、一層議論が深められることが望まれる。

## 「独占禁止法審査手続についての懇談会報告書」（平成26年12月24日公表）の概要

### 3. 供述聴取に関連する論点

- ア 現状の仕組みの下で供述聴取時の弁護士の立会い及び供述聴取過程の録音・録画を認めるべきとの結論には至らなかった。ただし、これらを認めるべきとの意見もあり、実態解明の実効性を損なわない措置を検討する中で、今後、その必要性を含め導入の可否を検討していくことが適当であるとの結論に至った。
- イ 調書作成時における供述人への調書の写しの交付、供述聴取時における供述人によるメモの録取及び自己負罪拒否特権については、これを認めるべきとの結論には至らなかった。
- ウ 公正取引委員会は、次の点につき指針等に明記して公表し、広く情報が共有されるようにするとともに、供述人に対して明確にする必要がある事項については、例えば、供述聴取を実施する前などの適切な場面において、書面による方法も活用しつつ、供述人に伝えることが適当との結論に至った。
- ・ 供述聴取が任意のものであるか間接強制権限による審尋であるかを供述人に対して明確にする。
  - ・ 聴取時間の目安を示す。
  - ・ 供述聴取に支障が生じない範囲で、食事時間等の休憩は供述人が弁護士に相談できる時間となるよう配慮しつつ適切に確保する。休憩時間には供述人が弁護士等の外部の者と連絡を取ることや記憶に基づいてメモを取ることが妨げられないことを供述人に対して明確にする。
  - ・ 調書の読み聞かせの段階で誤りがないかどうかを問い、供述人が増減変更の申立てをしたときは、審査担当官がその供述を調書に記載することを供述人に対して明確にする。
  - ・ 供述聴取時において供述人が審査担当官の対応に不満がある場合に苦情を受け付ける仕組みを公正取引委員会内部に整備する。その際、当該仕組みの第三者性・中立性に配慮する。また、苦情の申立理由及びその処理結果について、類型化された形での公表を行う。

### 4. 行政調査手続全般

公正取引委員会が独占禁止法違反被疑事件について調査を行う際の標準的な行政調査手続についての指針等を策定し、公表する。

また、一定期間が経過した後にフォローアップを実施し、その結果についても公表する。

### 5. 今後の検討に向けて

- ア 今後、本懇談会において現状の仕組みの下で実施すべきとしているもの以外の防御権の強化を検討するのであれば、裁量型課徴金制度を含む事業者が公正取引委員会の調査に協力するインセンティブ及び調査への非協力・妨害へのディスインセンティブを確保する仕組みの導入について併せて検討を進めていくことが適当である。
- イ EUの和解手続・確約手続のような仕組みの導入についても検討を進めていくことが適当である。

# 独占禁止法審査手続に関する指針

## 独占禁止法審査手続に関する指針

平成27年12月25日  
公正取引委員会決定

### はじめに

公正取引委員会は、今般、行政調査手続<sup>(注1)</sup>の適正性をより一層確保する観点から、これまでの実務を踏まえて行政調査手続の標準的な実施手順や留意事項等を本指針において明確化し、独占禁止法違反被疑事件の行政調査（以下「事件調査」という。）に携わる職員に周知徹底することとした。また、同様の観点から、調査手続の透明性を高め、事件調査の円滑な実施に資するよう、本指針を定めて公表することにより、その内容を広く一般に共有することとしたものである。<sup>(注2)</sup>

（注1）公正取引委員会の独占禁止法違反被疑事件の調査手続には、行政調査手続（排除措置命令等の行政処分の対象となり得る独占禁止法違反被疑事件を審査するための手続）と犯則調査手続（刑事処分を求める告発の対象となり得る独占禁止法違反被疑事件を調査するための手続）の二つがあるが、このうち、本指針は、公正取引委員会の行政調査手続を対象としている。

（注2）本指針の策定・公表に併せて、公正取引委員会の行政調査手続における標準的な実施手順等について、本指針の内容を踏まえて事業者等向けに作成した資料（「独占禁止法違反被疑事件の行政調査手続の概要について」〔平成27年12月公正取引委員会〕。以下「事業者等向け説明資料」という。）を公表している。

### 第1 総論

#### 1 独占禁止法の目的と公正取引委員会の使命

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）は、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等の行為を禁止し、事業活動の不当な拘束を排除すること等により、公正かつ自由な競争を促進し、もって、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的としている。

独占禁止法の目的を達成するため、公正取引委員会が設置されており、市場における基本ルールである独占禁止法を厳正・的確に執行し、競争秩序を早期に回復するための措置を講ずることが公正取引委員会に求められている。

公正取引委員会は、独占禁止法違反の有無を明らかにし、違反行為を排除するために必要な措置等を命じるため、違反被疑事業者等<sup>(注3)</sup>に対する調査権限を付与されており、行政調査手続において、法令に基づき手続の適正性を確保しつつ、罰則により間接的に履行を担保するという間接強制権限に基づいて立入検査、提出命令、留置、出頭命令及び審尋、報告命令等の処分を行う。このほか、違反被疑事業者等の任意の協力に基づく供述聴取、報告依頼等により事件調査を行う。

(注3)「違反被疑事業者等」とは、違反が疑われる事業者（個人事業主を含む。）、事業者団体、その役員及び従業員等の事件関係人のほか、参考人を含む。

## 2 公正取引委員会における事件調査の体制と監督者の責務

- (1) 公正取引委員会は、独占禁止法第47条第2項の規定により職員を審査官として指定し、事件調査に当たらせている。公正取引委員会において、事件調査は審査局が担当しており、審査局長が、審査管理官の助けを得て、審査長又は上席審査専門官に命じて、これを行わせる。審査長及び上席審査専門官は、担当事件において、審査官等（審査官その他の事件調査に従事する職員をいう。以下同じ。）を指揮・監督する。
- (2) 審査局長、審査管理官、審査長及び上席審査専門官（審査統括官の置かれている地方事務所においては審査統括官）は、自ら本指針に従って事件調査に携わるとともに、指揮下の審査官等に対して、本指針に従った事件調査を実施するよう指導・監督する。また、審査長、上席審査専門官等は、違反被疑事業者等から、直接又は代理人を通じて、調査手法についての申入れその他担当事件に関して意見があった場合、誠意をもってこれに対応するものとする。ただし、これらの意見に拘束されるものではない。

## 3 事件調査に携わる職員の心構え

事件調査に携わる職員は、以下の点に留意して業務を遂行するものとする。

### (1) 事件調査における心構え

事件調査に携わる職員は、独占禁止法の目的を常に念頭に置き、独占禁止法の厳正・的確な執行という公正取引委員会の使命を十分に果たすため、冷静な判断力と実態解明への確固たる信念をもって、着実に事件調査を実施しなければならない。

### (2) 綱紀・品位・秘密の保持

事件調査に携わる職員は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない（独占禁止法第39条）。

### (3) 適正な手続の遵守

事件調査に携わる職員は、違反被疑事業者等に対して法令上の権限を行使する立場にあること及び手続の適正性を確保することが重要であることを自覚しなければならない。事件調査に当たっては、違反被疑事業者等の理解と協力が得られるよう、当該事件調査に係る手続について必要な説明を行うとともに、威迫、強要等と受け取られるような態度で接することなく、常に法令の規定に従った適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

### (4) 効率的・効果的な事件調査と多面的な検討

事件調査に携わる職員は、違反被疑事業者等の説明に真摯に耳を傾けるとともに、効率的・効果的な事件調査によって事案の実態を解明するよう努めなければならない。また、違反被疑事実の立証に当たっては、物的証拠その他当該被疑事実に関する十分な証拠を収集するよう努めるとともに、聴取対象者の供述については、予断を排して慎重かつ詳細に聴取し、その内容の合理性、客観的事実との整合性等について十分に検討した上で、その信用性について判断しなければならない。

## 第2 事件調査手続

## 1 立入検査

### (1) 根拠・法的性格

公正取引委員会は、独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づき、違反被疑事業者等の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること（以下「立入検査」という。）ができる。また、同項第3号の規定に基づき、事件調査に必要と考えられる帳簿書類その他の物件について、その所持者に提出を命じ、当該物件を留めて置くことができる。

独占禁止法第47条に規定される立入検査その他の処分は、違反被疑事業者等に調査応諾の行政上の義務を課し、その履行が罰則（独占禁止法第94条）によって担保されているという意味で間接強制力を伴ったものである。したがって、罰則が適用されることがあるという意味において違反被疑事業者等が、これに応じるか否かを任意に判断できる性格のものではないが、相手方があえてこれを拒否した場合に直接的物理的に実力を行使して強制し得るものではない。なお、正当な理由なくこれを拒否した違反被疑事業者等には罰則が適用されることがある。

また、独占禁止法第47条の規定に基づく間接強制力を伴う立入検査ではなく、違反被疑事業者等の事業所等に赴き、相手方の任意の協力に基づいて資料の提出等を依頼する場合もある。

### (2) 立入検査時の手続・説明事項

立入検査に際して、審査官は、立入検査場所の責任者等に対し、身分を示す審査官証を提示した上で、行政調査の根拠条文（独占禁止法第47条）、事件名、違反被疑事実の要旨、関係法条等を記載した告知書（公正取引委員会の審査に関する規則〔平成17年公正取引委員会規則第5号。以下「審査規則」という。〕第20条）を交付し、検査の円滑な実施に協力を求めるとともに、検査に応じない場合には罰則（独占禁止法第94条）が適用されることがある旨を説明する。また、併せて、事業者等向け説明資料を手交する。

なお、違反被疑事業者等の事業所等に赴き、相手方の同意の下で資料の提出等を依頼する場合には、審査官等は、相手方に対し、身分証明書等を提示した上で、当該事件調査の趣旨及び独占禁止法第47条の規定に基づくものではなく相手方の任意の協力に基づいて行うものであることを説明した上で、相手方の同意を得て行う。

### (3) 立入検査の対象範囲

立入検査は、違反被疑事業者等の営業部門、経理部門等その名称にかかわらず、審査官が事件調査に必要であると合理的に判断した場所に対して行うものであり、従業員の居宅等であっても、違反被疑事実に関する資料が存在することが疑われ、審査官が事件調査に必要であると合理的に判断した場合には立入検査の対象となる。

### (4) 物件の提出及び留置に係る手続

ア 物件の提出命令は、審査官が事件調査に必要であると合理的に判断した範囲で行うものであり、個人の所有物のように、一般にプライバシー性の高いもの（手帳、携帯電話等）であっても、違反被疑事実の立証に資する情報が含まれていることが疑われるため、審査官が事件調査に必要であると合理的に判断した場合には提出を命じる。

なお、提出を命じる際には、当該物件の原物について現状のまま提出を命じる。サーバ、クライアントPC等に保存された電子データ（電子メール等のデータを含む。）については、記録媒体に複製及び保存したもの（必要に応じてクライアントPC等の本体）の提出を命じる。

イ 物件の提出を命じ、留め置く際には、提出命令書及び留置物に係る通知書に対象物件の品目を記載した目録を添付する（審査規則第9条及び第16条）。当該目録には、帳簿書類その他の物件の標題等を記載するとともに、所在していた場所や所持者、管理者等を記載して、物件を特定する。留め置くに当

たつては、立入検査場所の責任者等の前で物件を1点ずつ提示し、全物件について当該目録の記載との照合を行う。

ウ 立入検査当日における提出物件の謄写の求めについては、違反被疑事業者等の権利として認められるものではないが、日々の事業活動に用いる必要があると認められるものについて、立入検査の円滑な実施に支障がない範囲で認めるものとする。また、違反被疑事業者等からの求めがあれば、事件調査に支障を生じない範囲で、立入検査の翌日以降に、日程調整を行った上で、公正取引委員会が指定する場所において、提出物件（留置物）の閲覧・謄写を認める（審査規則第18条）。日程調整を行うに当たっては、違反被疑事業者等ができる限り早期に閲覧・謄写することができるよう配慮する。

なお、謄写の方法については、違反被疑事業者等所有の複写機だけではなく、デジタルカメラ、スキャナー等の電子機器を用いることも認められる。

エ 留置物のうち、留置の必要がなくなったものについては、これを速やかに還付する（審査規則第17条）。

#### (5) 立入検査における弁護士の立会い

立入検査において、審査官は、立入検査場所の責任者等を立ち合わせるほか、違反被疑事業者等からの求めがあれば、立入検査の円滑な実施に支障がない範囲で弁護士の立会いを認めるものとする。ただし、弁護士の立会いは、違反被疑事業者等の権利として認められるものではないため、審査官は、弁護士が到着するまで立入検査の開始を待つ必要はない。

## 2 供述聴取

### (1) 根拠・法的性格

供述聴取には、任意の供述聴取及び間接強制力を伴う審尋がある。任意の供述聴取は、聴取対象者の任意の協力に基づいて供述の聴取を行うものであり、審尋は、独占禁止法第47条第1項第1号の規定に基づいて、聴取対象者に出頭を命じた上で供述の聴取を行うものである。審尋の場合には、聴取対象者が正当な理由なく出頭せず又は陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした場合には罰則（独占禁止法第94条）が適用されることがある。

### (2) 供述聴取時の手続・説明事項

#### ア 任意の供述聴取

(7) 任意の供述聴取は、審査官等が、直接又は違反被疑事業者等若しくは代理人を通じて、聴取対象者の都合を確認し、その都度、任意の協力に基づいて行う供述聴取である旨を明確にした上で、聴取対象者の同意を得て行う。

(4) 任意の供述聴取を行うに当たって、審査官等は、冒頭（供述聴取が複数回に及ぶ場合は初回の冒頭）、聴取対象者に対し、身分証明書等を提示した上で、任意の供述聴取である旨及び任意の供述聴取であっても事案の実態を解明して法目的を達成するためには自らの経験・認識に基づき事実を話してもらう必要がある旨を説明する。また、審査官等は聴取対象者に対して、任意の供述聴取に協力が得られない場合には別途審尋の手続に移行することがある旨を、必要に応じて説明する。

#### イ 審尋

(7) 独占禁止法第47条の規定に基づき、聴取対象者に出頭を命じて審尋する場合は、その都度、出頭命令書を送達して行う（審査規則第9条）。出頭命令書には、法的根拠、出頭すべき日時及び場所並びに命令に応じない場合の罰則（独占禁止法第94条）について記載する。

(4) 審尋を行うに当たって、審査官は、冒頭、聴取対象者に対し、審査官証を提示した上で、その法的性格（独占禁止法第47条の規定に基づくものである旨）を説明するとともに、陳述を拒み又は虚偽の陳述をした場合には罰則（独占禁止法第94条）が適用されることがある旨を説明する。

ウ 任意の供述聴取に係る事前連絡時又は審尋に係る出頭命令時に、審査官等は、聴取対象者に対し、直接又は違反被疑事業者等若しくは代理人を通じて、事業者等向け説明資料のウェブ掲載場所を伝えるとともに、聴取対象者が事前に同資料の内容を確認していない場合には、当該聴取対象者に対する初回

の供述聴取の開始時に、事業者等向け説明資料を手交する。

エ 供述聴取を行うに当たって、審査官等は、必要に応じて、あらかじめ聴取対象者に対し、供述を録取した書面は、意見聴取手続（独占禁止法第49条等）において、閲覧・謄写の対象となる可能性がある旨及び閲覧・謄写制度の趣旨・目的等（目的外利用が認められない旨を含む。）<sup>（注4）</sup>について説明する。

（注4）意見聴取の通知を受けた事業者等が、意見聴取手続において閲覧・謄写した供述調書等の内容をもって、自社従業員に対する懲戒等の不利益取扱い、他の事業者に対する報復行為等を行う可能性があるときは、「第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるとき」（独占禁止法第52条第1項）に該当し、公正取引委員会は当該供述調書等の閲覧・謄写を拒むことができる。このように、意見聴取の通知を受けた事業者等が閲覧・謄写した内容を意見聴取手続又は排除措置命令等の取消訴訟の準備以外に利用することは目的外利用となるため、閲覧・謄写の申請書の様式には、申請者が目的外利用はしないことを約す一文が置かれている。

### （3） 供述聴取における留意事項

ア 供述聴取を行うに当たって、審査官等は、威迫、強要その他供述の任意性を疑われるような方法を用いてはならない。また、審査官等は、自己が期待し、又は希望する供述を聴取対象者に示唆する等の方法により、みだりに供述を誘導し、供述の代償として利益を供与すべきことを約束し、その他供述の真实性を失わせるおそれのある方法を用いてはならない。

イ 供述聴取時の弁護士を含む第三者の立会い（審査官等が供述聴取の適正円滑な実施の観点から依頼した通訳人、弁護士等を除く。）、供述聴取過程の録音・録画、調書作成時における聴取対象者への調書の写しの交付及び供述聴取時における聴取対象者によるメモ（審査官等が供述聴取の適正円滑な実施の観点から認めた聴取対象者による書き取りは含まない。）の録取については、事案の実態解明の妨げになることが懸念されることなどから、これらを認めない。

### （4） 聴取時間・休憩時間

ア 供述聴取は、1日につき8時間（休憩時間を除く。）までを原則とし、聴取時間が1日につき8時間を超える場合には、聴取対象者の同意を得るものとする。また、やむを得ない事情がない限り、深夜（午後10時以降）に及ぶ聴取は避けなければならない。

イ 供述聴取において、聴取が長時間となる場合には、審査官等は、聴取対象者の体調等も考慮した上で、休憩時間を適時適切に確保する。

なお、休憩時間は、原則として聴取対象者の行動を制約せず、審査官等が指定した休憩時間内に、聴取対象者が弁護士等の外部の者と連絡を取ることや記憶に基づいてメモを取ることを妨げないものとする。ただし、例えば、複数の関係者を対象として、同日の近接する時間に聴取を実施する場合など、休憩時間に聴取対象者が他の事件関係者と接触し、供述内容の調整（口裏合わせ等）が行われるなどのおそれがあるときは、例外的に、審査官等が付き添う。

また、食事時間等の比較的長めの休憩時間を取る場合には、供述聴取に支障が生じない範囲で、聴取対象者が必要に応じて弁護士等に相談できる時間となるよう配慮しつつ適切な時間を確保するようにする。

ウ 審査官等は、供述聴取を行ったときは、聴取時間及び休憩時間について記録する。

### （5） 調書の作成・署名押印の際の手続

ア 審査官等は、聴取対象者が任意に供述した場合において、必要があると認めるときは、供述調書を作成するものとする。また、審査官は、独占禁止法第

4 7 条の規定に基づいて聴取対象者を審尋したときは、審尋調書を作成しなければならない（審査規則第 1 1 条及び第 1 3 条）。

イ 審査官等は、違反被疑事実の立証に当たって、それまでに収集した様々な物的証拠や供述等を総合的に勘案した上で、当該事件に関係し、かつ、必要と認める内容について、聴取対象者の供述内容を正確に録取し、供述調書又は審尋調書を作成する。聴取対象者が供述したことを速記録のように一言一句録取することは要しない。

ウ 審査官等は、供述調書又は審尋調書を作成した場合には、これを聴取対象者に読み聞かせ、又は閲覧させて、誤りがないかを問い、聴取対象者が誤りのないことを申し立てたときは、聴取対象者の署名押印を得て完成させる。聴取対象者が、自ら供述した内容についての増減変更（調書の記載の追加、削除及び訂正）の申立てをしたときは、審査官等は、その趣旨を十分に確認した上で、当該申立ての内容を調書に記載し又は該当部分を修正し、聴取対象者の署名押印を得る。また、聴取対象者が誤りのないことを申し立てたにもかかわらず、署名押印を拒絶したときは、審査官等は、その旨を調書に記載するものとする（審査規則第 1 1 条及び第 1 3 条）。

### 3 報告命令

#### (1) 根拠・法的性格

公正取引委員会は、独占禁止法第 4 7 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、違反被疑事業者等に対し、事件調査に必要な情報について、報告を求めること（以下「報告命令」という。）ができる。これに違反して、違反被疑事業者等が報告をせず又は虚偽の報告をした場合には罰則（独占禁止法第 9 4 条）が適用されることがある。

なお、独占禁止法第 4 7 条の規定に基づく間接強制力を伴う報告命令ではなく、違反被疑事業者等の任意の協力に基づいて報告を依頼する場合もある。

#### (2) 報告命令時の手続

独占禁止法第 4 7 条の規定に基づき、違反被疑事業者等から報告を徴する場合は、報告命令書を送達して行う（審査規則第 9 条）。報告命令書には、報告書（回答）の様式を添付した上、法的根拠、報告の期限及び命令に応じない場合の罰則（独占禁止法第 9 4 条）について記載する。

なお、違反被疑事業者等の任意の協力に基づいて報告を依頼する場合には、原則として、書面（報告書〔回答〕の様式を添付し、報告の期限を記載した報告依頼書等）を送付して行う。

### 4 審査官の処分に対する異議申立て、任意の供述聴取に関する苦情申立て

独占禁止法第 4 7 条の規定に基づいて審査官がした立入検査、審尋等の処分を受けた者が、当該処分に不服があるときは、処分を受けた日から 1 週間以内に、その理由を記載した文書をもって、公正取引委員会に異議の申立てをすることができる（審査規則第 2 2 条）。

また、任意の供述聴取については、聴取対象者等が、聴取において本指針「第 2 2 供述聴取」に反する審査官等の言動等があったとする場合には、当該聴取を受けた日から 1 週間以内に、書面により、公正取引委員会に苦情を申し立てることができる。

審査官等は、常に適正な手続に基づいてその権限を行使すべきであり、異議や苦情を申し立てられるような対応を行わないことが求められるが、仮に異議や苦情を申し立てられた場合には、当該申立てに係る調査に、誠実に対応するものとする。

# 任意の供述聴取に係る苦情申立制度の導入

## 任意の供述聴取に係る苦情申立制度の導入について

平成27年12月25日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、本日、行政調査手続の標準的な実施手順や留意事項等を示した「独占禁止法審査手続に関する指針」（平成27年12月25日公正取引委員会決定）（以下「指針」という。）を作成し、公表しました。これに併せて、公正取引委員会の行政調査手続のうち任意の供述聴取について、より一層の適正性の確保を図る観点から、苦情申立制度を導入することとしました。公正取引委員会は、今後、聴取対象者等から任意の供述聴取に係る苦情の申立てがなされた場合、以下により、適切に対応することとします。

（参考）独占禁止法審査手続に関する指針

[http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h27/dec/151225\\_1.html](http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h27/dec/151225_1.html)

### 1 本制度の対象となる苦情

本制度は、任意の供述聴取において指針「第2 2 供述聴取」に反する審査官等（独占禁止法第47条第2項の規定により指定された審査官その他の独占禁止法違反被疑事件の調査に関する事務に従事する職員をいう。以下同じ。）の言動等があったとする苦情（次の(1)ないし(4)のいずれかに該当するもの）を対象とします。

#### (1) 供述聴取時の手続・説明事項に関するもの

（例）供述聴取開始までに任意である旨の説明がされなかった。

#### (2) 威迫・強要など審査官等の言動に関するもの

（例）違反事実を認めるまで部屋から出さないと言われ、強引に供述を迫られた。

（例）審査官等が期待する供述を行う代償として利益を供与することを示唆された。

#### (3) 聴取時間・休憩時間に関するもの

（例）同意なく一日につき8時間（休憩時間を除く。）を超える聴取が続けられ、帰りたいと申し出ても帰してもらえなかった。

#### (4) 供述調書の作成・署名押印時の手続に関するもの

（例）署名押印をする前に、審査官等による調書の読み聞かせが行われず、閲読もさせてもらえなかった。

（例）調書の訂正を申し立てたが、訂正が行われず、審査官等から訂正しない理由について何ら説明なく訂正しないまま、署名しろと言われた。

### 2 苦情申立ての方法

#### (1) 苦情申立てを行うことができる期間は、供述聴取が行われた日（以下「聴取日」という。）から一週間です。

ただし、聴取日から一週間以内に、当該審査官等を指揮・監督する審査長等に対して苦情を申し入れており、その後に本制度に基づく苦情申立てを行うときは、当該期間経過後であっても行うことができます。

(2) 苦情申立ては、次のアないしオに掲げる項目を記載した書面（以下「申立書」という。）により行ってください。なお、申立書に資料を添付する場合には、添付する資料の標題及び数を当該申立書に記載してください。

ア 苦情申立ての年月日

イ 申立人の氏名・住所（法人又は団体の場合は、主たる事業所の所在地及び名称。）及び連絡先

ウ 苦情申立ての原因となった供述聴取が行われた日時・場所、聴取を受けた者の氏名

エ 当該供述聴取の担当審査官等の氏名・所属

オ 当該苦情申立ての内容が該当する前記2(1)ないし(4)の項目及び当該項目に係る具体的事実

当該苦情申立てが前記2(1)ないし(4)のどの項目に該当するかについて明らかにしてください。また、当該審査官等がどのような行為を行ったのかについて、できるだけ具体的に記載してください。

(3) 苦情申立ては、聴取を受けた者に限られず、当該者の所属する事業者及び事業者団体並びにその代理人も行うことができます。

(4) 申立書の提出は、持参、郵送又はFAXにより以下を宛先として行ってください。

なお、申立書の提出がFAXによる場合は、送信の事前又は事後に以下の電話番号に、送付する又はした旨の連絡を行ってください。

宛先：〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟

公正取引委員会事務総局官房総務課

FAX番号：03-3581-1963

電話番号：03-3581-5471（内線2351）

### 3 苦情申立てへの対応

(1) 本制度の対象となる苦情の申立てを受け付ける窓口を官房総務課に設置します。

(2) 官房総務課は、申し立てられた苦情について速やかに必要な調査を行い、調査結果等について公正取引委員会に報告します。

(3) 公正取引委員会は、当該調査結果等を踏まえ、当該苦情申立てに係る供述聴取において指針「第2 2 供述聴取」に反する審査官等の言動等があったと認められるときは、必要な措置を講じます。

### 4 申立人に対する通知

公正取引委員会は、申立人に対し、当該苦情申立ての処理結果について、書面により遅滞なく通知することとします。

### 5 苦情申立ての処理結果の公表

苦情申立ての処理については、年度ごとに、類型的にまとめて件数等を公表します。

### 6 その他

本制度は、平成28年1月4日以降に行われた任意の供述聴取が対象となります。

# 我が国の他法令における防御権の概要

参考16-5

	行政調査手続			刑事手続
	独占禁止法 (公正取引委員会)	金融商品取引法 (証券取引等監視委員会) ----- 取引調査 (注2)	国税通則法 (国税庁)	刑事訴訟法 (検察庁)
供述聴取・取調べ 時における弁護士の 立会い	× 〔規定はなく、実務上も認めていない。〕	× 〔規定はなく、実務上も認めていない。〕	× 〔税務代理(税理士法第2条第1項第1号)を委任された税理士(税理士登録した弁護士等を含む。)の立会いは認めている。  (注)税理士登録をせずに、国税局長に通知することにより税理士業務を行うことができる弁護士にも立会いを認めている(税理士法第51条第1項)。〕	× 〔実務上は、検察官において、取調べの機能を害するか、関係者の名誉、プライバシー等を害するおそれがないか等を考慮して判断。実際に立ち会わせた実例は、法務省においては把握されていないとのこと。〕
弁護士・依頼者間 秘匿特権	× 〔規定はなく、実務上も認めていない。〕	× 〔規定はなく、実務上も認めていない。〕	× 〔規定はなく、実務上も認めていない。〕	× 〔なお、弁護士等における押収拒絶権、証言拒絶権は認められている。〕
供述調書作成時の 写しの交付	× 〔・規定はなく、実務上も認めていない。 ・なお、意見聴取手続において、公正取引委員会が違反事実を立証する証拠である供述調書については、閲覧可。自社従業員のものについては謄写も可。(法第52条第1項)〕	× 〔・規定はなく、実務上も認めていない。 ・なお、審判手続において、被審人は、証券取引等監視委員会が違反事実等を証する資料の閲覧・謄写を求めることができる(金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第30条第4項)。〕	× 〔規定はなく、実務上も認めていない。〕	× 〔・関連する規定は置かれていない。 ・実務上、被疑者等に供述調書の写しを交付するという取扱いはされていない。〕

(注1) 法令上、上記の手続保障を認める規定があるものは「○」、認める規定がないものは「×」

(注2) 金融商品取引法第177条の規定に基づき実施するインサイダー取引等に関する調査。

(注3) 「独占禁止法審査手続についての懇談会報告書」(平成26年12月24日)資料集・資料5及び資料6並びに独占禁止法審査手続についての懇談会(第5回)における公正取引委員会提出資料(資料2-1)から抜粋。

## 東京高判平成25年9月12日・平成25年(行コ)第80号（事件記録閲覧謄写許可処分取消請求控訴事件）

控訴人は、我が国の現行法制度の下で「弁護士・依頼者秘匿特権」が具体的な権利ないし利益として存在し、この具体的な権利ないし利益は公正取引委員会が利害関係人による閲覧又は謄写の申請に応ずることを拒否することができる「正当な理由」となると主張する。そして、控訴人は、「弁護士・依頼者秘匿特権」、すなわち、依頼者と代理人である弁護士との間のコミュニケーションを依頼者にとっての有利・不利を問わず原則として絶対的に保護するという権利ないし利益は、憲法21条2項後段、同22条1項、同31条、同32条、同34条及び37条、並びに同35条により、具体的な権利として保障されている旨主張する。

しかしながら、通信の秘密について定める憲法21条2項後段が、国民に対する一般的な通信の秘密の保障を超えて、弁護士と依頼者との間のコミュニケーションを特別に具体的な権利ないし利益として絶対的に保障していると解すべき理由は見出し難い。同様に、職業選択の自由について定める同22条1項、適正手続の保障について定める同31条、裁判を受ける権利について定める同32条、抑留や拘禁の要件や刑事被告人の権利等について定める同34条及び同37条、令状主義について定める同35条が、それぞれの条項が定める一般的な保障や権利利益等の保護を超えて、特に弁護士と依頼者との間のコミュニケーションを特別に具体的な権利ないし利益として保護していると解することはできない。そして、原判決が詳細に検討しているように、他に、控訴人が主張する「弁護士・依頼者秘匿特権」が我が国の現行法の法制度の下で具体的な権利又は利益として保障されていると解すべき理由は見出し難い。

	日本 (公正取引委員会)	米国 <sup>(注1)</sup> (司法省)	EU (欧州委員会)
立入検査時の弁護士の立会い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利としては認められていないが、実務上認められている。</li> <li>・弁護士の到着まで検査を開始しないとの運用ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利としては認められていないが、実務上認められている。</li> <li>・弁護士の到着まで捜索を開始しないとの運用ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利としては認められていないが、実務上認められている。</li> <li>・欧州委による注釈書(explanatory note)によれば、検査の間、事業者は弁護士に相談することが可能であるが、弁護士の立会いが検査が有効であることの法的条件とはされていない(the presence of a lawyer is not a legal condition for the validity of the inspection)。</li> </ul>
供述聴取時の弁護士の立会い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利としても、実務上も認められていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(身柄拘束下の場合)判例<sup>(注2)</sup>により認められている。</li> <li>・(身柄拘束下でない場合)権利としては認められていないが、実務上認められている。<sup>(注3)</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利としては認められていないが、実務上認められている(欧州委の審査手続マニュアルには、供述人が選任する弁護士等の同席が可能である旨の記述あり)。<sup>(注4)</sup></li> </ul>
弁護士・依頼者間秘匿特権 <sup>(注5)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認められていない(独禁法以外の分野でも認められていない)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判例により認められている(競争法以外の分野でも認められている)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判例により認められている(競争法以外の分野でも認められている)。</li> </ul>

(注1) 米国のカルテル規制は、刑事手続により行われることを前提としている。

(注2) いわゆるミランダ判決(Miranda v. Arizona 連邦最高裁判所判決 [1966年6月13日])。

(注3) 任意の聴取手続においては、弁護士が立ち会うのが通例。ただし、率直な供述に影響が出ると判断された場合には、会社の弁護士の立会いが許されないこともある。なお、捜査対象企業の役員・従業員である個人に弁護士が付く際は、会社の弁護士が付くことが多いが、個人に訴追の可能性が生じた場合には、当該弁護士とは別の弁護士が付く。

(注4) 立ち会う弁護士は、基本的には会社の弁護士である。

(注5) 弁護士・依頼者間秘匿特権の詳細は次頁以降参照。

(注6) 「独占禁止法審査手続についての懇談会報告書」(平成26年12月24日)資料集・資料7から抜粋。

## 諸外国における防御権の概要(弁護士・依頼者間秘匿特権)

項目	諸外国の例	
趣旨・目的・意図	米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士とその依頼者の間での完全かつ率直な交信を促し、もって法と司法行政の遵守という点においてより広範な公共の利益を促進すること(Upjohn Co. v. United States連邦最高裁判所判決(1981年1月13日)[以下「Upjohn判決」という。])</li> </ul>
	EU	<ul style="list-style-type: none"> <li>・何人も、制約を受けることなく、必要とする全ての者に対して独立した法的助言を与えることを職業とする弁護士に相談することができなければならない、という要請に応えるもの(AM &amp; S Europe Ltd. v. Commission欧州司法裁判所判決(1982年5月18日)[以下「AM&amp;S判決」という。])</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士は、依頼者が他の者には話せないことを話してもらう必要がある。また、弁護士は秘密を信頼して情報を受け取ることができる。弁護士が秘密を守ることは、依頼者の利益を守るだけでなく、正義の実現に寄与する(「内閣府における独占禁止法審査手続懇談会」の「論点整理」に対するフランス全国弁護士会の意見より)【仏】</li> </ul>
根拠	米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判例により形成(競争法以外の分野でも認められている)</li> <li>・連邦証拠規則第502条に關係規定あり</li> </ul>
	EU	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判例により形成(競争法以外の分野でも認められている)</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判例により形成(競争法以外の分野でも認められている)【英】</li> <li>・1998年競争法第30条及び2002年企業法第196条に關係規定あり【英】</li> <li>・司法制度及び法律家の改革に関する1971年12月31日法律第71-1130号第66-5条に關係規定あり【仏】</li> </ul>
要件	米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①資格を有する法律専門家からの②法的助言が求められている場合において、③この目的に関するcommunicationが、④依頼者により⑤秘密裏に行われたものであって、⑥依頼者又は当該法律専門家による開示から⑦永久に保護されるべきとの依頼者の要請があり、かつ、⑧当該保護が放棄されていないこと(8 John H. Wigmore, Evidence § 2292, at 554 (McNaughton Rev. 1961 &amp; Supp. 1991), 米国で一般的に引用される解説書より)</li> </ul>
	EU	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士と依頼者間の書面によるcommunicationの秘匿については、①そのcommunicationが依頼者の防御権の観点からなされたものであり、②独立した弁護士、すなわち依頼者と雇用関係によってつながれていない弁護士からなされたものである場合には保護される(AM&amp;S判決、パラグラフ21)</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的助言か防御かを問わず、有体物か無体物か(紙、FAX、電子データなど)を問わない(「内閣府における独占禁止法審査手続懇談会」の「論点整理」に対するフランス全国弁護士会の意見より)【仏】</li> </ul>

項目	諸外国の例	
具体的な保護の対象	米 国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的助言に関係しないコミュニケーション(ビジネス上の助言等)については保護の対象とならない(Motley v. Marathon Oil Co., 71F.3d 1547,1550-51(10th Cir.1995))</li> <li>・単に弁護士にCCを入れてメールやFAXを送付するだけのものや, 多くの送付先リストの中に弁護士が入っていたというだけでは, 保護の対象とならない(Zelaya v.UNICCO Serv. Co., 682 F.Supp.2d 28(D.D.C.2010)ほか)</li> <li>・(不正が疑われる支出に関して弁護士が全ての外国人マネジャーに対し詳細な情報を求めた質問票及び質問票の受領者を実施したインタビューのメモについての保護が争われた事案において)①従業員と弁護士のやり取りが法的助言を受けるため会社の上位の者の指示によってなされており, ②弁護士が法的助言をする上で会社上層部からの情報だけでは不十分であり, ③従業員と弁護士のやり取りが従業員の業務の範囲内であり, ④法的助言が会社のためのものであることを従業員が十分に認識している場合には, 当該従業員とのやり取りは保護の対象となる(Upjohn判決)</li> <li>・弁護士に相談する前に作成された文書であっても, 潜在的な訴訟に備えて作成されたものであれば, 保護の対象となる(Clark v. Buffalo Wire Works Co., 190 F.R.D.93, 95-96 (W.D.N.Y. 1999))</li> <li>・口頭での通信も保護の対象となる(In re Sealed Case, 737 F.2d 94 (D.D.C 1984))</li> <li>・弁護士が出席して法的問題点の検討を行った会議における議事録も保護の対象となる(In re Ford Motor Co., 110 F.3d 954,964-66(3d Cir.1997))</li> <li>・保護の対象となるのはcommunication of informationであってinformationではない(US v. O'Malley, 786 F.2d 786, 794 (7th Cir. 1986))</li> <li>・内容を知る必要がある者又は会社のために発言若しくは行動する権限を有する従業員に対して配布されたかどうかが秘匿性の判断基準となる(本件において当該文書が配布されたのは, 特定の従業員と契約社員[その大部分は弁護士又はマネジャー]のみであり, 全員が法務部門に助言を行うか弁護士が策定した法的助言及び戦略を受け取る者で, いずれも社則に拘束されるか個別の合意により守秘義務を負っていた。)(FTC v. GlaxoSmithKline, 294 F.3d 141, 147 (D.C. Cir. 2002))</li> </ul>
	E U	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の事案に関連しない一般的な法的助言は, 防御権の観点からなされたものではないため保護の対象とならない(AM&amp;S判決から導かれる解釈)</li> <li>・内部メモについては, 社外弁護士から受け取った法的助言の内容を(社内弁護士や他の従業員により修正されることなく, また, これらの者の意見が付されることなく)社内の管理的スタッフに報告するものであれば, 保護の対象となり得る(Order in Case T-30/89 Hilti v Commission (1990))</li> <li>・社内の準備文書については, 防御権を行使するため社外弁護士から法的助言を得ることのみを目的として作成された場合には, 当該弁護士とやり取りをしていなくとも, 保護の対象となり得る(Joined Cases T-125/03 and T-253/03 Akzo Nobel Chemicals and Akcros Chemicals v Commission (2007))</li> </ul>
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当事例不明</li> </ul>

項目	諸外国の例	
秘匿特権を主張できる通信の時期	米 国	・該当事例不明
	E U	・秘匿性の保護は、行政手続(注:「欧州連合の機能に関する条約第101条及び第102条の反トラスト手続の実施に関するベストプラクティス」[以下「ベストプラクティス」という。])パラグラフ24によれば、カルテル事件では、手続の開始は、通常、異議告知書の採択と同時に行われるが、それより早く開始することもある。)開始後のやり取りに及ぶが、当該手続の対象と関連性を有する、それ以前のやり取りにも及び得る(AM&S判決、パラグラフ23)
	そ の 他	・弁護士と依頼者との間の秘密は、関係者に対して調査が開始された後に初めて保護される(LG Bonn Beschluss vom 28. September 2005 Az. 37 Qs 27/05)【独】
対象となる依頼者の範囲	米 国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①従業員と弁護士のやり取りが法的助言を受けるため会社の上位の者の指示によってなされており、②弁護士が法的助言をする上で会社上層部からの情報だけでは不十分であり、③従業員と弁護士のやり取りが従業員の業務の範囲内であり、④法的助言が会社のためのものであることを従業員が十分に認識している場合には、当該従業員とのやり取りは保護の対象となる(Upjohn判決)</li> <li>・同一の弁護士を活用し、法律問題も近接関連している親会社とその子会社及び関連会社については、単一の「依頼者」となり得る(United States v. United Shoe Machinery Corp., 89 F.Supp. 357 (1950))</li> <li>・事業者の元従業員とのやり取りも保護の対象となる(In re Allen, 106 F.3d 582, 605-606 (4th Cir. 1997))</li> </ul>
	E U	・該当事例不明
	そ の 他	・該当事例不明
対象となる弁護士の範囲	米 国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国において弁護士資格を有する弁護士も対象となるが、当該弁護士が米国の弁護士と実質的に同等の機能を行使しており、また、当該外国法の下で特権が認められている場合に限る(McCook Metals LLC v. Alcoa Inc., 192 F.R.D. 242, 256 (N.D.III. 2000))</li> <li>・社内弁護士と社外弁護士で区別されない(Zenith Radio Corp. v. Radio Corp. of America, 121 F. Supp. 792, 794 (D. Del. 1954))</li> <li>・弁護士に雇用されている第三者とのやり取りも対象となるかについては、第三者とのcommunicationが必要で少なくとも非常に有益であること、第三者の関与が情報の伝達に資するものであること、当該communicationが法的助言を目的とするものであること、の3つの条件を満たさなければ認められない(Dahl v. Bain Capital Partners, 714 F. Supp.2d 225, 230 (D. Mass. 2010))</li> </ul>
	E U	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州経済領域(EEA)内のいずれかの国で法曹資格を有する弁護士に限られる(AM&amp;S判決、「内閣府における独占禁止法審査手続懇談会」の「論点整理」に対する欧州弁護士会評議会の意見より)</li> <li>・communicationが、独立した弁護士、すなわち依頼者と雇用関係によってつながれていない弁護士からなされたものであることが要件とされており(Case C-550/07 P Akzo Nobel Chemicals and Akros Chemicals v Commission (2010))、このことから、社外弁護士とのcommunicationのみが保護の対象とされている</li> <li>・弁理士、公認会計士等の他の専門職には拡大されない(AM&amp;S判決)</li> </ul>
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士会に登録し法律業務を行う弁護士が対象(「内閣府における独占禁止法審査手続懇談会」の「論点整理」に対するフランス全国弁護士会の意見より)【仏】</li> <li>・社内弁護士と社外弁護士で区別されない【英】</li> <li>・社外弁護士とのやり取りのみが対象【仏、独】</li> </ul>

項目	諸外国の例	
特権の放棄と みなされる場合	米 国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意に開示された場合(例:委任関係にない第三者と共有した場合。Dalen v. Ozite Corp., 230 Ill. App. 3d 18, 29 (Ill. App. Ct. 2d Dist. 1992))</li> <li>・不注意により開示した場合(例:開示文書に誤って混入した場合)において、開示を回避するために合理的かつ迅速な措置を講じず、かつ、その誤りを是正するために合理的かつ迅速な措置を講じなかったとき(連邦証拠規則第502条(b))</li> <li>・米国において秘匿特権下にある書類を米国外の当局等へ開示した場合に、当該書類について米国での秘匿特権が放棄されていないとみなすためには、裁判所の命令、召喚状、罰則により担保された当局の要求に基づく開示がなされることが必要(スペシャルマスターによる判断。In re Vitamin Antitrust Litigation, 2002 U.S. Dist. LEXIS 26490 (D.D.C. Jan. 23, 2002))</li> <li>・放棄の効果は、原則として開示されたcommunicationについてのみ及び、例外的に、放棄が意図的なものであって、同一の事象(subject matter)に関するものであり、同一の取扱いとすることが公平であると認められる場合に限り、それ以外のcommunicationにも及ぶ(連邦証拠規則第502条(a))</li> <li>・裁判外での開示については、必ずしも同一の事象に関するcommunication全てを放棄したことにはならない(In re Keeper of Records (XYZ Corp.), 348 F.3d 16, 24 (1st Cir. 2003))</li> <li>・相手方に応じて選択的に放棄することができるかについて、政府機関に情報を開示する際、訴訟当事者が、他の手続において秘匿特権を主張するという権利を明示的に留保した場合に限り、限定的な放棄が認められる(Teachers Ins. &amp; Annuity Ass'n of Am. v. Shamrock Broad. Co., 521 F. Supp. 638, 645-46 (S.D.N.Y. 1981))</li> <li>・共同防御特権は、ある者と別の者の弁護士との間のやり取りが共通する防御戦略を構築するための継続した共通の取組の一環として行われる場合に、これを保護するものである(特権の放棄には該当しない)(In re Grand Jury Subpoena, No. 01-1975 (1st Cir. Nov. 8, 2001))</li> </ul>
	E U	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当事例不明</li> </ul>
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当事例不明</li> </ul>
特権の例外事由	米 国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在進行中又は将来行う予定の違法行為に関するものには秘匿特権は適用されない(犯罪又は詐欺に関する例外)(U.S. v. Zolin, 491 U.S. 554, 563 (1989))</li> <li>・係争事案に関して、弁護士から得た意見(助言)を抗弁として主張した場合には、秘匿特権を失う(Trans World Airlines, Inc., v. Hughes, 332 F.2d 602, 615 (2d. Cir. 1964), cert. dismissed, 380 U.S. 248, 249 (1965))</li> </ul>
	E U	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当事例不明</li> </ul>
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当事例不明</li> </ul>

項目	諸外国の例	
<p style="text-align: center;"><b>該当性に争いがある場合の実務上の対応、濫用防止措置等</b></p>	<p style="text-align: center;">米 国</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘匿特権を理由にcommunication等の開示を拒否する者は、明示的に申し立て、他の関係者が当該申立ての適否を判断できる程度に当該communication等の性質を説明する必要がある(連邦民事訴訟規則第26条(b)(5)(A))</li> <li>・プリビレッジ・ログと呼ばれる秘匿対象物件一覧表を作成・提出する方法がある。具体的には、①関係する弁護士名及び依頼者名、②文書の性質(手紙、覚書等)、③当該文書を受領し又は送付されたことが示されている全ての関係者名、④当該文書を提供し、又はその実質的な内容を知らせたことが知られている全ての関係者名、及び⑤文書の作成日等、を特定すればよい(Dole v. Milonas, 889 F.2d 885 (9th Cir. 1989))</li> <li>・秘匿特権が主張された場合、捜査官が当該主張のとおりと判断すれば押収せず。争いがある場合は、封筒に入れて封印して持ち帰る。その後、捜査に関与していない専門部署が判断する。更に争う場合は裁判官が判断する(米国検察官マニュアル9-13.420ほか)</li> </ul>
	<p style="text-align: center;">E U</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が、欧州委員会に対して適切な正当化理由及びその理由を根拠づけるだけの関連資料を提出(「ベストプラクティス」パラグラフ52)</li> <li>・欧州委員会がそのような関連資料が提出されなかったと判断した場合は、問題となった文書の提出を命じ、必要な場合には、追加的に必要な証拠の提出又は問題となっている文書の提出の拒否について、事業者に対し制裁金又は履行強制金を課すことができる(「ベストプラクティス」パラグラフ52)</li> <li>・欧州委員会の職員が秘匿特権の主張に対し理由がないと考える場合であって、特に、事業者が当該職員に対し文書について大まかに目通し(一瞥)することを拒んだが、当該文書が秘匿特権により保護され得るものであることを排除できない場合、当該職員は、当該争いの今後の解決を目的として、対象となった文書のコピー(事業者側が行うと思われる)を封筒に入れ封印し、欧州委員会の庁舎に持ち帰ることができる(「ベストプラクティス」パラグラフ54)</li> <li>・事業者が聴聞官(The hearing officer)による調査に同意すれば、かかる問題を聴聞官に付託することができる。聴聞官は、相互に受け入れ可能な解決を促すための適切な手段を講じることができる(「ベストプラクティス」パラグラフ55)</li> <li>・問題が聴聞官によって解決されない場合、欧州委員会は更に当該問題を審査し、自らの判断を適切と考える場合は、事業者の要求を却下する決定を採択することになる。事業者は、当該決定について欧州司法裁判所に提訴することができる(「ベストプラクティス」パラグラフ56～57)</li> <li>・例えば、単なる審査の引き延ばし戦術のために、また客観的な理由がないのに、単に立入検査中に欧州委員会職員が文書に大まかな見通し(一瞥)を行うことを拒否するような事業者は、検査妨害に係る制裁金の対象となるとともに、競争法違反に係る制裁金を算定する際に、制裁金を増額させる事情として考慮される(「ベストプラクティス」パラグラフ58)</li> <li>・Akzo/Ackros社の秘匿特権に係る訴訟手続により、4年以上の間、欧州委員会の審査が中断した。欧州委員会競争総局は、リニエンシーの適用に係る文書の付加価値を評価可能とするため欧州第一審裁判所の判断を待たなければならなかった。付加価値の評価というのは証拠の特定の一部が調査資料として使用可能かどうかによって依拠しており、秘匿特権の該当性が争われた文書は、正に異議告知書及び欧州委員会決定の基礎となる重要な証拠の一部であった(Final report of the Hearing Officer Case COMP/ 38.589 - Heat Stabilisers, EU官報2010/C C307/04より抜粋)</li> </ul>
	<p style="text-align: center;">そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドイツ連邦カルテル庁の職員は、ある文書が秘匿特権に該当するか否かに関して争いが生じた場合には、当該文書を封筒に入れ封印した上で持ち出すことに同意するが多い(Competition Law Enforcement in Germany, "ABA Handbook on Competition Law Investigation")【独】</li> </ul>

項目	諸外国の例	
<p style="text-align: center;"><b>対象文書が違反行為の立証に重要な証拠になり得る場合の対応</b></p>	<p style="text-align: center;">米 国</p>	<p>・1999年6月の司法次官メモに添付された事業者の訴追に関する指針では、検察官が事業者の量刑を判断する際に考慮され得る要素の一つとして適時かつ任意の開示と捜査への協力の意思が挙げられ、これには、必要に応じて秘匿特権の放棄も含まれるとされていた。しかし、こうした指針が意図的又は無意識のうちに事業者に対して秘匿特権の放棄を強要することに用いられているのではないかとの批判が高まり、2008年8月以降、係争事案に関して弁護士から得た意見(助言)を抗弁(advice-of-counsel defense)として主張する場合及び犯罪等を助長するようなcommunicationである場合を除いて、弁護士・依頼者間のcommunicationを事業者が開示する必要はなく(事業者による任意の放棄は可)、検察官が捜査への協力とみなすための条件として提出を求めることはできないとされている。例えば、社内調査で弁護士が従業員からインタビューを実施しメモ等を作成した場合に、捜査への協力と評価されるために、秘匿すべきメモ等を検察官に提出する必要はなく、検察官も当該メモ等の提出を求めることはできない。ただし、捜査への協力との評価を得るためには、事業者は、関連事実に関する情報(当該インタビューを通じて入手した関連事実に関する情報と同一の情報がほかでは提供されない場合には、このような情報を含む。)を提出する必要があり、検察官も当該情報の提出を求めることができる(1999年6月、2003年1月、2005年10月、2006年12月及び2008年8月の司法次官メモランダムとその添付資料及び米国検察官マニュアル9-28. 710, 720)</p>
	<p style="text-align: center;">E U</p>	<p>・(当局の文書提出命令に記載されている対象文書の中に、事業者が秘匿特権を主張し当局と争いになっている文書と、事業者が自らの意思で既に当局に提出した文書が含まれていたことに関して、)(事業者と弁護士との間のやり取りに関する)秘密の原則は、依頼者が、弁護士と依頼者の間の書面によるcommunicationを開示することが依頼者の利益となると判断した場合に、依頼者が当該communicationを開示することを妨げるものではない(AM&amp;S判決)</p>
	<p style="text-align: center;">そ の 他</p>	<p>・ドイツ連邦カルテル庁が押収した文書が秘匿特権により保護されるものであった場合、(当該事件の)手続の過程において、当該事業者に対する証拠として使用することが禁止される(Competition Law Enforcement in Germany, "ABA Handbook on Competition Law Investigation")【独】</p>

(注)「独占禁止法審査手続についての懇談会報告書」(平成26年12月24日)資料集・資料8から抜粋。

## 公正取引委員会が行う行政調査手続の実際

### ディスカバリー、弁護士・依頼者間秘匿特権への対応等

- これまでに、公正取引委員会に対し、米国の裁判所からディスカバリー要求がなされたことはない。また、当委員会に減免申請を行った国内の事業者に対し、当該事業者が保有する文書についてディスカバリー要求がなされた際に、当委員会は裁判所に意見書を提出して当該要求に反対する姿勢を表明している。
- 国際カルテルに参加した日本企業が米国の弁護士と相談した内容は米国当局との関係では秘匿特権が認められているところ、該当文書が日本の公正取引委員会に留置された場合は特権を放棄したとみなされる可能性があるとの指摘を受けることがあるが、少なくとも米国においては、一部の裁判例において、当局の命令を受けて提出する場合には秘匿特権が失われることはないとの判断が示されているところであり（他方で、放棄となる判決等は承知していない。）、必ずしも秘匿特権の放棄を意味するということではないと考えられる。
- 当委員会から米国当局に当該情報が提供されると、米国で保護されなくなる可能性があるとの指摘を受けることがあるが、当委員会がこれまで独占禁止法の調査権限に基づいて収集した証拠物件等を海外当局に提供した事実はない。

（出典）平成26年5月14日開催の独占禁止法審査手続懇談会についての懇談会（第5回）における公正取引委員会提出資料（資料2-3）から抜粋。